

3月2日(火)

出席委員

委員長	渡部	茂	君
副委員長	西村	直子	君
同	つる	伸一郎	君
委員	おくの	晋治	君
同	くにば	雄大	君
同	松本	ときひろ	君
同	小芝	新	君
同	せお	麻里	君
同	のだて	稔史	君
同	横山	由香理	君
同	筒井	ようすけ	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	新妻	さえ子	君
同	湯澤	一貴	君
同	松澤	和昌	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君
同	高橋	しんじ	君

委員	須貝	行宏	君
同	あくつ	広王	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	大倉	たかひろ	君
同	木村	けんご	君
同	高橋	伸明	君
同	鈴木	博	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	あべ	祐美子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	本多	健信	君
同	石田	秀男	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

鈴木 真澄 君

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

広 報 広 聴 課 長
大 澤 幸 代 君

情 報 推 進 課 長
山 本 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

経 理 課 長
東 野 俊 幸 君

税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地 域 活 動 課 長
川 島 淳 成 君

協働・国際担当課長
（しながわ活力応援給付金担当課長兼務）
宮 澤 俊 太 君

生活安全担当課長
黛 和 範 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

商業・ものづくり課長
遠 藤 孝 一 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

文 化 観 光 課 長
古 巻 祐 介 君

スポーツ推進課長
中 元 康 子 君

オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部長
柏 原 敦 君

子ども育成課長
廣 田 富美恵 君

子育て応援課長
三ッ橋 悦 子 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 みゆき 君

福祉計画課長（特別定額給付金担当課長兼務）
寺 嶋 清 君

高齢者福祉課長
宮尾 裕介 君

障害者福祉課長
松山 香里 君

生活福祉課長
櫻木 太郎 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福内 恵子 君

健康課長
高山 崇 君

国保医療年金課長
池田 剛 君

参事
品川区保健所生活衛生課長事務取扱
鈴木 誠 君

参事
品川区保健所保健予防課長事務取扱
鷹箸 右子 君

品川保健センター所長
柏木 通 君

新型コロナウイルス予防接種担当課長
豊嶋 俊介 君

都市環境部長
中村 敏明 君

都市整備推進担当部長
末元 清 君

都市計画課長
鈴木 和彦 君

木密整備推進課長
佐藤 聡 君

まちづくり立体化担当課長
中道 元紀 君

建築課長
長尾 樹偉 君

品川区清掃事務所長
工藤 俊一 君

防災まちづくり部長
藤田 修一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
滝澤 博文 君

土木管理課長
稲田 貴稔 君

交通安全担当課長
川口 浩和 君

公園課長
高梨 智之 君

河川下水道課長
松本 昇 君

防災課長
中島 秀介 君

災害対策担当課長
大森 誠 君

会計管理者
中山 文子 君

教育長
中島 豊 君

教育次長
齋藤 信彦 君

保健体制整備担当部長兼務
(選挙管理委員会事務局長)
秋 山 徹 君

庶 務 課 長
有 馬 勝 君

学 務 課 長
篠 田 英 夫 君

指 導 課 長
工 藤 和 志 君

教育総合支援センター長
矢 部 洋 一 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 ただいまより、予算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る2月19日の本会議におきまして、39名の委員により設置され、令和2年度品川区各会計補正予算4件および令和3年度品川区各会計当初予算5件の計9件の審査を付託されました。

このたび、委員長の大役を、皆様のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うこととなりました。幸いにして、各会派より有能な副委員長2人と理事の方々を選出いただいておりますので、これらの方々と一致協力いたしまして、効率的かつ実りのある委員会となるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。よろしくお願いします。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。委員長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから着席のまま進行させていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 おはようございます。本日からの予算特別委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

去る2月19日の本会議におきまして、令和2年度の補正予算ならびに令和3年度の当初予算につきまして、ご提案、そしてご説明を申し上げたところでございます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組と地域経済の回復に加え、東京2020大会関連、長期基本計画の着実な実現に向けた予算といたしました。コロナ禍において、各事業における経常的予算の見直しをはじめ、施設改修や道路工事等の緊急性の見極めなどにより、衛生費や産業経済費などの緊急課題に対する予算を確保し、前年度比マイナス3.1%となる1,824億8,000万円の一般会計予算を編成したところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の経済への影響から、区財政においても大変厳しい状況と予想されますが、地域経済の動向や、ふるさと納税の影響なども含めた様々な社会経済情勢の変化にも対応できるよう、健全財政で築いた財政基盤を基に区政運営を進めていく必要がございます。今後も議員ならびに区民の皆様のご理解とご協力を頂き、区民の命と生活を守る、真に必要な施策を着実に実現し、効果的な行財政運営に努めてまいります。

令和2年度補正予算ならびに令和3年度当初予算につきまして、どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○渡部委員長 それでは次に、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議を致しました結果、資料「予算特別委員会の運営について」のとおり、お手元に配付させていただきました。

これより西村副委員長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○西村副委員長 予算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明させていただきます。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため、設置されたものであります。組織および協議事項は資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を8日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、

審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定めた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含め、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また、資料を提示される場合は、パネル等の取扱い基準に則り、事前に委員長にお申出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめていただきます。

関連質疑に関しましては、委員長の許可により、5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様、特に政策的な質疑をお願いいたします。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を送ります。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

最後に、資料には記載がございませんが、新型コロナウイルスへの対応として、理事者におかれましては第一委員会室および第二委員会室への入室者を限定しているとのことですので、各委員におかれましては、ご質疑に際して、その日の審査内容、款を外れないよう、款別審査の徹底に改めてご留意いただきますようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について全てご了承いただいたものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、第1号議案、令和2年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計補正予算を一括して議題に供します。

本日の審査項目は、各会計の歳入歳出補正のほか、一般会計補正予算においては、繰越明許費および

債務負担行為の補正でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長 おはようございます。本日からよろしく願いいたします。

それでは、令和2年度各会計補正予算案、第1号議案から第4号議案まで、予算書によりご説明させていただきます。

令和2年度各会計補正予算ですが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより事業の見直しが必要となった経費、またやむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成いたしました。

恐れ入りますが、7ページをご覧ください。一般会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億4,953万8,000円を減額し、総額をそれぞれ2,496億522万2,000円とするものであります。

8ページをお開きください。第1表、歳入歳出補正予算は、歳入、1款特別区税から19款諸収入まで、10ページ、歳出、2款総務費から7款教育費までであります。

11ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費では、6款土木費、4項都市計画費、公園・児童遊園整備費、および7款教育費、2項学校教育費、学校運営費の2件を翌年度に繰り越すものであります。

第3表、債務負担行為補正は、荏原第一地域センター設備新設工事ほか8件を追加するもので、変更は、児童相談所新築工事監理委託1件であります。

38ページをお願いいたします。ここから歳入になります。1款特別区税、1項特別区民税は、9億6,000万円を追加し、489億9,200万円とするもので、納税義務者の増によるものです。

9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、8億9,000万円を減額し、401億1,000万円とするもので、新型コロナウイルス感染拡大の影響による法人住民税の減収によるものであります。

11款分担金及び負担金、1項負担金は、2億6,093万8,000円を減額し、21億3,723万5,000円とするもので、12款使用料及び手数料、1項使用料は、40ページをお願いいたします。9,426万1,000円を減額し、35億8,112万8,000円とするもので、主なものは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による文化センター・学校施設使用料の減であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金は、1,743万8,000円を追加し、215億8,321万7,000円とするものです。

42ページをお願いいたします。2項国庫補助金は、44ページをお願いいたします。2億3,294万5,000円を減額し、467億6,250万6,000円とするもので、主なものは、社会資本整備総合交付金の減であります。

46ページをお願いいたします。3項国庫委託金は、83万4,000円を減額するものであります。

14款都支出金、1項都負担金は、4,147万8,000円を減額し、60億9,210万2,000円とするもので、主なものは、子育て支援施設等利用給付の減であります。

2項都補助金は、54ページをお願いいたします。10億8,408万円を減額し、104億9,244万円とするもので、主なものは、待機児童解消区市町村支援事業補助金の減、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業および新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加であります。

3項都委託金は、53万円を減額するものであります。

15款財産収入、2項財産売却収入は、1億4,290万6,000円を追加し、5億9,292

万6,000円とするものです。

56ページをお願いいたします。16款寄附金、1項寄附金は、1,243万4,000円を追加し、3,642万5,000円とするものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金は、8億9,000万円を減額し、370億8,517万9,000円とするもので、主なものは、公共施設整備基金繰入金の減、地球環境基金繰入金は新規計上であります。

58ページをお願いいたします。18款繰越金、1項繰越金は、20億7,508万8,000円を追加し、50億7,508万8,000円とするものです。

19款諸収入、4項受託事業収入は、4億7,620万円を減額し、30億8,590万8,000円とするものであります。

6項雑入は、60ページをお願いします。1億8,613万8,000円を減額し、14億8,730万円とするものであります。

62ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費は、90億6,032万7,000円を追加し、182億179万2,000円とするもので、主なものは、基金積立金の追加であります。

68ページをお願いいたします。2項地域振興費は、5億5,511万円を減額し、203億3,805万3,000円とするもので、主なものは、区民施設経費の工事費およびオリンピック・パラリンピック開催周知事業の減であります。

4項戸籍及び住民基本台帳費は、70ページをお願いいたします。2億3,757万4,000円を追加し、13億6,298万8,000円とするもので、個人番号カード経費の増であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、74ページをお願いします。16億9,962万3,000円を減額し、678億8,168万円とするもので、主なものは、高齢者福祉施設整備費および特別会計繰出金の減であります。

2項児童福祉費は、78ページをお願いします。18億8,366万6,000円を減額し、532億966万4,000円とするもので、主なものは、区立保育園運営費および私立保育園開設経費の減であります。

3項生活保護費は、国庫支出金増額に伴う財源更正であります。

80ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費は、82ページをお願いします。1億8,086万8,000円を追加し、68億3,675万5,000円とするもので、主なものは、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援金の増であります。

2項環境費は、1,990万6,000円を減額し、26億2,355万7,000円とするもので、主なものは、オリンピック・パラリンピック開催期間中の資源回収経費の減であります。

3項清掃費は、84ページをお願いします。9,613万1,000円を減額し、51億9,331万7,000円とするもので、主なものは、清掃事務所等施設管理事業の減であります。

5款産業経済費、1項産業経済費は、370万2,000円を減額し、58億3,433万円とするもので、主なものは商店街国際化推進事業の減であります。

86ページをお願いいたします。6款土木費、1項土木管理費は、1,600万円を減額し、9億3,006万3,000円とするもので、駅周辺等放置自転車対策事業の減であります。

2項道路橋梁費は、2億6,475万円を減額し、34億339万5,000円とするもので、主なものは、補助163号線整備の減であります。

８８ページをお願いいたします。３項河川費は、８億１，９３２万５，０００円を減額し、３３億６，６５５万４，０００円とするもので、主なものは、第二戸越幹線整備工事費の減であります。

４項都市計画費は、９２ページをお願いいたします。２０億５，４９４万１，０００円を減額し、１２１億６，３２０万９，０００円とするもので、主なものは、防災生活圈促進事業の用地取得費および西品川一丁目地区公共施設管理者負担金の減であります。

９４ページをお願いいたします。５項建築費は、５億４，８７１万２，０００円を減額し、１３億９，１０９万３，０００円とするもので、主なものは、住宅・建築物耐震化支援事業の減であります。

７項防災費は、７，７９１万８，０００円を減額し、１２億３１９万８，０００円とするもので、主なものは、防災行政無線管理費の減であります。

９６ページをお願いいたします。７款教育費、１項教育総務費は、９８ページをお願いいたします。２億９，２１０万４，０００円を減額し、１００億４，９１５万円とするもので、主なものは、移動教室経費の減であります。

２項学校教育費は、１００ページをお願いいたします。２１億４２万９，０００円を減額し、１６９億９，５１２万４，０００円とするもので、主なものは、学校ＩＣＴ活用経費および学校環境整備事業の減であります。

１０４ページをお願いいたします。繰越明許費は、公園・児童遊園整備費および学校運営費において、年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものであります。

１０６ページをお願いいたします。債務負担行為の追加および変更は、荏原第一地域センター設備新設工事から児童相談所新築工事監理委託までの１０件であります。

一般会計補正予算は、以上であります。

続きまして、１５ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計補正予算は、第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ６億９，６７４万６，０００円を追加し、総額をそれぞれ３５７億７，７３４万７，０００円とするものです。

１６ページをお願いいたします。第１表歳入歳出予算補正は、歳入、１款国民健康保険料から７款諸収入まで、右側１７ページ、歳出は、１款総務費から５款諸支出金までであります。

１１２ページをお願いいたします。ここからは歳入になります。

１款国民健康保険料は、５億４，９５３万１，０００円を減額するものであります。

１１４ページをお願いいたします。３款国庫支出金は、２億９，８０９万８，０００円を追加。４款都支出金は、７億７，７９５万５，０００円を追加。５款繰入金は、１１６ページをお願いいたします。１億６，７１６万２，０００円を減額。６款繰越金は、２億９，２２０万６，０００円を追加。７款諸収入は、４，５１８万円を追加するものであります。

歳入は以上であります。

１１８ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

１款総務費は、１，９１７万７，０００円を減額、２款保険給付費、１項療養諸費は、４億５，１３５万５，０００円を追加するものであります。

１２０ページをお願いいたします。２項高額療養費は、１億４，５２０万３，０００円を追加。４項出産育児諸費は、３，７８０万円を減額。７項傷病手当金は２，３８４万３，０００円を減額するものであります。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分は財源更正であります。

122ページをお願いいたします。3項介護納付金分は、1,417万1,000円を減額。4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、3,630万3,000円を減額。2項保健事業費は、財源更正であります。

124ページをお願いいたします。5款諸支出金は、2億3,148万2,000円を追加するものであります。

国民健康保険事業会計の補正予算は、以上であります。

21ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,265万3,000円を減額し、総額をそれぞれ88億6,097万6,000円とするものであります。

22ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正は、歳入、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入まで、右側、23ページ、歳出は、1款総務費から5款諸支出金までであります。

132ページをお願いいたします。ここからは歳入になります。

1款後期高齢者医療保険料は、3,168万2,000円を追加。3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は、1,521万4,000円を追加。2項広域連合補助金は、495万5,000円を追加するものであります。

134ページをお願いいたします。4款繰入金は、1億7,351万5,000円を減額。5款繰越金は、8,971万4,000円を追加。6款諸収入は、1,070万3,000円を減額するものであります。

歳入は以上であります。

138ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費は、799万8,000円を減額。2項徴収費は財源更正。2款分担金及び負担金は、2,034万8,000円を減額するものであります。

140ページをお願いいたします。3款保健事業費は、3,628万3,000円を減額。4款保険給付費は、1,490万円を追加。5款諸支出金は、707万6,000円を追加するものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、以上であります。

27ページをお願いいたします。介護保険特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,190万8,000円を追加し、総額をそれぞれ262億6,221万1,000円とするものであります。

28ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正は、歳入、3款国庫支出金から8款繰越金まで、右側29ページ、歳出は、1款総務費から5款諸支出金までであります。

148ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款国庫支出金は、6,939万2,000円を追加。4款支払基金交付金は、577万8,000円を追加。5款都支出金、1項都負担金は、2億1,493万円を追加。2項都補助金は、150ページをお願いいたします。1,000万円を追加するものであります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、1億1,965万6,000円を減額。2項基金繰入金は、3,312万2,000円を減額。8款繰越金は、152ページをお願いいたします。1,458万6,000円を追加するものであります。

154ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款総務費、527万5,000円を減額。2款保険給付費から、156ページをお願いいたしま

す。3 款地域支援事業費までは、国庫支出金増額に伴う財源更正であります。

158 ページをお願いいたします。4 款基金積立金は、6,761 万 9,000 円を追加。5 款諸支出金は、9,956 万 4,000 円を追加するものであります。

介護保険特別会計補正予算は、以上であります。

以上で、第 1 号議案から第 4 号議案まで、各会計補正予算の説明を終わります。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目に関する全ての説明が終わりました。

本日は、32 名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上ご質問されますよう、改めてお願いいたします。また本日は、既にご案内のとおり、品川区保健所、健康課の所管事項を含む委員の質問を先行して行い、それが終わり次第、品川区保健所および健康課の関係理事者は業務にお戻りいただくこととなりますので、ご了承を願います。

それでは、これより質疑に入ります。ご発言願います。本多健信委員。

○本多委員 おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。

この困難な時代に、あらゆる対策を講じていただいております、関係者の皆様に感謝申し上げます。

質問は、補正予算全体のことをお伺いします。その後、40 ページの感染症予防費、感染症対策事業について質問します。

初めに補正予算全体のことでございますけれども、先ほどの説明にありましたように、コロナ禍において、事業計画が、当初見込んでいたものができなくなったり、お金の面も、国や都の関係で、入ってくるものが入ってこなかったり、理由は様々あるかと思いますが、当然、減額のものだけではありませんし、こういった時代背景があって、増えるものも増えておりますけれども、様々な要因がありますけれども、令和 2 年度当初予算から見まして執行率はどのくらいになるのか。当然、一概には言えないと思うのですが、おおむねで結構なので、執行率の見通しについて教えてください。

○品川財政課長 執行率でございますが、毎年、大体 95% ぐらいを予定してございます。今回、当然、新型コロナウイルス感染症の関係等で、大分、金額的には予算を執行できなかった部分等がございます。前年の最終補正予算と比較しますと、おおむねなのですけれども、大体 20 億円ぐらい執行ができていないというところでございます。要因としましては、イベント関係等ができなかった部分、それから夏休みの期間等に、工事等が学校などでもできなかった部分、その他、公共工事、公園、それから道路等についても、新型コロナウイルス感染症の関係でできなかった部分がございますので、やはり前年と比べますと、少し執行率は落ちているというところでございます。

○本多委員 補正予算書を見ましても、減額を示す三角印が圧倒的に多くて、今、説明いただいたような、背景は理解できます。ただ、その中で、安心・安全だったり、防災面であったり、学校環境整備、例えば屋上防水であったり、待ったなしのものも減額されているとすごく感じるのです。背景はよく理解できますが、待ったなしのものに対して、どのような考えなのか。その点について教えてください。

○品川財政課長 緊急性の高いもの等については、今年度内にできるだけ行っていると認識してございます。ただ、スケジュール上の関係などといった部分で、どうしてもできない部分等もございますし、例えば緊急事態宣言等で、工事等もなかなかできなかったというような事情等もございます。こういった部分については、翌年度しっかりとやっていくというような考えで進めていきたいと考えております。

○本多委員 ぜひ鋭意努力をお願いします。その中で、事業計画どおりにできなかったことで支障な

どは生じなかったのか、その点だけ教えてください。

○品川財政課長 大きな支障というところでは出ていないかと思います。ただ、工事等は、完成予定時期等も決めている中で延長している部分がございますので、そういった面では、地域の皆様の思いを少し達成できなかったという部分はあるかとは思いますが。これについても、来年度、とにかくできる環境等を早急に整えていきたいと思っております。

○本多委員 引き続き、年度内の1か月、そして次年度に向けて、あらゆる手段を講じていただければと思います。

次に、41ページの感染症予防費、感染症対策事業について、この項目について説明をお願いいたします。

様々な感染症と向き合っていかなければならないのですが、新型コロナウイルス感染対策につきまして、あらゆる取組や対策を講じていただいております。感染経路の一つとして、エレベーターの操作ボタンがあると思いますが、これまでの感染された背景や分析がどのようなものか、把握されている点がありましたら教えてください。また、エレベーターの操作ボタンに対する注意喚起など、これまでの取組についてお聞かせいただきたいと思います。把握するのは難しいかもしれませんが、品川区内にはマンションが2,253棟あります。その点について、何か分析などあれば教えていただきたいと思います。

○鷹簗保健予防課長 エレベーター内での感染拡大についてのご質問でございます。私どもで把握している中で、エレベーターの階数ボタンを介して感染したという明確な事例は、現在のところ、特段把握してはございません。ただ、同じマンションの中で感染された方がいらっしゃるというような事例はありますが、よくお聞きしますと、名字が違うので初めは気づかなかったけれども実はご家族であったといった事例などで、エレベーターの階数ボタンを介してということでは、明確に我々は今のところ把握してございません。

これまでのところ、感染者の方が出た事業所は、例えばその方がお使いになったエレベーターの階数ボタンを含め、電話の受話器など、感染者の方が触られたところは確実な消毒をお願いするといったようなことを事例ごとにお伝えするとともに、現在、ホームページにも公開しているところです。

○高山健康課長 41ページの感染症対策事業の充当先でございます。今回、PCR検査センターの関係で、初めて経費として予算書に掲載させていただいております。5月12日に開設いたしましたPCR検査センターの運営に係る経費に、この予算を使用させていただいているところでございます。

○本多委員 感染要因は様々あると思いますが、できる範囲でその辺を分析できれば、できる範囲でしていただければと思います。

最近よく目にするのが、抗ウイルス剤施工済み、施工日が入っているステッカーがエレベーター内に貼ってあります。抗菌シートもありますが、安全につながると思います。このような施しの効果について、分かれば教えていただきたいと思います。すごく安心するのですが、この効果期間はどのくらいあるものなのか。分かれば教えてください。

ほかに例えば都庁では、飛沫防止のため、「会話をお控えください」のステッカーが貼ってあります。また、民間ビルでのゴムサックの使い捨てサービス、あるいは触らないタッチレスの道具など、様々ありますけれども、手が触れるというのは、もちろん世の中というか社会の中でいろいろな場面がありますけれども、電車の手すりだったりドアノブだったり様々ありますけれども、非接触対応というのが求められてきている中、エレベーターにおけるその辺のことについてお聞かせいただきたいと思います。

そうした視点での、品川区の注意喚起や対策などの方向性があればお聞かせください。感染要因として、なかなか把握できていないということなので、その辺は難しいのかもしれませんが、その辺の方向性についても、あれば教えてください。

○鷹箸保健予防課長 エレベーターの中の抗菌対策などについてでございますが、この辺は、厚生労働省・経済産業省・消費者庁のホームページにも載ってございますが、例えばコロナウイルスの用途として、確実に試験をし、それが除去されたといったものではないものも含まれておりますので、ステッカーが貼ってあっても、それで安心というわけには、残念ながらいかないようでございます。新型コロナウイルスの消毒・除菌に関しましては、やはり一番確実なのは、例えば手を洗って除去するとか、あとはアルコールの消毒なども役立ちますので、ステッカーが貼ってあることで安心するというよりも、外出から帰っていらっしゃったら確実に手洗いをしていただく。もちろん、よく分からない方との接触を避けるといったようなことは非常に重要ですし、手袋なども重要ですが、まずは、外出先から帰られたら手洗いの確実な励行をお願いしたいと考えております。

○本多委員 いろいろ教えていただきまして、ありがとうございます。もし分かれば、例えばエレベーターの中に、「抗菌・抗ウイルス施工済みです」、「何月何日に施行しました」というものをいろんな場面で、結構見かけるんです。そういったものの有効期間など、もし分かれば、その辺について。これがすごく効果的というか、安心につながるのであれば、もっと普及したほうがいいのかと。もし分かれば効果についても教えてください。分からなければ結構です。

○鷹箸保健予防課長 先ほどの内容について、もう少し詳しいご説明でございます。まず抗菌や抗ウイルスについて、細菌も、ウイルスも様々な種類がありますので、そのどれに対して試験をしているのかということまでが明確になっていない部分も多く、今回のコロナウイルスに関しても、ステッカーが貼ってあることで安心というわけには、なかなかいかないようでございます。また、効果期間でございますが、それも、試験をしているところによりまして様々あるようでして、なかなかステッカーだけで安心というわけにはやはりいかないようでございます。また、試験も実際は行われていないようなところもあると聞いております。また、試験方法につきまして、それから抗菌の有効成分につきましても、各社様々だということが分かっておりますので、ステッカーを見て、そのエレベーターであれば安心というわけには、なかなかいかないというのが現状と、私どもは考えております。

○本多委員 分かりました。くどくてすみません。エレベーターのボタンのことで、例えば区役所の庁舎であったり、区有施設、都営住宅、区民住宅、区営住宅など、区の建物に対して何か講じることがあれば、その考えを教えてください。あと、時間がなくてすみません。花粉症で、目をこすってしまうことが多いと思うのですが、それに対する、新型コロナウイルス感染症に関連して防止の注意喚起などあれば教えてください。

○鷹箸保健予防課長 花粉症とコロナの関連がよく聞き取れなかったのですが、前半のエレベーターも含めて、新型コロナウイルス感染症の感染経路には様々ある中で、一番は飛沫感染と言われているところですが、一方で接触感染も非常に多いということもありまして、多くのエレベーターでは、まず3密を避けるという掲示はされている場合があると思うのですが、エレベーターの中に乗る人数を制限するとか、エレベーターの中でおしゃべりをしないとか、そういうことは非常に重要であるとともに、接触に関しては、例えばお買物に行ったとき、同じ製品を触るのが避けられない部分もありますので、やはり外出から帰られたときの手洗いの励行を一番にお勧めするところでございます。

花粉症については、ちょっと聞き取れなかったのですが、もう一度お願いします。

○本多委員 花粉症で、どうしても目をこすということが多くなってしまうのです。感染症について基本的なところをいろいろ教えていただきました。引き続きの感染予防対策をよろしく願いいたします。終わります。

○渡部委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 81ページの感染症予防費に関連いたしまして、新型コロナウイルス感染症の現状と、ワクチン接種の情報提供についてお伺いいたします。

まず最新の感染者数ですが、昨日の東京都の感染者は121人、重傷者は61人とのことであります。品川区の最新の感染者数と自宅療養者数をお知らせください。また、2月中旬あたりから緩やかに感染者が減少傾向にあります、下げ止まりの状況が続いているとも言われております。1月22日に積極的疫学調査の方針変更がありましたが、また保健所の体制が少し整ったということがあって、また積極的疫学調査が拡大されたということも伺っているのですが、これらの状況が品川区においてはどうか、お知らせいただきたいと思います。また、今後の感染の見通しもお伺いいたします。

○鷹簗保健予防課長 新型コロナウイルス感染症の感染者についてのお尋ねでございます。第3波といわれる、12月・1月の患者数が、1週間に480人、500人に迫るところからは、今、収まってつつありますが、最新のところで3,800人にちょっと欠けるところだったと思います。また、自宅療養者につきましては、一番多いときで405名でございますが、ここ数日は、もう10人台に大変に減っているところで、その点では安堵しているところでございます。

そして、積極的疫学調査についてですが、委員ご指摘のように、1月22日に、感染者数の急増によりまして、重症化リスクの高い方への調査を中心に置くというような方針が都から出されたことを受け、品川区でも対応を変更していたところでございますが、感染者数が落ち着いてきたところで、2月26日に、各地域の実情に合わせて、積極的疫学調査の必要な内容に合わせてまた実施するように、新たな対応をとるという通知が都から出されたことに伴いまして、昨日、3月1日付で、品川区の方針も変更してございます。ただし、濃厚接触者といわれている方が、これまでは、お住まいの自治体の保健所からの連絡がないと検査ができないという状況でしたが、いい点だけは残しまして、自らが濃厚接触者、陽性の方から連絡があった方は、ご自身が医療機関に行きまして、「あなたは濃厚接触者だ」と医師が判断すれば、そのまま行政検査を受けられるという、アクセシビリティのいいところは残した上で、重症化しやすい高齢者等だけではなくて、例えば会社等でのクラスターの発生予防ですとか、そういったところも含めて、早期にクラスターの発生を探知し、感染拡大を防止するための、発症前2日間の詳しい聞き取りというものを、本日より再開しているところでございます。

○新妻委員 引き続き、行政検査が行われるということを確認させていただきました。ありがとうございます。

次に、ワクチン接種における積極的な情報提供についてお伺いいたします。東京都を主体に、医療従事者へのワクチン接種が2月17日から始まっております。まず、区内の医療従事者の接種状況について、もし区が把握しているところがあれば、お知らせいただきたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今の医療従事者に関してのご質問にお答えいたします。

品川区には、3月8日、昭和大学にワクチンが3箱到着して、そこから接種が始まると聞いております。

○新妻委員 これからということで、確認させていただきました。

2月25日に、品川区公式ホームページに、ワクチン接種についてのお知らせが公開されました。内

容は、区のコールセンターについて、またチャットボット、よくある質問等を掲載されております。多くの情報をホームページに載せるということで、コールセンター、またホームページのすみ分けができるのではないかと考えております。当初出ておりませんでした公開日や情報の更新日も掲載されておりますので、新たな情報だということも確認することができます。あわせて、2月17日現在の、国から示されていることとして、接種の対象や接種順位、任意の接種であること、また費用、接種券の郵送、スケジュール等が出されています。23区全てのホームページを確認いたしましたが、全ての区にワクチンに関しての情報が掲載されておりましたが、体裁や見せ方などは様々でありました。

まず、コールセンターについて伺います。国、東京都、そして品川区、この3つのコールセンターがありますが、それぞれの役割分担をお知らせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 区は、予約、それから一般的な相談窓口をコールセンターに設置するものでございまして、専門的な副反応であったり、コロナワクチンのそもそもの元のお話に関しては、国ないし都で対応するというふうに示されております。

○新妻委員 区のコールセンターには、電話番号に加えファクスも設置していただきました。ファクスがあることで、聴覚障害のある方もしっかりとご相談ができる体制を整えていただいております。

しかし、もう一步、聴覚障害の方の丁寧な周知をお願いしたいところですが、例えば豊島区のホームページには、相談窓口のところに、区と厚生労働省のフリーダイヤルと一緒に掲載されております。あわせて、「聴覚に障害のある方は」として、一般社団法人全日本ろうあ連盟のホームページに飛べるように、区のホームページにリンクが掲載されております。これは、厚生労働省のホームページに入っていきますと、この団体のホームページがリンクされておりますが、豊島区では、区のホームページからすぐ入れるようにリンクが張られておりました。より一層、丁寧な情報提供を望みますが、いかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今のご指摘でございます。今後、柔軟に対応してまいりまして、区民の皆様に十分に情報が行き渡るように対応してまいりたいと考えております。

○新妻委員 先ほども申し上げました、コールセンターとホームページをすみ分けすることで、コールセンターの負担も減ると考えます。より多くの情報が品川区のホームページに載ることで、区民の方々が、まずそこから情報を得ることができるのではと思います。

ほかの各自治体のホームページを見の中で、例えば基礎疾患の内容を掲載している自治体では、これは厚生労働省から出されている内容であります。厚生労働省のホームページを見なくとも、この基礎疾患の内容は何かということが分かるようになっている。それを掲載している自治体がある。また、ワクチン接種体制の準備状況を一覧表にして分かりやすく出している自治体、また、接種会場を地図に反映して、一覧としてマップの中に明記して、それを載せている自治体、これは、集団接種の会場など、大きな会場になるかと思いますが、そのように工夫している自治体があります。それもあわせて要望させていただきたいと思っております。また、特に高齢者の方が、今まず始まってまいりますが、詐欺まがいの電話が入っているということもありますので、こういう詐欺も起きているのだという情報もぜひ載せていただきたいと思います。また、まとめて、これらに関していかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 区のホームページ、広報等については、順次、確定し次第、適切な情報を、情報過多にならないように、十分に分かりやすく掲載してまいりたいと考えております。準備状況についても、準備が整い次第、少しずつ、確定した情報を開示してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○新妻委員 ちょっと話は変わりますが、今定例会の一般質問で取り上げましたパルスオキシメーターですけれども、これから感染者が増えても充足できる分の数があるということを確認させていただきました。現在373台、年度内に東京都からまた追加があるとのこと。何台追加されるのか、お分かりでしたらお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 これまでのところ373台ですが、この後、たしか40台の追加があり、合計約400台、大体、常時保持し、必要な方にお配りするという方向性で進めているところでございます。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、品川区各会計補正予算、同説明書81ページ、4款衛生費、地域医療連携について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の第3波は、PCR・抗原検査陽性者が、2021年1月8日の7,844人をピークに、3月1日には699人と大幅に減少し、現在、収束に向かっています。しかし、今なお予断を許さない状況であり、特に医療提供体制の維持、医療の逼迫を防ぐことが、現在のコロナ対策の中心的課題であると考えます。

品川区においても、品川区の地域医療体制を支え、医療機関を支援するために、度々、様々な支援策が行われてきました。このたび補正予算で、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援金、新型コロナウイルス感染症入院患者搬送協力支援金、発熱外来診療・検査医療機関支援金が新たに計上されました。この支援金の目的と、その具体的な内容について、まずご説明をお願いいたします。

○高山健康課長 今回の支援金についてご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援金でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関に対しまして、安定的な経営を支援することを目的といたしまして、支援金を支給するものでございまして、内容といたしましては、陽性患者1人の受入れにつき10万円の支給でございます。

2点目の、新型コロナウイルス感染症入院患者搬送協力支援金でございますが、こちらにつきましては、医療機関のご協力によりまして、陽性患者をご自宅から病院、医療機関などに搬送する業務を担っていただいた際の功勞に対して、一定の金額を区としてご負担申し上げるといったものでございます。

それから3点目の、発熱外来診療・検査医療機関支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下にあっても、区民が安心して身近な診療所を受診できる体制を維持していただく、そうした発熱外来を設置していただいている医療機関に対する支援金でございます。

○鈴木（博）委員 現在の新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制は、令和3年2月26日発出の、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」等に基づくと、次のようにまとめられます。まず、発熱など症状がある人は、かかりつけ医など身近な医療機関か、各地区に設置された受診相談センターに電話で相談します。電話での相談の結果、診察と検査が必要と判断された場合は、発熱患者専用診察室で発熱外来を行う診療・検査医療機関を受診し、診察と検査を受けます。コロナの検査が陽性だった場合、都の調整本部や保健所等が、症状によって患者の振り分けを行います。症状が軽症ないし無症状の人は、宿泊所ないしは自宅で療養します。中等症以上の人は、重点医療機関等の病院に入院して治療を受けます。重症の人は、大学病院等の高度医療機関に入院して、集中治療を受けることになります。また、中等症・重症の人は、軽快すれば、回復した患者を受け入れる後方支援医療機関に転院します。このうち重症患者用病床、中等症患者用病床、回復患者受入病床については、新型コロナウイルス感染症

緊急包括支援金、診療報酬の特例的対応、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業など、様々な支援が現在行われています。今回の補正の初めの2つの支援金は、これらの医療機関を支援するものと理解しました。この支援金の意義について、品川区のお考えをご説明ください。

○高山健康課長 今回の補正予算の中で、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援金と、新型コロナウイルス感染症入院患者搬送協力支援金の実施の意義という点でございます。

先ほど委員からもご紹介がありましたように、様々な病院への支援ということで、国と東京都のほうで、診療報酬の上乗せ等の支援がされておりまして、こうした国と東京都の実施を基本としつつも、病院が所在いたします品川区において、今後も安定的な診療を継続していただき、品川区とともに新型コロナウイルス感染症への対応を着実なものとして進めていく上で、大変意義があるものと考えております。

○鈴木（博）委員 重要な支援を高く評価したいと思います。

前回の品川区の補正予算で、新型コロナウイルス感染症流行拡大にあたり、医療現場で日々診療に当たっている医療機関に対し、医師会所属が7万5,000円、歯科医師会所属が5万円、薬剤師会所属が2万5,000円とする新型コロナウイルス感染症対応支援金6,025万円が、議会で承認され、各医療機関に支給されました。この施策は、現場の各医療機関を応援するものとして高く評価できると考えます。

新型コロナウイルス感染症流行下で、現在、品川区の医療機関は、新型コロナウイルス感染症の入院治療を行っている病院、感染症指定病院、新型コロナウイルス感染症の検査・診療などを行っている、発熱外来を有する診療・検査医療機関に指定された診療所、新型コロナウイルス感染症への対応を行っていない、通常の発熱外来を有しない診療所に階層化されています。このうち、発熱外来を行っている診療所と、発熱患者を診ない通常の診療のみを行っている診療所は、前回の補正予算の支援金はともに7万5,000円でした。一般診療のみの診療所においても、無症状の新型コロナウイルス感染症の患者が来院する可能性があり、感染のリスクは常にあること、さらにコロナ流行下で受診控えのため来院患者が激減し、経営環境が悪化している診療所がほとんどであることなどから、一律7万5,000円支給は、品川区の地域医療体制の崩壊を防ぐため実効性のある施策として高く評価されるものだと考えます。

このうち、発熱外来を有する診療・検査医療機関は、保健所やその他の診療所の依頼により、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を検査し、患者の振り分け、陰性患者への診察など、ゲートキーパー的な大切な役割を担っています。しかし、発熱外来を有する診療所の役割と実績を評価し支援する施策は、厚生労働省の発熱外来診療体制確保支援補助金だけでした。この補助金は発熱外来に一定数の患者数を割り振り、その患者数に達しなかった場合、その差額を補給するという救済措置のような代物でした。今回、品川区が、発熱外来を有する診療所に対し、特別支援金7万5,000円を計上されたことは、品川区の新型コロナウイルス感染症対策を力強く推進するためのすばらしい英断だと、我が会派は高く評価いたします。発熱外来診療・検査医療機関支援金の意義について、品川区のお考えをご説明願います。あわせて、このような発熱外来診療・検査医療機関に対する支援は、他の区でも行われているものなのでしょうか。併せてご説明をお願いいたします。

○高山健康課長 発熱外来診療・検査医療機関支援金に対する区のお考え方という点でございます。現在、第3波が続く中、2度目の緊急事態宣言が発出されているところでございます。このような状況下にありましても、感染などのリスクを背負いながら、日々診療の最前線に立たれている診療所の皆様に

対する感謝の意と、そして保健所と協調して、品川区の新型コロナウイルス感染症の最前線で共に支えてくださっている、そうした発熱外来を設置していただいている診療所の方々に対して、やはりこれまでの支援に加えた特別な支援というのが必要と考えているところでございます。また、この施策を立案するにあたっては、他の区の事例なども参考といたしましたが、近隣ですと、23区内では荒川区などで取組があるということは承知しておりますが、その他の事例については、特段このような上乗せの取組というのは把握してございません。

○鈴木（博）委員 品川区の力強いご支援、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症流行下で、医療機関は常にクラスター発生のリスクがあります。無症状者も来院してきますし、そもそもPCR検査が偽陰性の入院患者から病院クラスターが発生したという事例も複数報告されています。新型コロナウイルス感染症は、どんなに感染予防に注力しても、100%、クラスターを防ぐことはできません。今年度の品川区における、医療機関におけるクラスターの発生事例があればご報告ください。また、もしもそれが存在するとするならば、そのクラスターの患者あるいは陽性者の症状についてもご説明願います。数だけが問題なのではなくて、要するに内容が問題だと思いますので、よろしくご説明をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 医療機関におけるクラスター発生についてのご質問でございます。

昨年が2か所、今年2か所の医療機関で、クラスター、5人以上の陽性者の方の発生を私どものほうで確認しております。その症状でございますが、様々でございます。いわゆる呼吸器症状で入院してから陽性が分かったという方もいらっしゃる、別のご病気で入院中に、熱が続くので検査をしてみたら、実はコロナ陽性だったというふうに分かる方もいらっしゃいますし、中には、お1人、陽性の患者がその病棟でいらっしゃったので、では念のため、その病棟全員を検査してみましようというふうに検査をしたところ、特段、熱等もないのに、実は陽性と分かったと、様々な背景を持つ患者が多いという現状でございます。

○鈴木（博）委員 いろいろ内容をよく精査していただいて、ただ数だけさばくのは、あまり科学的ではないと思います。

新型コロナウイルス感染症は収束に向かっていますが、現在、品川区では急性胃腸炎や鼻咽頭炎が流行しており、また花粉症の患者も増えてきています。新型コロナウイルス感染症対策にだけ過度に集中するのではなく、コロナ前と同じように、地域保健衛生事業を円滑に行うことも重要だと考えます。新型コロナウイルス感染症以外の病気に対する医療体制提供の維持も、新型コロナウイルス対策と同じぐらいに重要です。新型コロナウイルス感染症への心配から、医療機関への受診、健診、予防接種を控え、健康への悪影響が懸念される状況が起きています。このため厚生労働省も、必要な受診や健診、予防接種を行うよう、区民に呼びかけるような通達を出しております。品川区がこのたび打ち出しました4か月健診の個別健診の併用も、この通達に沿ったものとして高く評価できると思います。成人も含め、健診・予防接種の昨年・一昨年との比較はいかがでしょうか。また、健診・予防接種の勧奨に、現在どのように品川区は取り組まれているか、ご説明をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 乳幼児対象の予防接種、あるいは乳幼児健診についてでございますが、こちらにつきましては、昨年7月以降、予防接種や乳幼児健診は、不要不急の外出には当たらない、必要な外出であるということを、厚生労働省からも、対象者に確実に伝えるようにという方向性が示されまして、品川区では全ての対象者に、予防接種については、2か月と1歳のときの予防接種を送るときに全員、それから乳幼児健診につきましては、各保健センターから発送するお知らせの中で、確実に、遅らせず、

子どもの予防接種と乳幼児健診をお知らせしております。

昨年と今年の比較でございますが、正確な比較ではございませんけれども、一時期、予防接種は確かに予防接種率が下がっていたところでございますが、区内あるいは都内で受けるのが心配な方、いわゆる里帰り先で受けている方は、昨年と比較しますと非常に増えておりまして、これまで月に大体25件ぐらいの申請だったところが、50件と2倍になっているところ、昨年の4月は150件ということで、3倍もの里帰り先での予防接種の希望があったところで、そういった対応を確実にしております。

○高山健康課長 私から、成人に対する検診の状況ということでお話をさせていただきます。

がん検診についての状況を前年と比較いたしますと、子宮がん検診につきましては前年とほぼ同様の数値ということで、この1月末現在、回復基調にございます。その他の主要ながん検診につきましても、秋口以降、回復の兆しがございまして、1月末現在で8割程度まで回復してきているところでございます。

また、検診の受診率向上に向けた取組といたしましては、現在、品川区のホームページに、「定期的に健診・検診を受けましょう!」、～新型コロナウイルス感染が心配で受診を控えている方へ～ということで、そういった方に向けて、厚生労働省が作成しております、分かりやすい、検診の必要性を訴えかけるホームページ等のリンクを張るなど、今後も継続的に検診を受ける必要性についてご説明申し上げております。その他、肺がん検診などにつきましては個別の勧奨通知を送るなどして、受診率の向上に努めているところでございます。

○鈴木（博）委員 新型コロナウイルス感染症だけにとらわれることなく、しかし新型コロナウイルス感染症に関しても徹底的な施策の遂行をお願いしたいと思います。

ワクチンに関しては衛生費で、質問させていただきます。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、41ページの感染症対策事業で、3月中に新たに実施することになったPCR検査について伺いたいと思います。あともう一つ、85ページの産業経済費で、品川区の家賃支援給付金について伺いたいと思います。

まずPCR検査についてなのですが、今回、介護・障害福祉サービス従事者7,000人に対して、2月18日から3月31日までにPCR検査を行うということで、厚生委員会に報告がありました。前回の検査よりも3,000人増えていますけれども、これは、前回4,000人の中に、小規模特別養護老人ホーム以外の大規模特別養護老人ホームなどが、入っていなかったと思うのですけれども、これは東京都からの直接の補助で、今回はそれが入ることになったというのも大きな理由なのかと思うのですけれども、3,000人増える理由、内訳を教えてくださいたいと思います。それから、7,000人という数なのだけれども、介護・障害福祉サービス従事者を全て網羅できる数なのか、抜けている事業所はないのか。また、希望する者となっているのですけれども、希望しない事業所というものもあるのか、それはどれぐらいなのかもお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、昨年、品川区が介護施設や障害者施設でPCR検査を行いましたけれども、区としてその結果をどう捉えて、感染拡大抑止にどう活かされたのかもお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 介護従事者に対するPCR検査についてお答えいたします。

今回、昨年末に1回目の検査をさせていただきまして、このたび、この3月、年度内いっぱい、第2回目の検査を実施する予定であります。1回目に対して人数が増えているというところでございますけれども、まず7,000人の内訳は、介護従事者が6,200人、障害サービスが約800人となっ

ております。増えている主な理由は、今回、国から実施の要請を受けたということもありまして、その中で積極的に幅広く従事者に対して検査をするということで、直接処遇職員を基本としながらも、広く利用者と接触する機会のある従事者に対して広く検査を行うというものでございます。

それから、今回も第1回目と同様に、希望する職員とさせていただいております。希望しない職員がどのぐらいいるかというところでございますが、今まさに希望を取っているところでございます。ですので感覚的なところになってはしまうのですが、対象となる事業者のうち大体3割弱の事業者が、希望しないというお返事を頂いているところでございます。

それから、第1回目の検査の結果、約4,000人に検査を実施いたしまして、5人の方の陽性が出ました。それは、早期に感染拡大を防止できたとともに、事業所からは、いい機会になった、感染拡大に向けての気持ちが一層引き締まったというようなお声も頂いているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 本当に、こういう検査はぜひやっていただきたいということで、ずっと要望させていただいたのが、1回されて、また今回もということで、歓迎するところです。

今も言われたように、区としては、感染者の早期発見により感染拡大を防止し、また感染者の重症化予防、感染に対する不安の軽減に、PCR検査が有効だと考えているということで確認させていただいていいでしょうか。その点が1点です。

それともう一つなのですが、一般質問で、5人以上のクラスターが、介護施設では昨年と今年で、ともに5か所ずつ出ているということでご答弁がありました。これ以外のところで、今、グループホームなどでもクラスターが出ているというののちょっとお聞きしたのですが、その後さらにクラスターが増えているということはないのか、伺いたいと思います。

それから、今年起こった高齢者施設でのクラスターなのですが、その施設の類型と、その類型ごとの件数を教えていただきたいと思います。

それともう一つ、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方が、昨年1年間で24人から25人だと思うのですが、今年2か月、まだ2月末まで出ていないのですけれども、それで約50人ということで、この2か月で昨年1年間の2倍の方が亡くなられているという状況です。クラスターも、昨年1年間よりも今年2か月の数のほうが多いということを、区としてどう捉え、どのような対策を取ってきたのか、また今後どんな対策が必要だと考えられているのかについても伺いたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 まず、PCR検査に対する有効性でございますが、まずは高齢者施設で感染者を出さないということ。これが、まず第一に大切なことだと思っております。介護サービスは、こういった状況下にあってもサービスの継続を求められている業種でございますので、まずは予防対策を徹底することが大事だと思っております。それで、感染者が出てしまった場合に、その次の手だてとして、拡大させない、これが大事だと思っております。PCR検査につきましても、対策の一つ、手段の一つとして、取らせていただいているところでございます。

それから、感染者が前回の定例会以降増えているか、クラスター施設が増えているかという点ですが、それ以降はクラスター施設は発生していない状況でございます。

それから、クラスターがこれまでに発生した施設類型でございますけれども、大きく入所施設と通所施設が、それぞれ半々、半数ずつというところで捉えてございます。

○鷹簗保健予防課長 クラスターの発生数および死亡者数につきまして、今年に入ってから非常に増えているというお尋ねでございます。クラスターについては、今、高齢者福祉課長から答えていただいたとおりですが、もともとが一斉検査で、陽性だという方が、従業員で1人でもいらっしゃった

場合には、その施設にはほぼ全例、入所されている方あるいは通所されている方、利用者、スタッフなど全て、保健所で感染拡大防止のために検査をして、その結果、症状がなくても陽性と分かった方もいらっしゃる状況から、クラスターと判断した事例もございます。

死亡者についてでございます。委員ご指摘のとおり、昨年に比べまして今年に入ってから、確かに亡くなられている方が多い状況で、2月20日までに74名の方が亡くなられ、男女比は男性のほうが多く、年代は40代から100歳代までと非常に幅広くなっております。このうち、若い方については、もともと持病をお持ちでご入院中の方だったりということで、新型コロナウイルス感染症の陽性ということであっても、決して死因が新型コロナウイルス感染症であるというわけではございません。今後の対応、あるいはクラスター発生、死亡者数が増えていることに対しての保健所の対応でございますが、まずは、そういったクラスターが起きた施設については、施設の感染予防対策として、東京都の専門家、感染症専門の医師、あるいは感染症専門の看護師などを現地に招聘しまして、私どもと一緒に、感染ゾーン、あるいは感染していないゾーンに、きっちりゾーン分けをして、対象者に対してのサービスの対応方法を徹底するなど、施設ごと、全てに丁寧に対応しているところでございます。

一方、亡くなられる方につきましては、もともと高齢で持病がある方などは、今お話ししたように、決して、死因が新型コロナウイルス感染症と書いていない場合もあるのですけれども、クラスターが起きないようにということで、引き続き、一例でも発生した場合の感染拡大防止の指導・助言を徹底していきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 本日に、第3波の感染爆発が大変な状況だったのが、こういう形で出ているのではないかと思います。それに対してまた第4波をどう防いでいくかということも、本当にそのために何が必要かということも考えながら対策を取っていくことが大事だと思います。

それで、今回7,000人に対してPCR検査を行うということは本当に歓迎するものですし、また今後引き続いて、それをやっていただきたいと思います。それについて、これは2021年2月4日に厚生労働省から出された事務連絡で、「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について」という通知に基づいて行われるものだと思います。それから、その通知の前にも、様々、「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について」や、12月25日には「高齢者施設等への検査の再徹底等について」という事務連絡で、高齢者施設等の従事者や入所者に対する幅広い検査の積極的な実施をお願いしたいと。そういう中で、さらに今回の事務連絡になったと思うのですけれども、その中では、集中的実施計画を立てて、3月中までに、この検査を行うようにと求めていますけれども、この実施計画というのは、東京都がつくり、品川区がこれからつくっていくという答弁だったのですけれども、どんなものになっていくのか。また、前回行った4,000人の検査の委託はどこにされたのか、また今回はどこに委託するのか。検査機関はたくさんあると思うのですけれども、どのように決めていくのかについても伺いたいと思います。

それから、3月をめどに実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ、定期的な検査の実施を求めるということで、この通知には書かれておりますけれども、現場の声もお聞きしたのですけれども、勤務中に5分ほどで唾液の採取もできるので負担にならないし、安心につながるということで言われていました。その後も定期的な検査を行うように求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それともう一つ、定期的な検査を行う場合、3月中に行う検査と同様、3月中の検査というのは国の財政措置がされると思うのです。国が半額負担、残りの半額は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定となると書かれているのですけれども、その後に定期的な検査を行う場合も、こうい

う仕組みになるのかについても教えていただきたいと思います。

○鷹簀保健予防課長 まず、品川区における感染拡大防止に関する計画でございますが、今回、高齢者施設で実施する計画をベースに、品川区の感染拡大防止対策ということで、都が作成したものにプラスして、現在、取りまとめ中でございます。その中で、7月に行ったものは希望者がということでございましたけれども、感染症対策上は、希望者ということではなくて、基本的には全員が対象ですということで、その旨、施設に今回、希望を募るときにも分かるようにお伝えするように、高齢者福祉課とは調整して、今、調査をしているところになります。

○宮尾高齢者福祉課長 私から、まず今回の検査の委託先でございますが、前回と同様に、河野臨牀医学研究所にお願いしているところでございます。

それから、全体の調整等を品川ケア協議会に、前回と同様に予定しているところでございます。

それから、定期的な検査をというところでございますけれども、今回、まずは感染拡大を受けて、年度内に1回、集中検査を行うということで考えているところでございます。なお、4月以降につきましては、また感染状況等を見ながら判断していく必要があると考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 検査については、基本的な感染対策をこれからも本当にしっかりと進めるということが必要だと思います。感染者が若干、今、減りつつあって、下げ止まりみたいなことが言われておりますけれども、それで検査を減らすように手を抜いたら、再拡大につながっていきますし、医療・介護施設への定期的な検査は第一に行うべきだと、専門家の方々も言われております。

品川区は無症状者を広く検査する考えはないと言ってきたのが、ここまで社会的検査を行うようになったことを評価するとともに、さらに定期的に検査を行うよう改めて求めたいと思います。

○渡部委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、38ページ、特別区民税、63ページ、情報システム運営費、基金積立金、81ページ、感染症予防費、一般会計補正予算全般についてお伺いいたします。

今回の一般会計補正予算はほぼ減額補正かと思うのですが、特別区民税は一方で増えております。一方、特別区財政調整交付金、法人住民税が減ということで減っているのですが、なぜ特別区民税は増えて、法人住民税は減なのか。基準日の違いなど、もろもろあるのでしょうか、まず、それぞれの増減の違いの理由をお聞かせください。また、なぜ特別区民税が増えたのか、法人住民税が減ったのかの理由も簡潔にお答えください。

○品川財政課長 区民税、それから特別区財政調整交付金の件でございますが、まず区民税でございますけれども、令和2年度分、基準日が令和2年1月1日となっております、1月1日を見ますと、やはり前年度より納税義務者が増えているといった状況から、区民税については増額補正をさせていただいております。

それから、一方の特別区財政調整交付金でございますが、これはやはり法人住民税の国税化、それから新型コロナウイルス感染症の関係による企業業績等といったところが影響しまして、減額とさせていただいております。

○筒井委員 分かりました。ただ、特別区民税は、基準日が令和2年1月1日で、納税義務者が増えているということなのですから、今、新型コロナウイルス感染症ということで、どんどん転出者も増えてきており、今後、令和3年度以降は、どのように特別区民税が推移していくのか、ご見解をお願いします。また、法人住民税の国税化ということで、これは再三、特別区長会でも、また東京都としても国に対して問題点を指摘しておりますけれども、食い止められるのかどうか。その点も簡潔に、区の

ご見解をお聞かせください。

○伊東税務課長 区民税の部分でございますけれども、令和元年中の状況を反映して令和2年度の課税という形になっていますので、その当時、やはり納税義務者は非常に増えてきたという事実があります。それとともに、経済状況も一定程度、伸びていたということもありますので、今回増額という形になってございます。

それともう一点は、今の収納率でございますけれども、それも減ることなく、下がることなく、例年並みの推移をしているということで、増額補正となったところでございます。

今後につきましては、当然、今度は昨年中の状況が反映されて賦課されますので、そこは非常に厳しいものがあると思っておるところでございます。

○品川財政課長 こういう状況の中でございますけれども、特別区財政調整交付金のほうも、来年度、やはり法人住民税の国税化の影響がまだ出てくるところで、それから、企業業績等も先行きが非常に見通しが厳しいというところがありますので、やはり全体としては非常に厳しい状況になるかと思います。

歳入減の要因が大分多くなってくるという中で、区の政策としても、やはり重点的に行う政策について税は投入していく、歳出のほうは計上していきたいと考えております。例えば、一部見送りができるもの、来年度に回してもいいもの、そういったものについては、極力その辺を厳選しながら来年度もやっていきたいと思っております。

○筒井委員 承知しました。法人住民税の国税化についてお答えがなかったのですが、一番、新型コロナウイルス感染症で被害を受けているのは東京都であり、その法人だと思います。そうした状況で国税化をずっと続けていいのかというのは非常に問題だと思います。その点、引き続き区長会を通じて指摘していただきたいのですけれども、その点、ご見解がありましたらお答えください。

続けて基金積立金なのですけれども、今回、財政調整基金積立金が約65億6,700万円計上させられておりますけれども、一気にこうした大きい額を計上した理由や意図をお知らせください。

○品川財政課長 まず法人住民税の国税化でございますけれども、この国税化については、当然23区が一致して、それから東京都も含めて、国に声を上げていくということを引き続き続けていきたいと思っております。

それから基金のほうでございますが、今回、財政調整基金の積立てを行っているところでございますが、当然ながら今年度、しながわ活力応援給付金等で財政調整基金を活用させていただきました。こういったところから、最終補正で翌年度に向けて積立てしていくというものでございます。

○筒井委員 引き続き健全財政に向けて、ここで一気に積み立てるという理解でよろしいのかということで、分かりました。

では情報システム運営費についてお伺いしますけれども、土木費については、工事とか、先ほど特段、減額補正しても問題ないというお答えを頂きましたけれども、情報システム運営費については、むしろコロナ禍で、ネットワーク・セキュリティや住民情報システムなどは、逆にインターネット環境はしっかり整備しなくてはいけないふうに見えまして、これを減額する必要があったのかと疑問に思ったのですけれども、減額された理由は何でしょうか。

○山本情報推進課長 減額の理由でございます。まずネットワーク・セキュリティ経費につきましては、今年度、新たにパソコンのウイルス対策ソフトを導入したところでございますが、こちらの調達方法として、入札で行ったのですけれども、入札の結果、価格の落差が出たというところで減額補正をしているところでございます。

それから、住民情報システム運営費の部分につきましては、今年度、マイナンバー制度が始まりまして、行政機関間の特定個人情報のやり取り、情報連携と呼んでおりますが、そちらを行っているのですけれども、情報連携を行うためのサーバーの入替えを予定していたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で部品が調達できないというところで、こちらを来年度に先送りしたため減額補正となっております。

○筒井委員 入札で相当安く購入できたということですし、またサーバーの入替えにあたって、部品がなかったという諸事情なので安心しましたがけれども、これからインターネット環境は、今後、行政のデジタル化の推進など、関係して進んでいくと思いますので、そこはしっかり予算を手当てしていただければと思います。

続けて81ページの感染症予防費についてなのですが、今回、補正予算で盛り込まれましたけれども、こうした感染症予防費の事業について、費用からみてその感染症対策として十分だったのか、所管としてご見解があればお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 感染症に様々ございますけれども、今年度、補正予算に計上させていただいたもののほぼ全てが、コロナ対策でございます。現状、第3波まで経験してきた中で、十分かと言われると、まだ今後の課題はたくさんあるところでございますけれども、今できるところを1つずつ対応してございます。皆様にお認めいただいた予算の中でできるところ、それから人員体制の充実も含めまして、今後も確実に対応していきたいと考えているところでございます。

○筒井委員 では、もう少し、予算としてはあればあるほど十分な、複雑なコロナ対策なので、本当にどう対策して、どこまで必要なのかという問題点はありますけれども、現場としては、かなり足りないぐらいというご認識でよろしいのでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 感染症対策の中で、特に今回は、保健所で直接対応するものに関しては、十分、かなりの額を準備していただいていると考えてございます。

ただ、今後の部分でございますが、このウイルスについてかなり分かってきた中で、例えばワクチンに対する対応、あるいは医療機関に対する対応、今後新たな必要性というものについては、また改めて考えていく必要があるかと思います。

ただ、人がたくさんいるという部分については、必要なときに、庁内の応援も含めましてご対応いただけたことに感謝しているところでございます。

○筒井委員 これからワクチン接種も始まりますし、また変異ウイルスがどういう影響を与えるのか、かなり不透明なところはありますけれども、やはりそうしたところで人員確保という点は非常に重要だと思いますので、その点、区としてもしっかりと準備のほど、よろしくお願いします。

最後に、一般会計補正予算全般についてお伺いいたしますけれども、今までお答えいただいたように、特別区民税の減収や法人税の減収が、新型コロナウイルスの感染状況の悪化で続くかもしれない。第4波も来るかもしれません。また、東京2020大会も、どういう形で開催になるのか。無観客なのか、観客を入れるのか、それとも残念ながら中止になってしまうのか。いろいろ先が読めないところですが、令和3年度以降も、このような大型の増減の補正予算はあり得るのか。その点、そうした準備というか、心積もりはあるのでしょうか。

○品川財政課長 来年度の予算でございますが、先ほど委員からお話が合ったとおり、なかなか世の中の状況というか、財政状況もそうなのですが、非常に見通しにくいような年になるかと思えます。状況に応じて臨機応変に対応していくということが、来年度もやはり見込まれるのではないかと

います。必要な状況に応じて早急に予算等が立てられるような形で、来年度も頑張っていきたいと考えております。

○筒井委員 一方、土木関係の遅延の影響は、単年度であればいいかもしれませんが、これから何年も続いていくと、工事や整備をずっとしなくていいのかという問題もありますし、また、新型コロナウイルス感染症だけではなくて地震もありますので、本当に行政の人にとっては予測不可能な時代になってしまったと思っております。それでもしっかりと区民のために臨機応変に、ぜひ予算立てや事業をしっかりと進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

○渡部委員長 次に、田中委員。

○田中委員 75ページ、3款民生費、2項1目、児童センター運営費、78ページ、3項1目生活保護費、81ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、47ページ、14款2項2目民生費補助金、公園・児童遊園整備費、98ページ、7款教育費、2項1目学校管理費について伺います。

まず生活保護費について伺います。感染症による影響から、仕事をしたくても仕事がなく、生活困窮に陥る人が増えています。厚生労働省の2月19日時点の統計では、介護等見込み労働者数は全体で8万8,574人、東京都では2万623人とされていますが、生活困窮者支援活動を行っている団体には十分な保障がないまま、感染症で業績が厳しい期間の休業を言い渡される隠れ失業者の相談が多く、実際の失業者は数十万人規模でいるのではないかと危機感を示します、また、野村総合研究所の調査では、失業手当も休業手当もなく、公的な支援を受けられずに生活が困窮する、実質的な失業者の急増も報告しています。しかし、区への生活保護の相談は少ないとのこと。支援団体によると、窮地に陥った人は制度を調べる気力さえも奪われてしまうとのこと。そこに生活保護制度へのアクセスのしにくさも加わり、制度にたどり着けないのではないかと、生活者ネットワークは推測しております。

生活保護はセーフティーネットであると、前向きに制度を周知することが急務であると考えます。現在の区取組を伺います。また、扶養照会について、昨年の決算特別委員会でも議論がありました。生活保護の申請の大きな壁となっている扶養照会は、生活者ネットワークも不要と考えます。今年1月28日に厚生労働大臣は、扶養照会は義務ではないと国会答弁をしています、区の見解と対応状況を伺います。

○櫻木生活福祉課長 まず、生活保護の申請と、その周知方法でございます。

申請状況は、品川区において多少増えています、大きく増加するような状況ではございません。考えられます要因としましては、様々な支援等が一定の下支えをしているものと考えております。

生活保護の周知方法につきましては、ホームページ、また新たに案内チラシ等を作成しまして地域センター等に配置するなど、お手軽にご相談いただけるよう努めているところでございます。

扶養照会についてでございます。扶養照会につきましては、現在もケースワーカーが戸籍調査および、ご本人から親族関係についてお話を伺い、ご本人の申出において、特定の扶養義務者への照会を行って欲しくないというお話があれば、よくご事情をお伺いして判断させていただいているところでございます。基本的に、DV等の世帯の自立を妨げる可能性があるところには、扶養照会は見合わせているような状況でございます。

○田中委員 生活保護の周知についてです。現在困窮している人は、生活保護が思い浮かばない方たちです。生活保護をセーフティーネットとして活用してもらえるような、前向きな周知を今もされているということですが、よりしていただきたいと思います。また、周知することによって自死の抑制にもつながると考えますが、区の見解を伺います。

扶養照会についてです。先日、生活者ネットワークで相談者に同行したときに、扶養照会が前提でした。生活保護で乗り切り、仕事に復帰、生活再建を目指したい人には、扶養照会が負担となります。改めて扶養照会はいらないと、区として示し、対応してほしいと求めますが、見解を伺います。

続けます。ケースワーカーの配置状況について伺います。ケースワーカーの1人当たりの担当人数は平均で何人か。ケースワーカーの増員が今後さらに求められると生活者ネットワークは考えますが、見解を伺います。

また、健康管理支援事業について伺います。2020年の決算特別委員会で、2019年に健康管理支援事業のモデル実証を行い、効果があったとご説明がありました。必要な事業だと考えますが、今後の事業の予算立てについて伺います。

○櫻木生活福祉課長 まず、周知方法についてでございます。生活保護をご存じない方について、できるだけ目に留まるよう、また生活保護自体の申請のお気持ちのハードルを下げられるように、分かりやすく親しみやすいようなチラシ等を用いて周知に努めてまいりたいと思っております。

扶養照会についてでございますが、現在、前提として扶養照会を行うものの、個々の事情に応じて扶養照会を行わないことができるという例外規定ということとなっておりますので、その前提の上に立って、受給者の方のお気持ちに寄り添いながら丁寧な対応を行っていきたいと考えております。

生活保護の受給者でございますが、現在2月1日時点の数字で、ケースワーカー1人当たりの世帯数は103世帯でございます。ケースワーカーの増員につきましては、区全体の人員配置の中で決められていくものと考えております。

健康管理支援事業についてでございます。健康管理支援事業は、特に現在、受給者の方の健康状況を改善するための施策ということで、令和3年度につきましては健診受診率の向上に取り組んでいく予定でございます。健診受診勧奨のチラシを配布し、積極的に勧奨を行うことで、受給者の健康増進、ひいては医療費の適正化等につながるよう実施してまいりたいと思っております。予算額については、951万円余という形になっております。

○田中委員 扶養照会は、国会でも義務ではないと答弁されているので、ぜひ区としても、そうした姿勢をとっていただきたいと思います。

感染症について伺います。区では、介護福祉サービス従事者PCR検査を実施しています。これまでは1度きりの検査を2回、そして来年度予算で1回の検査費を計上とのことですが、今後、定期的な社会的検査をすべきと考えます。見解を伺います。

また、生活者ネットワークは、介護福祉サービス従事者とともに、保育士、教員、児童センター、すまいるスクール職員など、子どもと密に接する職種もPCR検査の対象とすべきと求めています。現在の検討状況を伺います。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、介護施設、介護職員に対するPCR検査について、状況を答えさせていただきます。まず昨年の暮れに、第1回目の検査といたしまして、施設の介護サービスに従事する職員に対して検査を実施したところでございます。年が明けまして、いわゆる第3波といわれる、感染者が拡大している状況を受けまして、年度内に1回、さらにもう1回、従事者に対して検査を実施するという予定で今動いております。

この後でございますけれども、区内の介護従事者に対する感染状況を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○鷹箸保健予防課長 高齢者施設等以外の、いわゆるエッセンシャルワーカー、保育園、幼稚園、そ

れから学校等の教員・保育士等に対する検査でございますが、新型コロナウイルス感染症の特性といえますか、特徴が、昨年1月に始まって既に1年以上たった中で、かなり明らかになってきております。その1つの特徴といたしましては、重症化しやすい方々がどういう方なのか次第に明らかになったという部分が非常に大きくなっております。国からも繰り返し、この部分については周知されていますとおり、重症化しやすいのは、高齢者あるいは基礎疾患をお持ちの方で、今回、高齢者施設と、通所・入所も含めまして施設等の従業員については、広く検査をするようにといった方針が打ち出されておりますが、保育園あるいは幼稚園などの乳幼児、それから学校の学生、小・中学生、高校生については、これまで保健所では、複数の感染事例は把握してございますけれども、多くの場合が、ご家族が陽性でお子さんがそこで感染したという事例である場合が多く、施設内での保育園等でのクラスターという形で、お子さんにそれが波及したという事例は、まだ把握してございません。それに加えて、お子さんで重症化した、あるいはそもそも症状がある方が非常に少ないという特徴が分かっておりますので、今、現時点では、乳幼児、生徒・学生、あるいは生徒・学生を担当する職員等への検査については、現在のところでは計画してございません。

○田中委員 他区の保育園ではクラスターが発生しており、品川区の学校でも複数生徒の感染から学級閉鎖がありました。子どもを預かる保育士からも、子どもと保護者のためにPCR検査を実施したいとの声が届いています。保護者の中には介護や医療現場で働く方もいるため、預け先がなくなり、働けなくなることが起きないように、予防対策の一つとして積極的な区の姿勢を求めたいと思います。

そして、教員へのPCR検査についてです。学校保健安全法で、必要があるときには臨時健康診断を、教員、児童・生徒に行うものとあります。感染症が広がっている状況は、必要があるときであり、PCR検査を行うときなのではないかと生活者ネットワークは考えますが、品川区教育委員会の見解を伺います。

○鷹箸保健予防課長 臨時の健康診断でございますが、PCR検査については、検査をしたとして、その日そのときの感染の可能性あるいは感染を診断あるいは判断するものにすぎないため、恒久的なその方の健康管理、あるいは周りへの感染拡大防止のために役立つものとは、現時点では考えておりません。そのため、先ほどお話ししましたように、お子さんでは重症化した方が少ない、そもそも症状がない方も多いという新型コロナウイルス感染症の特性から、現在のところ、お子さんたちにかかわる先生方への検査等は計画してございません。

○田中委員 教員・保育士等でもやはり不安を抱えています。ぜひ、そういった予防対策の一つとして、区として積極的に、姿勢をとっていただきたいと思います。

関連してワクチン接種について伺います。区のホームページでは、高齢者は4月以降に接種が開始されると示しています。河野大臣は、高齢者向けのワクチンについて、6月末までに全国の自治体に配送できる見通しで、自治体では接種計画をつくっていると会見で発言しましたが、区の接種計画の作成状況をお知らせください。また、東京都からどのように配分されるのか、スケジュールなどがあればお知らせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 接種計画についてでございます。接種計画は現在策定中でございますので、まだ完成しておりません。また東京都からのワクチンについての状況ですが、昨日問合せをいたしました、現時点ではお答えできないという回答がありました。

○田中委員 では、続けて感染症対策について伺います。地域センターや保育園、学校図書館等の施設では、保育士や教員といった職員が、本来業務以外の感染症対策を行っています。現場職員は専門外

の業務を、この方法で効果につながっているのかと不安に感じながら行っていると言います。こういう方法で消毒を行ったら安全性が保てるなどといった専門的なアドバイスや指導を保健所は行っているのか伺います。また、地域センターでは、集会室を利用した際に、利用者が消毒する場合とそうでない場合があります。利用者が消毒する場合については、どのようにどこまで消毒をすべきかが示されていないため、利用者からは困惑する声が届いています。衛生管理の専門である保健所が、分かりやすい消毒の仕方の指標を示し、周知してほしいと考えますが、見解を伺います。

そして、各所管の感染症対策ガイドラインについて確認しました。大体の所管が、新型コロナウイルス感染症に限らない、従来からある感染症対策のガイドラインを基に現在の対策を行っているとのこと。オアシスルーム、すまいるスクール、児童センターの状況をお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 保育園、幼稚園、学校等につきましては、これまでも園長先生や、あるいは施設にいる看護師を対象として、感染予防に関しては保健所から定期的に情報交換あるいは情報提供しております。特に一昨年、保育所における感染症対策ガイドラインが改訂されましたので、それをきっかけに、対象者向けの講演会なども実施しているところでございます。

一方、今ご質問にありました地域センター等に関しましては、これまで直接保健所が出向く等によりまして、感染症予防について周知したことはございません。ただ、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症予防に関しましては、人と物を共有しない、何かに触ったら手を洗うというような、要は一般的な行動が非常に重要かと思えます。ただ、新型コロナウイルス感染症の感染予防について、これだけ住民の関心も高まっておりますし、その安心・安全を守るためにも、今後、機会を捉えて、施設ごとにとということではありませんけれども、こういった場所ではこのような消毒が効果的であるといった分かりやすいお知らせなどは、保健所から発信していきたいと考えております。

○若生保育支援課長 私からは、オアシスルームの感染症の対策のガイドライン等のことでお答えさせていただきます。オアシスルームにつきましては、基本的には保育施設ですので、保育所における、厚生労働省が出しているガイドラインに基づいて、対応を行っているところでございますけれども、オアシスルームにつきましては、それ以外に独自に、ガイドラインというかマニュアルを作成しております。こちらのほうが手元にありまして、これは委託業者向けのガイドラインになっておりますけれども、そういったところを委託業者に情報を周知しまして、対策を行っているところでございます。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールについてでございますけれども、すまいるスクールは学校の中でございますので、区立学校のガイドラインに準じた形で対応してございます。児童センターにつきましては、乳幼児と小学生以上の子どもが来るところなので、学校のガイドラインと保育所に準じた形のものを参考に、毎月、施設長会の中でルールを決めて対応してございます。

○田中委員 保健所の周知についてです。例えば、利用したテーブルの消毒の仕方など、分かりやすくチラシ等にしていただければと思います。

そして、児童センターについてです。様々、関係機関が関わっているということですので、今回のこの経験を活かして、「最低、区としてここまではやろう」といった、最低ラインを共有すべきというか、今後のためにも、ガイドラインとまではいかないですけれども、何か作成するべきではないかということを考えます。見解を伺います。

続けます。児童センターについて伺います。減額理由は、目的外使用の減等、感染症による影響と伺いました。1度目の緊急事態宣言では児童センターの休館、2度目では乳幼児親子を対象に開放し、小・中高生の制限がされています。児童センターを待ちわびる子どもの声が聞こえてきますが、再開に

向けた今後のスケジュールを伺います。昨年の予算特別委員会で、生活者ネットワークは、児童センターの情報が届かない地域・学校があることや、小・中・高校生も児童センターを利用できることが知られていない状況があることから、児童センターの周知を求めました。今回、新1年生のすまいるスクールの説明会では、すまいるスクールと児童センターを知らせる、大変分かりやすいリーフレットが配布されました。子どもや保護者への周知に大変有効だと考えますが、発行の目的と今後の活用、配布方法について伺います。

○廣田子ども育成課長 児童センターにつきましては、ガイドラインとはなっていないのですが、議事録等で作成して、つくったものについては書面にして配布しているところでございます。

それから、再開のスケジュールなのですが、緊急事態宣言が解除されれば、順次、小学生から、小学生、中学生という順で開いていくようなことを考えているところです。仮に緊急事態宣言が解除にならなかったとしても、春休みについては小学生の居場所がなくなるので、何らかの形で検討したいと考えているところでございます。

リーフレットにつきましては、今回、すまいるスクールの説明会のところで、児童センターとすまいるスクールのすみ分けをしていただくという目的で、必要な人が必要なところを利用していただくという形でつくったもので、今後またさらに配布を広げていこうと考えているところでございます。

○田中委員 リーフレットは大変分かりやすいものでしたので、ぜひ、すまいるスクールの説明会にとどまらず、子どもが関わる施設全てで有効に活用されるよう求めたいと要望いたします。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。再開は1時です。

○午後0時00分休憩

○午後1時00分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。横山委員。

○横山委員 私からは、51ページ、妊娠期からの相談事業ほか5事業について、78ページ、生活保護費についてお伺いいたします。

1点目に、妊娠期からの相談事業ほか5事業についてお伺いいたします。産前の家事支援ヘルパーについて、出産1か月前から、家族などから日中に家事の援助が得られず、日常生活に支障がある方について、利用できる制度があるかと思いますが、妊産婦へのネウボラ面接の際に、該当の妊婦に対してサービスの概要をどのように説明していますでしょうか。妊産婦へのネウボラ面接の後、妊娠中も切れ目なく継続的な相談につながっているのでしょうか。現在の状況を教えてください。

しながわネウボラネットワークにおいて、生理の遅れから妊娠の届出までの支援にはどのようなものがありますでしょうか。つわりなどの妊娠初期の相談や支援について、ご説明をお願いいたします。また、出産後の母子手帳交付の人数はどのくらいでしょうか。特定妊婦など、妊娠届を出していない方々の支援について、区はどのように考えていますでしょうか。産前産後のオンラインでの相談体制を整えるなど、妊娠したかもしれないという段階からの支援の拡充を要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

○柏木品川保健センター所長 私からは、妊娠期からの相談事業についてお答えいたします。

最初に、妊産婦ネウボラ相談員との妊婦面談では、妊婦からの相談等のほか、妊娠中にお伝えしたい母子保健情報や子育て情報を紹介しております。その中で、妊娠届出時にお渡ししております子育てガ

イド等で、サポートシステムについても説明し、必要に応じ、困り事や家庭の状況に応じたサポートプランの作成も行っております。

次に、妊婦相談の継続的な件でございますが、妊婦相談は1回に限定しているものではありません。複数回の相談も可能となっておりますので、必要に応じて、継続的な面談や電話相談を行っております。

次に、生理の遅れから妊娠届までの支援についてでございますが、妊娠届出までの支援については、ご相談がありましたその都度、対応させていただいております。また、区のホームページにも紹介しておりますが、東京都では妊娠相談ほっとラインで支援を実施しているところでございます。

次に、つわりなどの妊娠初期の相談や支援についてでございます。妊娠初期の相談等についてですが、母子健康手帳の発行時に、ネウボラ相談員や保健師による面談をしております。面談では妊婦の健康状態が主となりますので、その際に相談等を受け、対応しております。

続きまして、出産後の母子手帳の交付人数ですが、令和元年度の実績になりますが65件、全体の件数の割合で言いますと1.1%でございます。

続きまして、特定妊婦など、妊娠届を出していない方への支援でございます。妊娠届がないと、支援が必要かどうかの把握が厳しいというのが現状でございます。医療機関からの連絡で把握できる場合がありますが、その際は、把握できた時点から特定妊婦として支援しております。

続きまして、オンライン相談の体制でございます。ネウボラ相談員の妊婦面談につきましては、現在、オンラインでも面談できるよう準備を進めております。オンライン相談の拡充については、まず妊婦面談を始めてから、今後の状況を見ながら検討したいと考えております。

○横山委員 オンライン等の準備をされているということで、今コロナ禍ですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

妊娠中から産後の子育てを具体的にイメージしていただくことが大切だと私は考えております。産褥期の問題、女性が恋人、妻、母へと役割が変わっていくことに対する事前の知識を、婚姻届を出したときから知っていたほうがよいのではという、家族支援の団体などからのご意見がありますが、私は、ファミリー・バイオレンスを予防するようなアットホームのつくり方講座によって、面前DVなどの暴力が減ると考えています。何に対して私たちは傷つくのか。夫婦2人とも苦しんでいるというご家庭があり、気がついたときにはDVや虐待加害者になっていることもあります。妊娠から産後の時期は、パートナーシップへの関心が高まる時期でもありますので、夫婦などのパートナーシップを学べる講座の開催を提案いたしますが、いかがでしょうか。

また2点目に、生活保護費についてお伺いいたします。コロナ禍において若年層でも仕事や住居がなくなっているという現状がありますが、貧困ビジネスなどで取り上げられている若年被害女性などの居住支援として、生活保護の要件を満たさない、またはご本人が申請を希望されない場合についての現状を教えてください。

○柏木品川保健センター所長 私からは、夫婦等のパートナーシップを学べる講座について答弁いたします。夫婦のパートナーシップを学べる講座についてですが、現在、保健センターでは、母親学級、両親学級、今コロナ禍ですので父親学級で開催しておりますが、また児童センターでは、父親の子育て参加促進事業を実施し、パートナーの理解・協力が深められるようにいたしております。これらの機会を通じて、引き続き、夫婦のパートナーシップについて理解・協力が深まるようにしていきたいと考えてございます。

○櫻木生活福祉課長 私からは、若年被害女性等の居住支援についてお答えさせていただきます。

生活保護の要件を満たさない、またはご本人が申請をご希望されない場合につきましては、いわゆる女性支援の枠組みや、生活にお困りの状況に応じて、暮らし・しごと応援センターでの生活相談、例えば住居確保給付金や家計相談、就労支援等を通じて、自立をサポートさせていただくようなことになるかと思っております。

○横山委員 まず、パートナーシップの理解を深めていただくというところで、母親学級、両親学級、また児童センターでのお父さんへの支援ということでありましたけれども、まずはDVなど、様々な役割の変化によって、パートナーシップを築いていくのがなかなか難しいところがありますので、事前に知識を学べるような機会をぜひ創出していただいて、離婚、けんかやDVといったものを予防できるように、なるべく予防に力を入れていっていただきたいということで、ぜひよろしくお願いいたします。

生活保護費についてなのですが、若年女性について、支援する民間団体など現場の方々のお話では、若年女性の中には、家族などに居場所を知られたくない事情があるために、現在の行政のメニューでは支援を希望することができないというご指摘がありました。また、大阪のキャビNETという、女性専用フロアのあるネットカフェが、女性たちにとって人気であり、相互にコミュニケーションを取りながら就労などについて情報交換をしているとのことで、昨年7月に視察してまいりました。心斎橋駅から徒歩の立地で、アクセスしやすい場所にあり、4階の女性専用フロアは全37部屋で、鍵をセンサーにかざして中に入ることができます。女性専用フロアの30%ほどはウィークリー・マンズリー利用枠の固定のお部屋で、その日は満室状態でした。パウダールーム、シャワールーム、ポストも利用できるということで、お部屋はインターネットカフェなのですが、ネットカフェというよりはシェアハウスにも近い雰囲気を感じました。例えば公設のキャビNETのような居場所があると、今まで支援につながらなかった若年女性が支援につながると考えておりますが、若年女性のための宿泊施設の確保に努めている民間支援団体への支援などを検討してはいかがでしょうか。今後の若年女性の居住支援について、区のお考えをお聞かせください。

○櫻木生活福祉課長 区として、若年女性に向けた公設のネットカフェもしくはシェアハウスというものの設置、または民間支援団体に直接支援を行うということは考えておりませんが、東京都が、インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方に向けたTOKYOチャレンジネットというサービスを提供しておりますので、そちらをご案内するとともに支援メニューの周知に努めてまいりたいと思っております。

○横山委員 東京都や国など、様々なモデル事業などもあるやに聞いておりますので、そういったところを注視していただいて、ぜひご案内いただくようお願いしたいと思います。

○渡部委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、85ページ、収集運搬事業、あとは95ページ、防災訓練経費について伺います。

まず、初めに収集運搬事業について伺います。オリンピック・パラリンピック期間中に、ごみの収集需要が高まる見込みで、3,000万円ほど当初予算が計上されていましたが、この補正予算で恐らく全て減額、削除されたのだろうと理解しています。来年度の予算を見ると、同じ項目で、私の方が見方が正しければですが、400万円ほどになっていて、大幅減になっていると理解しています。オリンピック・パラリンピックが実際にどうなるのか、なかなかまだ見通しがらないということで、恐らく減額にされたのだと理解していますが、改めてここをお聞かせください。

あわせて、同様にコロナ禍の中で、ステイホーム、あとはテレワークの推奨がされて、ごみの収集需

要が高まっていると思っています。現状の事業ごみ、家庭ごみ、あと、区全体のごみの排出量もしくは収集量の推移がどうなっているのかお聞かせください。恐らくは、事業ごみが減って家庭ごみが増えていと思いますけれども、その場合に、家庭ごみが増えている部分に対してはどのような対応を今取られているのか、まずお聞かせください。

○工藤品川区清掃事務所長 オリンピック・パラリンピックのごみ対策につきましてのご質問でございます。

従来、オリンピック・パラリンピック期間中に、ごみをしっかり確実に収集するということで、予算を計上いたしまして、対策を練っておったところでございますが、延期により、今回、補正を組ませていただいているということでございます。来年度に向けましても、予算を組んでいる予定でございますが、今年度の考え方としましては、オリンピックが始まってからパラリンピックが終わるまで、通して40日間で予算を組んでおったものを、来年度につきましては、オリンピック・パラリンピック期間中、約25日ですけれども、そちらのほうでコンパクトな形で収集体制を整えているというところでございます。経費といたしましては、3,000万円余という形で令和2年度は組んでおったものを、来年度は千数百万円ということで、400万円は啓発経費でございます。それ以外は収集運搬の経費を計上させていただいているということでございます。

2点目の、コロナ禍でのごみの収集の状況でございます。まず、区内の家庭ごみの排出状況は、区の収集の部分でございますが、緊急事態宣言の影響による、やはり外出自粛の影響でございまして、4月・5月・6月は、それぞれ前年同月比で8%増・6%増・13%増と大幅に増加しておりますが、それ以降は前年同様の動きを見せておりました。ただ、また1月に緊急事態宣言が出ておりまして、その中で前年比で3%ほど増えているというのが、家庭ごみ、区の収集の部分でございます。

また、事業系ごみでございます。こちらは、事業所や飲食店等から出るごみでございます。収集運搬事業者が収集いたしまして清掃工場に持ち込むごみ量でございますが、やはり4月・5月・6月で、前年同月比でマイナス40%と、トータルで見ましても、この1月まででマイナス35%ということで、かなり事業系ごみが減っておりまして、家庭ごみが増えているような状況になってございます。

家庭ごみの対策といたしましては、私どもも臨時的な車両を追加しまして、収集が滞らないような形で収集業務を行っているところでございます。

○芹澤委員 排出状況についても詳しくご説明いただきありがとうございます。

家庭ごみについては、やはり増えているというお話もあって、清掃事業は、やはりテレワークやローテーション勤務というのがなかなかできないというのがあって、一般社団法人東京環境保全協会が発行する「東環境」という機関誌の中で、昨年4月の緊急事態宣言下におけるごみ収集車に対して、自粛中なのに収集車が走っているというような誹謗中傷のようなものがあつたと書かれておりました。4月当時、エッセンシャルワーカーというのを支援していこうという風潮がありながらも、エッセンシャルワーカーの中に清掃事業がなかなか入ってこなかったというのを大変残念に思っています。

このエッセンシャルワーカー、例えば、よく言われるのが、医療、介護、福祉、あとは保育など、ここまでは結構、品川区やほかの自治体も支援してきたのだらうと理解していますが、この清掃事業に対して、品川区からコロナ禍の中でこういった支援をされてきたのかをお聞かせください。

○工藤品川区清掃事務所長 やはり清掃事業、ごみ収集は、生活インフラに直結しているということで、どんな状況の中でも業務をしっかりと円滑に進める必要があると思っております。私ども事務所といたしましては、やはり増加するごみ量に対しまして収集計画をしっかりと立てまして、無理のかからな

いような形で車両を配置しまして、業務の継続性や安定性を確保しているというような状況でございます。

○芹澤委員 支援というものに関しては、いろいろやり方があると思っています。様々な業界の支援に関しては、これまで応援給付金みたいなものをやってきたと思うのですが、同じ機関誌の中で、最近では感謝の手紙が届くようになった。ゴミ袋に貼ってあったり、中に分かりやすいように置いてあったりというのがあると。これが非常にモチベーションややりがいにつながっていくのだというようなことが書いてあって、これは私からの提案でありますけれども、例えば、関東地方知事会の中で、大分前から、530で5月30日、ゴミゼロの日というのを実施しています。これは、ゴミをゼロにしていこうという運動ではありますけれども、実際、ゼロにはやはりならないものですから、この日に合わせて、例えばみんなで手紙を書いて、ありがとうと書くとか、そういったことで、なかなかスポットライトの当たらない清掃事業者の皆さんに感謝の思いを込めてはいかがかがご提案させていただきます。

あわせて、コロナ禍の中で、マスク、ちり紙の捨て方について伺います。環境省の提案で、袋に入れてしっかりと、ほかの人が触らないようにというようなものがありますけれども、これは素人考えですが、袋がゴミ収集車の中で、ぐしゃっと潰されると、そこでまさに飛沫などが起きてしまうようにも思うのですけれども、今、収集事業者の皆さんはフェイスシールドなどをされていらっしゃるの、目などに入っていないのかと考えています。その辺については、品川区としての見解を、どうお考えなのかをお聞かせください。

○工藤品川区清掃事務所長 もう私ども、先ほど委員からお話がありましたように、区民の皆様方から感謝のお礼の言葉、応援メッセージ等も多数、頂いているところでございます。また、収集作業中も、今まで以上にいろいろな感謝の言葉をかけていただくというところで、本当にやりがいを感じて、今、モチベーションも本当に高まっているような状況でございます。ご提案のイベントというところにつきましても、どういった形でできるかというところは今後詰めて、いろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

また、マスクの捨て方というところでございます。収集の際に、やはり私ども、ゴミをプレス車両に積み込むときに、今まで以上に丁寧に積みまして、要は破裂しないようにとか、例えば空気が入っているものは、あらかじめ穴を開けた上で丁寧に積み込むような形で、飛散防止を図っているというところでございます。また、周辺でマスクが捨てられているという部分につきましても、丁寧に一つ一つ回収して対応しているということでございます。

あと、防護具、フェイスシールドの関係でございますけれど、実はフェイスシールドも、私どもも少し購入いたしまして、職員のほうでちょっと着けてやってみたわけでございますが、やはり、車の乗り降りや、しゃがんだり立ったりするということで、かなり作業上難しいというところと、視界がなかなか確保されにくいということで、今のところ、マスク・手袋等の防護具でやっているというところでございますが、防護具に関しましては、今後も引き続き、どのような防具を使えば感染症対策をより一層できるかは検討してまいりたいと考えております。

○芹澤委員 清掃事業者は、やはりエッセンシャルワーカーの、前線で戦っている方々ですので、感染予防はしっかり徹底していただきながら、限られた財源ではありますけれども、モチベーションをぜひ上げる取組をしていただければと思います。

続いて、防災訓練経費について伺います。まず、区では総合防災訓練と一斉防災訓練の2種類があると思います。総合防災訓練に関しては、今年度全て中止になって、一斉防災訓練、12月のものが実施

されたと伺っています。この両者の違いといいますか、こういった判断基準で総合防災訓練が中止になったのかを、まずお聞かせください。

○大森災害対策担当課長 防災訓練関係のご質問にお答えいたします。

総合防災訓練につきましては、自助・共助の能力を育成するために、13の地域ごとに、災害時の初動対応に必要な初期消火や応急救護などの訓練を行っているところでございます。一斉防災訓練につきましては、防災関係者、もしくは区民、児童・生徒などが、それぞれの立場において、震災を想定して一斉に訓練を行うことで、それぞれの連携や課題について確認しているところでございます。防災区民組織については、主に避難所運営の役割を担っていただいているところでございます。

訓練の中止の判断でございますが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえまして、各地区の防災協議会と綿密に確認を取りながら、協議会の判断等によって中止が決定されたという経緯でございます。

○芹澤委員 結果論ではありますが、今となつては総合防災訓練も実施できたのではないかと考えています。地域の方々がそれぞれ判断するということですので、そこに対して区が強制的にやるものでは全くないと考えていますけれども、やはり防災という、必要なものでありますから、会議体の中で、ぜひ今後の検討として、もし何か中止などという話になる際に、区から防災の必要性をしっかりと説いて、ぜひやっていただきたいというような旨、働きかけは継続してやっていただければと思います。

次に、一斉防災訓練の中で、ケーブルテレビとFMしながわの割り込み放送というのをやっているかと思っています。恐らく今年度からになるかと思いますが、抽選で、視聴者数の確認というのも含めて、アルファ化米を送ってみたり、外れても、ケーブルテレビ品川のステッカー等を送るというような取組があったかと思いますが、本年度の実績と評価をお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 防災訓練における視聴者プレゼントでございますけれども、今年度初めて企画させていただきました。40名の応募がありました。応募時にメッセージを頂いているのですけれども、その中で、「テレビを家族で見ている、その後みんなで話し合いをした」、「ハンドブックを読み直すきっかけになりました。改めて防災を意識しました」というようなメッセージがございましたので、一定の効果はあったと考えております。

○芹澤委員 ケーブルテレビは視聴者数が大体分かるということですが、これまでラジオを聞いている方々の人数を把握できないという回答が今まで何回もあったかと思っています。その把握の手段として、こういったものが非常にいいと考えていますので、来年度以降もこれは続けていただければと思います。

グッズに関して、同じものをやはり送っても、なかなかしようがないかと思っています。あと、防災訓練に関して、以前、ラジオを配布したという経緯があったかと思うので、例えばケーブルテレビを見て申込みをしてきた方に抽選でラジオを送ってあげるなど、グッズのこれからの検討は、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。グッズの考え方について、最後にお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 今回、応募者の中で8割がテレビ、2割がラジオということで、内訳もある程度把握できたと思います。今後も機会を捉えて同様の取組をしてまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、81ページ、保健衛生費、医療連携推進費、65ページの地域活動費から歩行喫煙防止推進経費、時間があれば80ページ、保健予防費で、ワクチン接種記録システムについて伺います。

まず1点目、午前中、鈴木博委員からも、医療連携推進費に計上されている3事業についてのご質問がありましたが、もう少し突っ込んでお伺いしたいと思います。陽性患者を受け入れた医療機関、入院1名につき10万円ということで、昨年9月の補正予算で創設されて、これは我々も大田区の例などを出しながら、1人10万円でなどということをお願いしていたので、大変ありがたかったのですが、その際に厚生委員会で質問させていただいたときには5,400万円が計上されていました。そのときお伺いした算定根拠については、まず新型コロナウイルス感染症になど関係なく、大体、医療機関は、公表している入院日数が平均的に10日だと。これに1日1万円を掛けて10万円という金額だという算定根拠をおっしゃっていました。年度末までの見込みで540人だから、10万円掛けて5,400万円。今回新たに8,800万円が計上されていますけれども、まず、この5,400万円はもう使ってしまったのかどうかというところと、増額の理由およびその算定根拠をお願いします。また、これはいつまでの陽性患者の数を見込んでいらっしゃるのかも教えてください。

○高山健康課長 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援金のお尋ねでございます。

まず、こちらの増額の理由でございます。当時の見込みとしまして、年度末までで540人と考えていたのですが、その後の続く第2波の長期化、そして第3波ということで、最終的には年度末の見込みを1,420人と見込ませていただいております。これは、昨年の1月からこの年度末の3月までの間の入院に関わる費用として計上させていただいたものでございます。そういうところございまして、当初の見込みとしましては、540人で足るという見込みであったのですが、その後、同傾向で推移しなかったことが、今回の増額に至った理由でございます。

○あくつ委員 この予算をつくったときは、まだ7月、8月ということで、まさかこのような状況になるとはということで、それは理解できるのですが、もし今後、またいろいろな状況があると思うので、そのときは柔軟なご対応をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症入院患者搬送協力支援金は、先ほどもご質問があったのですが、搬送した場合に、その協力に対して支援金を出すということですが、普通のクリニックが普通の車でそれをしたとき、これは支援金が出るのか。いわゆる対象をどのようにお考えになっているのか教えてください。

○高山健康課長 新型コロナウイルス感染症入院患者搬送協力支援金につきましては、基本的には、自治体である品川区の責務として、患者宅から医療機関への搬送というのを、実質、公務として行わねばならないところを、病院サイドのご好意によりまして担っていただいた部分への、特別な負担に対する区としての一定割合の負担ということでさせていただくものでございますので、全てのということではなくて、コロナ患者の入院患者を受け入れてくださっている医療機関を対象として見据えているところでございます。

○あくつ委員 私も実はこの車を見させていただきました。車両メーカーのトヨタが、飛沫循環抑制機能というものが搭載された車両、既存の車を改良して、運転席と後部座席の間に隔壁を設置して、前の席を陽圧、後ろの席を陰圧にして、ウイルスが行き来しないような車の提供を区内にも何台かされたと聞いています。その車を私も見させていただきました。

それで、今回1,325万円という予算が計上されているのですが、この算定根拠は何なのか教えてください。

○高山健康課長 こちらの1,325万円の算定根拠でございます。おおむね民間の救急搬送などを依頼いたしますと、1回当たりの搬送に10万円程度の金額がかかってまいります。本来であれば区が

負担すべきところというところで、今回、その半額に相当する5万円を、1回の搬送につきご負担させていただきたいと思ひまして、それ掛ける、これまでの実績、そして今後、年度末の3月までの予測と合わせまして、265回分の搬送ということで、この金額を計上させていただいたものでございます。

○あくつ委員 3点目の、先ほども鈴木博委員からあったのですけれども、医療機関の支援金についてです。これも新規事業で、三師会所属の診療所への慰労金など、国や都から様々な支援金が出ているのですけれども、また別の支援金ということで、先ほどお話がありました。

全てこの3事業とも区独自でやられているということで、本当にありがたいと思うのですけれども、既に1年以上にわたって区内の医療機関が最前線で新型コロナウイルスとの戦いを続けてこられています。私どもの会派も、うかつに我々も行けないのですが、医療機関側からの要請があつて、昨年末、現場をぜひ見てほしいということで、国会議員と都議会議員と我々の会派で、まさに受け入れている病院の視察を、あちら側からの要請で行いました。それでお話も伺つて、当然、国、そして東京都にも要望をお伝えさせていただきました。その際には、重症患者が入っているハイケアユニットというところのそばまで、いわゆる一般の方が入れるところまで行ったのですけれども、もう常にアラームが鳴り響いているような状況を見させていただいて、本当に危機的状況を拝見させていただきました。

品川区商店街連合会と、今、お弁当のコラボなどをやっていますけれども、本当にこれは素晴らしい取組だと思ひますし、お願いしたいのは、今後も地元の医療機関、これは大きな病院も小さな病院も、先ほども鈴木博委員からもありましたけれど、ぜひこれは柔軟な対応で、今後も支えていっていただきたいと思ひます。

次に、地域活動費の歩行喫煙防止推進経費で、受動喫煙対策が新型コロナウイルス感染症の影響を大分受けておるということで、コンテナ型の喫煙所というの、密になってしまうから危ないということで延期になって、今年度の当初予算には設置の費用が改めて計上されていますけれども、65ページの喫煙マナーアップ啓発事業がマイナスになっていますが、その、どの辺りがマイナスになったのかを一旦お聞かせください。

○黨生活安全担当課長 減額補正をお願いいたしましたのは、例年、夏祭りの際に、喫煙マナーアップを呼びかけるうちわを作成して、これを配布させていただいているところでございますが、コロナ禍の影響がございまして、各地の夏祭りが中止になったため、うちわの作成を取りやめたので、減額補正をさせていただいたものでございます。

○あくつ委員 関連しまして、受動喫煙対策について質問します。JR大井町東口からゼームス坂までの大井すずらん通り商店街。昨年、実はここの受動喫煙のことで何度もご相談を受けました。ご存じだと思うのですけれども。数十軒の飲食店が立ち並んでいます。灰皿をお店先に出しているお店が複数いらっしゃる。利用客が飲食をしながらそこで喫煙をすると、もともと、ご存じのようにそれほど広い通りではありませんので、そばを通る住民や通行人、お子さんなども、その煙、副流煙をものに浴びてしまう。夜になると当然、お酒を飲んで大きな声を出して、大声で店先で談笑すると、新型コロナウイルス感染症の関係もあつて、非常に周りの方は怖い思いをしているというお話です。たばこを吸う方もいるし、吸わない方もいるので、それが、全てがいいのかどうかは分かりません。ただ、私も夜、すずらん通りを歩いてみて、やはり複数のお店が店先に灰皿を出しておられました。質問なのですけれども、品川区では条例で幾つかの繁華街を路上喫煙禁止・地域美化推進地区に指定されていますが、この指定された地区で路上喫煙をした場合、どのような強制力があるのかということが1点。それで、大井すずらん通りはこの地区に入っているのかどうか。もし入っているとしたら、なぜ店舗は灰皿を店先

に出せるのか教えてください。

○黨生活安全担当課長 路上喫煙禁止・地域美化推進地区において、その場であっても歩行であっても、たばこを吸われる場合については、これは過料の対象になっているところでございます。すずらん通りにつきましては、大井町の中の指定地区に含まれておりますので、ここで違反した場合については、過料の対象となると認識しております。また、灰皿でございますが、これは、民間のいわゆる私有地にまで灰皿を置いてはいけないというものでは、条例では縛りがございません。しかしながら、都の条例などで、その場所に置く場合については、他の方の迷惑にならないような措置を取らなければならないと定められておりますので、そうした状況がある場合につきましては、生活安全サポート隊などが現地に赴きまして、指導をさせていただいているというような現状でございます。

○あくつ委員 お店側もその辺のご事情をよく分かっていて、お店の敷地内、いわゆる私道内というのですか、私有地内の路上ぎりぎりのところに灰皿を置かれている。お客さんはそんなことは意識していませんので、路上で堂々とたばこを吸っている。このお客様は恐らくアウトだと思うんですけど。とはいえ、飲酒を伴うような食事のときに、区の職員やパトロール隊の方が注意をするという、やはり遅い時間なのでなかなか難しいのかと、すごく悩ましいところがある。逆に、お店側にすると、「あそこに行けば思う存分、たばこが吸えるぞ」ということで、今の時代は非常に、喫煙難民というところで厳しい状況もあって、集客効果もある。

このように、難しい問題なのですけれども、生活安全担当には何度も相談して、何度も行っていただいて、一定の効果は出ました。本当にありがたいと思うのですけれども。ただ、これは真面目にやって、真面目というか、受動喫煙防止に協力しているお店もある中で、そうではないお店もあり、個別対応には、やはり限度があるので、これは商店街と、クリーン喫煙というか、そういうものを区のほうから協力を呼びかけないと、なかなかこれは進まないのではないかと。お店のほうも、この時期、生き残りをかけて、いろんなことを、お知恵を出されているので、すごく心苦しい部分もあるのですが、ただ、今、受動喫煙防止が言われている中で、改正健康増進法ですか、あとは受動喫煙防止の条例もできて、ぜひ区もそこに呼びかけをお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黨生活安全担当課長 私どもはこれまで、個別の店舗へのご協力をお願い、それからホームページなどで幅広くお願いしたり、掲示物の表示などをやってきたところでございますが、委員ご指摘のとおり、商店街と連携した取組は恐らくこれから大変重要になってくるのだろうと認識、今、勉強させていただきました。これは、ご提案を含めまして、今後、商店街の方のお力もお借りしながら、たばこを吸う人、吸わない人がともに快適に過ごせるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員 最後に保健予防費から、関連なのですけれども、ワクチン接種記録システムについて伺います。1点だけです。先ほども質問があったとおり、ワクチン接種に関するコールセンター、チャットボット等も立ち上がって、私もチャットボットで幾つか質問したりもしてみました。関連して、ワクチン接種記録システムが、これから国のほうで立ち上がる。接種結果の記録というものが重要になってくると、誰がいつ、どこで、どのワクチンを、どのロットで接種したのか。これは、副反応などということも含めて、今後必要になってくるということで、個人情報の保護にも注意しながら、当然、品川区は品川区として接種台帳等に記録していくのですけれども、最近、突然、国が、接種記録を一元管理させていただきたいということで、全国にタブレットを配布して、接種会場で記録を取ってほしいということが、つい直近の自治体説明会で説明があったと。先週日曜日、全国の私どもの党に所属する議員にも、デジタル化を強力に推進するとの説明が内閣府からありました。推進しろということではな

いです。これは、説明がありました。ただでさえ大変なワクチン接種の準備に、新たな、もう一つの工程が加わるということで、全国の自治体からは様々な意見が出ているようですが、品川区の、国のワクチン接種記録システムに関する現在のスタンス、また考え方、課題みたいなものを教えていただければありがたいです。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 国の接種管理システムについてのお尋ねでございます。現時点で、区では区独自の予約管理システムを構築中でございます。ただ、そこにも1回目接種が終わった方等々の登録をすることができるように、今、構築中ではございますが、国もマイナンバーを使って、今、委員がご指摘のようなシステムを構築中でございます。ただ、国のほうのシステムでありますと、転出・転入先でもマイナンバーを使って1回目接種・2回目接種の記録が分かることから、品川区では、国のシステムも区独自のシステムも同時並行で使うように、現時点では進めてございます。

○渡部委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 本日は、補正予算ということで、この1年間、様々な面でコロナ対策に迫られたと思います。1年間で6回の補正予算を組むというのは大変なことだったと思います。そのご苦勞がまだもう少し続くと思いますけれども、その努力に敬意を表したいと思います。

質問に移ります。3点あります。まず、79ページの民生費の私立保育園費から、保育所等の従事者に対する応援給付金の状況について、支給状況について教えてください。

それから2番目、79ページの生活保護費については、先ほども出ました扶養照会です。これは品川区でもお伺いしたところ、その労力に比べて、なかなか金銭の援助に結びついた例はほとんどないと伺いました。ただ、その過程で、各自治体でいろいろな議員が調べたのですけれども、それがすぐに出てくる自治体とそうでない自治体があって、それがどうもシステムの違いにあるようだったと感じております。よりきめ細かな支援ができるように、システムの見直しというものも、いろいろな項目で行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。また、生活保護については扶養照会、東京都では、10年以上音信が不通あるいはDVなどが扶養照会をしない理由として挙げられておりますけれども、若年層の場合には、これになかなか当てはまりにくいという状況があります。10年といった音信不通の期間、あるいはDVだけではなくて児童虐待といったことも含めて、扶養照会をしないということに例示で挙げていただくとよいのではないかと思います。

それから3点目、衛生費ですが、これはコロナワクチンについて後ほどお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○若生保育支援課長 補正予算で支給させていただきました、保育従事者に対しての応援給付金の支給状況でございますが、こちらは、各私立保育園、私立幼稚園、それから公設・民営も含めまして全て事業者に対しては支給は終了しております。個々の従事者に対しては、各事業者から2月中に支給されているということで認識してございます。

○櫻木生活福祉課長 まず、扶養照会に関連して、システムの見直しというお尋ねでございます。扶養照会に関して、統計的データに関しては、システム上で集計するすべがございまして、一件一件、文書をめくって確認していくような作業、膨大な作業が発生するということになっております。今後はこの件に限らず、統計的なものについてどのような形で数値を捉えられるか、工夫をしてみたいと思っております。

それと、扶養照会で虐待についてということでございます。2月末に厚生労働省から通知が出ておりまして、その中で、扶養可能性が期待できない方の例示として、虐待等の例示がされておりますので、

その改正の趣旨を踏まえた上で対応してまいりたいと思っております。

○あべ委員 保育園の応援金のほうですが、個々にサインを頂いていたと思います。それがどの程度の状況かを教えてください。

システムは検討していただけるということで、大変ありがとうございます。また、2月末、厚生労働省から新たなということですので、これはぜひ、窓口での徹底と、それから当事者に分かるような周知をよろしくお願いしたいと思います。

それから、コロナワクチン接種についてお伺いします。3月1日からコールセンターがスタートいたしました。接種券の印刷やコールセンターの運営、今後の接種会場の運営など、それぞれ相当な仕事量になり、一定規模の自治体では、こうした業務を外部事業者へ委託していると思います。品川区でも外部事業者に一括委託をするのでしょうか。もしそうしているのであれば、コールセンターが開設していることから、既に契約は終了しているはずだと思います。委託した主な仕事内容と金額、相手先、令和2年度の予算のどの部分から費用を支出しているのかお答えください。

○若生保育支援課長 新型コロナウイルス感染症に伴う保育従事者への応援金の個々の従事者への支給のサイン等の確認状況でございます。現在、2月末までで各事業者宛てに報告を締め切って求めているものでして、まだ3月の初めということで、実績は全て確認してございませんが、幾つかの園では、そういったサインのものを確認してございます。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 コールセンター等々の委託についてのご質問でございます。品川区でも3月1日、昨日よりコールセンターを動かしてまいっております。業務委託をしております。金額は3,900万円ほどを見込んでおりまして、今、仕様の細部を、現時点では詰めている最中でございます。

○あべ委員 仕様の細部を詰めているということですが、ではコールセンターは先行してスタートしたという理解でよろしいのでしょうか。また、事業者の選定プロセスも教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 失礼しました。契約は既に終わっております。3,900万円余ということで、随意契約で行っております。予備費から充用しております。

○あべ委員 委託先も伺ったのですけれども、言えるようだったら教えてください。それと、選考のプロセスを伺いました。随意契約は分かったのですけれども、例えば近隣の区であったら、20社ぐらいから資料を取り寄せて5社ぐらいからプロポーザルをしてというようなプロセスを経たということなのですが、品川区ではどうだったのでしょうかということをお伺いしました。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 3社からいろいろご提示いただきまして、現時点ではJTBに委託させていただいております。

○あべ委員 ワクチン接種というのは非常に困難なことが多いと思うのですが、特に難しいのが、ワクチンの入手の見通しが分からないことと、医療関係者の確保だと思います。それで、今、医療機関以外で働いている医療従事者の方からボランティアのお申出というのも頂いたりしているのですけれども、こうしたことを呼びかければ、そういう方は結構、区内にいらっしゃるのではないかと思います。そうしたものを受け止める仕組み、これは区あるいは事業者も含めて仕組みをつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それから、チャットボットです。まだまだ使いにくいと感じておりますけれども、一方で、民間では先行して、かなりこなれてきたチャットボットなども世の中には存在しています。今日ニュースを見ていたら、千代田区では、コロワくんの相談室がLINEであって、かなりこなれた内容に成長して

いるものです。品川区としても、こうした既存のもの等を活用しながら、サービスを最初から高いレベルで提供するというやり方もあるのではないかと思いますけれども、そうしたお考えはいかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今、委員からご指摘いただきましたボランティアの件でございます。現時点では、医師会を通じて、医師、それから看護師の確保に当たっているところでございます。4月中は、ワクチンが入ってくる量もまだ限られているということで、まずは医師会の医師・看護師で進めさせていただきたいと考えております。

また、チャットボットにつきましては、順次、今のものをバージョンアップしながら進めていければと考えております。

○あべ委員 ワクチンも最初はあまり数が入ってこないの、ある意味、助走段階だと思うのです。それから、ある程度時間がたって、そんなにすぐではないと思いますけれども、かなり量が増えてきたときの医療従事者の確保はとても大切な問題だと思います。ボランティアの確保も一定時間かかると思いますので、せっくなので、前向きにこの時間を有効に使って検討していただければと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 様々な方法を使いまして、区民の皆様がスムーズに接種できるように体制を構築してまいりたいと考えております。

○渡部委員長 以上で、品川区保健所、健康課の所管事項に係る内容を含む質疑が終了しました。保健整備担当部長はご退席いただいて結構でございます。また、第二委員会室に控えていただいている品川区保健所および健康課の関係理事者の方々も業務にお戻りください。ありがとうございました。

進めます。次に、せお委員。

○せお委員 私からは、97ページ、区固有教員採用等経費についてお聞きします。こちらの経費ですが、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響によって採用選考を見送ったための減額となっていると理解しています。区固有教員は非常に重要な存在であると私は考えていまして、昨年の採用選考ができなかったことは大変残念です。今後になりますが、長期基本計画において、区固有教員の全体の人数のめどを30人としているので、現在は29人ですから、当初予算の金額から推測すると、来年度は1人の採用等をしていくのでしょうか。それとも、例えばですが、1校に1人配置で、46人から50人程度を目指す予定もおありでしょうか。そのようなところについて教育委員会の考え方をお聞かせください。

○工藤指導課長 区固有教員の採用についてでございますが、ご指摘いただきましたように、現在29名、採用しているところでございますが、現状は30人を目標に採用選考を行っていく予定でございますので、次年度、実施されるときには、現在29名ですので、1名の採用に関しての選考を行っていく予定でございます。

○せお委員 人材を集めるというのはとても大変だと思いますが、先ほども申しました、区固有教員は、品川区の特性を理解し、そして品川区の子どもたちを切れ目なく支援できる、とても重要な存在だと考えています。ですから、区固有教員の採用を止めることなく、今後増やす方向で検討していただきたいと要望します。というのも、学校の教員間の環境というのは、まだまだ古い体質や古い指導方法が残っているようで、そのことによって心に傷を負ってしまい、お休みしてしまう教員も、実際はいらっしゃるので、区教育委員会は教職員の心のケアにも留意しつつ、校内や教員間の環境を変えられるような人材を、区固有教員として採用することも必要かと考えます。その辺も含めて、ぜひとも増やす方向

で検討をお願いいたします。

そして、特別な支援が必要なお子さんに関しては、より切れ目なく一貫して支援していく必要があります。障害があるお子さんはもちろんですが、不登校などのお子さんにも切れ目ない支援は必要です。品川区内で勤務できる区固有教員は、率先して特別支援教育のリーダーとなっていくことも、重要な役割として加えていただきたいと思います。そこで、現在の区固有教員の役割を改めて教えてください。特に、現在は区固有教員が特別支援教育へどのように関わっているのかお聞かせください。

○工藤指導課長 区固有教員の役割についてでございますが、もちろん品川区で行っている教育、特に一貫教育の推進については、市民科を中心とした学習については、やはり区固有教員の方が十分、よりよく理解し、また、それを周りの先生方、また学校の中で広めていくということが、役割の大きな大事な部分ではございます。

また、特別支援教育に関しましても、現在、そのニーズは非常に高まっており、また、その理解も必要とところでございます。現在、やはり私どもが任用している中でも、特別支援学校教諭の免許、普通免許状を所持している者の採用を行ったり、また、特別支援学級に配置を行ったりして、やはり区固有教員の中でも特別支援教育のそれぞれ能力の高い者については、特別支援学級での教育を中心に担わせるということも行っております。

○せお委員 特別支援教育の充実やインクルーシブ教育は、今後、必ず実現していかなければならないものです。それを少しずつでも確実に実現していくために、やはり区固有教員が特別支援教育を支えていくというのは重要かと考えます。

ここで、東京都の令和3年度予算には、公立小・中学校における発達障害等のある児童・生徒への支援充実に向けて、通常の学級で安心して過ごすための支援員の充実や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材の配置について、区市町村を支援するという予算がついています。都が、特別支援教育に、より注目されていて、とても期待しています。特別支援教育コーディネーターですが、各公立小・中学校に配置されていて、学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解の下、学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡・調整の役割を担う者として位置づけられています。そこで、現在、品川区において、特別支援教育コーディネーターは1校に何人程度の配置かお聞かせください。そして、コーディネーターの役割としては、品川区においても、先ほど申し上げたような窓口や連絡・調整の部分という認識でよろしいのかお聞かせください。また、文部科学省が、特別支援教育コーディネーターについて、特に発達障害への理解・知識が必要としていること、そして東京都の先ほど申し上げた予算も、発達障害等のある生徒を支援するためとしていることから、主に発達障害児への支援と、品川区としても位置づけているのか、その辺の考えをお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 3点ご質問をいただきました。

1点目、人数でございますが、授業を持っている教員もおりますので、確実に1人または2人ということではありませんが、複数ということでお答えさせていただきます。

2点目の役割については、委員ご指摘のとおりでございます。基本的には特別支援教育の推進が役割でございます。具体的には、特別な配慮を要するお子さんに対し、校内の関係者・関係機関との連絡・調整、校内委員会の開催と進行、また保護者の相談窓口などの役割でございます。

3点目の発達障害のお子さんということでございますが、学校ではあまり大きな線引きをしてございませんで、複合して不登校のお子さんもありますし、学力が不振のお子さんもあります。そのような場合、

校内委員会を開いたときに、少しでも校内の子どもたちを応援するために、校内委員会の中で特別支援教育コーディネーターが役割を担ってございます。

○せお委員 特別支援教育は、もちろん発達障害児だけが対象ではありませんので、今ご答弁にありましたコーディネーターですが、幅広く支援が必要なお子さんを支えていただきたいと思います。

そこで、区固有教員の話に戻りますが、区固有教員に特別支援教育コーディネーターを担っていただければ、支援が必要なお子さんを、少なくとも区内小・中学校に在籍している間は続けて支援できますし、品川区の現状をご存じのはずですので、品川区内の施設など、関係機関との連携や調整もスムーズに行えるはずで。区固有教員が極力、学校の状況に合わせて、特別支援教育コーディネーターの役職に就くということを検討していただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 お尋ねの特別支援教育コーディネーターでございますが、各校の中で、教員の中で指名されるものですが、現在、区固有教員の中でも特別支援教育コーディネーターを命ぜられて担っている者がございます。また、そのほかの区固有教員につきましても、特別支援教育の充実に関しましては、それら必要な知識等も含めて、識見を高めることが必要であると考えてございますので、今後、区固有教員の研修等でも十分にそういった内容を学びながら、また特別支援教育コーディネーターを担う力を身につけるとともに、担っていなくても、その力を発揮できるようにしていきたいと考えてございます。

○せお委員 区固有教員に、特別支援教育コーディネーターだけに注力してほしいわけではなく、区固有教員という、都の教員とはまた違った立場というのを有効に活用していただきたいと思います。コーディネーターを担っていただくとともに、以前から申し上げております、先ほどもご答弁がありましたが、特別支援学校教諭免許も、特に区固有教員には積極的に取得していただきたいと要望して質問を終わります。

○渡部委員長 次に、おくの晋治委員。

○おくの委員 私からは、38ページ、歳入の中の使用料、特に集会所・文化センター・中小企業センターなどの使用料について質問いたします。

区のホームページには、例えば区民集会所の利用案内では、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区民集会所等の施設の貸出や、利用方法を一部制限しています」として、貸出条件の欄に、「利用可能定員を制限します（密接回避）」とされています。つまり、新型コロナウイルス感染拡大防止として、密接を避けるため、区民集会所の利用可能定員数を減らしています。ほかも同様です。まず、どのくらい定員数を減らしているのか、区民集会所、文化センター、中小企業センター、それぞれについてお教えてください。

○川島地域活動課長 区民集会所の新型コロナウイルス対策に伴う定員制限でございますが、全ての区民集会所におきまして、定員を3分の1程度に制限させていただいております。

○古巻文化観光課長 文化センター等の施設におきましても、広い体育館等、つまりスポーツ施設とは若干違うところはありますけれども、基本的には区民集会所と同じ3分の1の定員ということで、お願いしているところでございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 中小企業センターの定員につきましては、もともと余裕を持っている施設でございますので、おおむね4平米当たり1人という形で、大体2分の1から3分の1という形になっております。

○おくの委員 2分の1ないし3分の1ということで、かなり大きな定員数の削減だと思います。こ

れだけ大きな定員数の削減である以上、それに見合って使用料も減額すべきではないかと私は思います。利用する側の便益が削られているのに、支払う対価は同じというのでは、私はおかしいと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○川島地域活動課長 今、お話にございましたとおり、定員を絞っているということの影響以外にも、コロナ禍の影響で、例年60%ぐらいの部屋の使用が、1月末現在で43.7%ぐらい、利用状況は例年より低い水準でございます。今、お話にございましたとおり、電話等でも、定員を絞っているというようなお話に対してのご意見を頂くときは時々ございますが、私どもの集会所の貸出しの考え方ですけれども、使用料は、何時間、何平米の広さのお部屋をお貸しするかどうかということによって料金設定をしているものでございまして、何人の使用で幾らというような考え方ではないということなので、現在のところ、定員を減らしているからということで料金を減額しようというような考え方には立っていないところでございます。

○古巻文化観光課長 文化センターにおきましても同様の考え方でございまして、1人当たり幾らというような料金設定、使用料の設定ではございませんで、部屋の広さや、あと使用する時間帯、時間数等に応じた使用料の設定となつてございますので、定員を減らしている状況ではございまして、ご不便はかけているところではございますが、それによって減額をするというような考え方には立っていないということでございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 区民集会所、文化センターと同様の考えでございまして、私どもにおいても、区民の方に丁寧に説明した上で、その金額で使っていただくということでございます。

○おくの委員 幾つか理由が示されましたけれども、主として平米数、部屋の広さで決めているからというようなお答えだったと思うのですけれども、ただ、これを利用する側からすると、一々この部屋は広いからとか狭いからというよりは、やはり何人で使いたいからという形で選んでいるのが実態だと思います。私自身が部屋を借りる場合、そういうふうに決めている。友人や会で、何かの団体で借りる場合も、人数に着目して決めているというのが今まで実態で、広さで決めているというのは、今、初めて聞いたようなわけです。実際、利用者の方からも、部屋を利用できる人数が結局減ったので、今回、2回に分けて会を開くようにしたなどの声を、昨年のことですけれども伺いました。この場合は、利用するための費用が以前よりも2倍かかるようになるわけです。あるいは、従来よりも広い部屋を借りざるを得なくなることも、考えられます。そのため、従来と同じ会を開くには、より多くの費用がかかることになります。確かにコロナ禍のためにこうなっているわけですけれども、結局、コロナ禍のために、区民集会所などの利用者に、新たな負担あるいは負担増が生じるという結果を招いていることには違いないと思います。定員数の削減に見合って使用料を減額しないことは、コロナ禍による新たな負担増を全て、結局は施設利用者に負わせていることになっているのだと思います。これは、小さな話のようにも見えますけれども、地方自治体の役割の一番の基本である、地方自治法第1条の2に定めがありますけれども、住民の福祉の増進を図ることに、結局は反しているのではないかと。反しているのだと私は思いますけれども、この点はいかがでしょう。

○品川財政課長 そもそもの使用料の減額ですけれども、使用料自体は、基本的には、先ほどお話もありましたように、部屋の広さ、それから利用に応じてのいわゆる応益負担というような形になっておりますので、得られる益は基本的には同じだということで、基本的に使用料は変えない方向で考えております。

それから、コロナ禍の負担でございますが、区としては、その他の部分でも、例えば、しながわ活力

応援給付金をはじめ、いろいろなところで区民に対しては、負担を軽減するような形で事業を進めておりますので、そういう形で今後も対応していきたいと思っております。

〇おくの委員 応益負担ということですが、私が、冒頭というか、最初のほうで申しましたように、応益の益、便益が、やはり対価に見合った便益が、コロナ禍以前よりも削られているというところに、やはり着目したいのです。対価に見合っただけの便益、要するに、それまでは使えていた人数の分が削られているということは、利用者の皆さんは、それで部屋を決めているわけですから、非常に大きいと思います。実際に、隣の区の港区では、今年の2月1日から、新型コロナウイルスの再度の感染拡大により、区による施設の貸室の定員削減も長期化していることから、今後、施設を利用する団体のさらなる負担を軽減するために、定員制限をしている貸室の使用料を半額に減額しますとしています。各施設の利用登録団体が利用する貸室使用料を半額としますとして、使用料を実際に半額に減額しました。これこそが、それこそ住民の福祉を基本にするという姿勢だと私は思います。このような港区の態度を見習うべきではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

〇品川財政課長 区の政策の方向としては、各区、いろいろな考え方があるかと思いますが。これはあくまでコロナ禍の中での制限でございますので、そこはやはり区民の方にもご理解いただいてほしいというところもございます。繰り返しにはなりますけれども、他の部分での負担軽減としては、区もいろいろな給付金等、対応して、区民の皆様の不便がないように今後も対応していきたいと思っております。

〇渡部委員長 次に、木村委員。

〇木村委員 65ページの中ほどよりちょっと下にありますが、区民保養所経費、1億6,760万円余からですが、ここには「光林荘」とだけ書かれておりますが、本区所有は光林荘と、しながわ荘だと記憶しておりますけれども、しながわ荘の記載がないのはどういう理由なのでしょう。ご説明ください。

〇川島地域活動課長 こちらの記載が「光林荘」とだけなっておりますのは、光林荘のLED化工事について、緊急性が低いとの判断から中止したことによる減額補正であるため、「光林荘」と記載したものでございます。また、その下段の部分、宿泊費助成の減額補正につきましては、しながわ荘と光林荘、2つの保養所の宿泊費助成を表しております。新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少によりまして、減額補正するものでございます。分かりやすい記載、表記に努めてまいりたいと思っております。

〇木村委員 ただいまのご説明、光林荘の緊急性が低い工事を先送りした分と、そして、しながわ荘、そして光林荘の利用者の減少からの減額補正であるということをお聞きいたしました。ありがとうございます。

コロナ禍の中において、区民保養所は利用者が大きく落ち込んだとお聞きしております。ただいまのご答弁にもあった、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少について、現在のしながわ荘と光林荘の具体的な利用状況を教えていただきたいと思います。

〇川島地域活動課長 区民保養所の利用状況につきましては、しながわ荘につきましては、令和2年4月から令和3年2月まで、累計利用者数が2,400人。こちらは、令和元年の累計利用者数6,998人の約3分の1以下に落ち込んでおります。それから、利用率で言いますと、同じ時期に今回は24.1%の利用ということで、令和元年度の55.7%を下回っております。

光林荘のほうは、同じ時期、令和2年4月から令和2年12月までの累計利用者数が536人。令和元年の同じ時期が1,835人と、こちらも3分の1以下に落ち込んでいるところでございます。利用

率につきましても、12月末までと比べますと、令和2年が2.1%、令和元年、前年度が6.3%、こちらも下回っているところがございます。なお、光林荘につきましては、このような形で利用が見込めないところがございますので、令和3年1月から3月末まで一時休館させていただいているということでございます。

○木村委員 光林荘が3月いっぱい休館となったことは、大変残念なことでありますけれども、しかし私は、保養所は区民の息抜きの時間を満喫する大事な空間だと。ただ開けておけばいいのではなく、疲れた区民の皆さんが、元気にまた満足して帰っていただくためには、区としてどのようなところに気を使っているのでしょうか。お聞かせください。

○川島地域活動課長 区民保養所を気持ちよくご利用していただくため、満足していただくための工夫としましては、季節に応じた土産コーナーのレイアウトの変更や、装飾を変更したり、それから、お食事につきましては2か月ごとに目玉メニューを変更しまして、お客様が飽きないような工夫をしているところがございます。それから、売店で使える割引券を配布したり、様々な工夫を凝らして、運営事業者が頑張っているところがございますので、区としても引き続きこうした取組を後押ししていきたいと思っております。

○木村委員 頑張ってくださいと思います。やはり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいということをお聞きしましたがけれども、区民が保養所を利用する機会を確保していただくためにも、引き続き区民のための保養所の適切な運営をよろしくお願いしたいと思います。

次に、同じページの一番下にあります歩行喫煙防止推進経費、1,415万円余からですが、この事業は何年も行っている事業ですが、それでも、いつものような活動はできなかったということでしょうか。

○黨生活安全担当課長 今回減額をお願い申し上げましたのは、オリンピックの関係で、臨時の喫煙所をラストマイル上につくらせていただくということで予算をお願いしておりましたが、オリンピックが延期になったことで、こちらの事業が中止になったこと。そして、例年、各地の夏祭りで配る喫煙マナーアップを呼びかけるうちわを作成しておりましたが、コロナ禍の影響で夏祭りが中止となったということで、うちわの作成を取りやめた。このため、減額補正をしたところでございます。

○木村委員 やはり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいということをお聞きしましたが、区民が保養所を利用する機会を確保していただくためにも、引き続きお願いしたいと思います。

次に、同じページの一番下にありますが、この事業は減額補正になっていますが、以前は歩きタバコや、路上への吸い殻のポイ捨てが大変多くありました。現在はどのような状況でしょうか。新型コロナウイルス感染症の関係で事業ができないということが大きな原因なののでしょうか。これもお聞かせください。

○黨生活安全担当課長 現状でございますが、喫煙所を利用している方々などからもお話を聞きますと、会社などでも感染防止の観点から喫煙所が閉鎖されていて、喫煙所がなく、10分かかる喫煙所まで歩いてきているという方もいるようでございます。そして大変残念なことです。当初は路上喫煙や歩行喫煙はほとんど見られなかったものの、最近になって、表通りから1本入った場所などで、そうした方が見られるというお声が、まちの方から届いていることがございます。少なからず、新型コロナウイルス感染症の影響があるのではないかと考えております。区といたしましては、生活安全サポート隊やシルバー人材センターの指導員などによる巡回指導を、粘り強く実施しているところでございます。

○木村委員 67ページの一番上にあるコンテナ型等喫煙所設置、維持管理ですが、区内には以前は

コンテナがありましたけれども、現在はこれを封鎖しているということでよろしいのでしょうか。

○黨生活安全担当課長 区内には現在、9か所の指定喫煙所がございまして、そのうちの3か所につきまして閉鎖してございます。

○木村委員 ある住宅地に灰皿が置かれてあり、多くの通行人がたばこを吸うため、風向きによっては近所の住民が煙で大変迷惑しているということを聞いたことがありました。何か解決方法というのはないでしょうか。

○黨生活安全担当課長 例えば、道路上に灰皿を置くということは、道路交通法上、できませんので、そうした場合には撤去をお願いしているところでございます。一方、敷地内に灰皿が置いてあって、その副流煙などが近所の方にご迷惑をかけている場合につきましては、健康課と連携いたしまして、そこから流れ出る副流煙が周りの方の迷惑にならないように、灰皿の位置を移動するなどお願いしているところでございます。なかなか直ちに効果が出るものではありませんが、関係課と連携しながら、これからも地道にこうした活動を継続してまいりたいと考えております。

○木村委員 厚生労働省の報告の中には、日本では受動喫煙による年間死亡者数が推定約1万5,000人とされており、肺がん、脳卒中のリスクは1.3倍に上がり、乳幼児突然死症候群のリスクは4.7倍に上がると報告されています。もちろん、区としては、たばこを勧めることはできませんが、行政としてどのようにお考えでしょうか。最後にお答えください。

○黨生活安全担当課長 まさにご指摘のような点もございます。たばこを吸う方と吸わない方、ともに快適に過ごすことのできるまちづくりに向けて、担当としてこれからも努力を続けてまいります。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、62ページ、総務運営費、間に合えば65ページ、国際交流推進事業について伺います。

最初に、総務運営費のうち、新年賀詞交歓会経費についてです。新型コロナウイルス感染症の感染が急激に拡大している状況を考慮して、今年の新年賀詞交歓会は中止されたわけですが、補正予算で経費が339万8,000円減額されています。もともとの予算が336万4,700円なので、差額が24万9,000円となるかと思えます。中止してもかかった費用があるということだと思いますが、この24万9,000円の内訳をお願いいたします。

○立川総務課長 こちらは主に郵便代等の事務費でございます。

○松本委員 新年賀詞交歓会の中止なのですが、中止はいつ頃、誰の判断で決まったと理解すればよろしいでしょうか。お願いします。

○立川総務課長 新年賀詞交歓会は、一応、飲食等をしない方向で開催するというで考えておりましたが、12月に、やはり感染拡大してまいりましたので、区長の判断で中止いたしました。

○松本委員 当初予算では、同じ総務運営費に成人式経費が739万9,000円計上されておりました。式典は中止されたけれども減額なしということになっているのですけれども、こちらはいいのでしょうか。また、区のウェブサイトを押見すると、対象の新成人全員に記念品を送付する予定とのことですが、こちらの予算はどうなっているのでしょうか。お願いいたします。

○立川総務課長 成人式につきましてはオンラインで開催いたしましたが、例えば品川女子学院に演奏等で出演をさせていただいており、その出演にあたり楽器の運搬代などの補助等を実施しておりますので、特に減額等はございません。また、会場費というのが結構かかるのですけれども、それも会場を使用したので、減額等はございません。

それから、実際、成人式の日にご来場をいただいた方には記念品を配っておりまして、大体、出席率が50%ぐらいなのですけれども、今回はオンライン開催といたしましたので、全員の方に記念品を配るということになり、本来の経費よりも余分にお金がかかるという状況になっております。そちらにつきましては予備費等を活用して実施、3月に配付を予定しているところでございます。

○松本委員 すみません。式典の中止、式典会場での中止ということでご理解いただければと思います。

今回の成人式の式典会場での中止なのですけれども、その決定が行われたのは1月8日でした。理由は、ホームページを拝見しますと、政府および東京都から、成人式のオンライン化または延期の要請があったことと書かれておりました。でも、これは前日の7日です。7日の段階では、区が、本日発表された政府の緊急事態宣言の内容および東京都の要請内容を踏まえ、可能な限りの感染防止対策を講じた上で、成人式を予定どおり開催することとしましたと、7日に書かれていたのです。たったの1日で、しかも緊急事態宣言が出ると分かっている状態で、方針が180度転換するという事態は、やはり新成人およびその保護者の皆さんの混乱を招いたと思います。7日の時点で、どのようなメンバーというか、検討をした人たちがどのような議論をしたのか。特に緊急事態宣言について、どのような想定をしていたのか。東京都あるいは国から、いろいろな通知が来るということも想定すべきだと思うのですけれども、その辺りはどのような検討をした上で、7日に開催するのだ、予定どおりするのだという意思決定がなされたのか、お願いいたします。

○立川総務課長 補正で成人式の話が出ると思わなかったもので、ちょっと資料が手元にないのですけれども、一応、7日までの国と都の資料では、成人式は、いわゆる成人式後の飲食を伴わない、飲食をしないという前提で、参加者の皆さんに周知をしてくれれば、やってもいいのではないかという判断があったのですけれども、直前になりまして、国および東京都が、やはりオンラインまたは延期ということ強く言ってきましたので、朝令暮改みたいな形にはなってしまったのですけれども、いわゆるオンライン開催をいたしたところでございます。

○松本委員 これは結構、誰がどういうふうになったのかというのは今回難しいところで、伺う限りだと、国と都が、かなり直前というか、本当にそのタイミングでいろいろと言ってきたのだろうというのは想定するところです。ただ区は、事前にどこまで確認を取れたのかということもやはり確認しておきたいのですけれども、オンライン開催など、そちらに移行しなくていいのですかというようなことを、東京都もしくは国に確認するということは、7日より前の段階に行われたのでしょうか。お願いします。

○立川総務課長 品川区といたしましては、オンライン開催も延期もその時点では考えておりません。

○松本委員 そうすると、やはり一番誰が困ったことになったかといったら、7日の時点では開催されると聞いて喜んだ人たちもいると思うのです。その人たちというのが一番、今回は被害者だと思いますので、その部分はやはり考えていく必要があるのではないかと思います。

一方で、では、これからどういうふうを考えていくのかというところで、区のホームページを拝見しますと、これは私も実際の会場での式典の中止のご連絡を受けた際にご要望させていただいた点でもあるのですけれども、別の機会を設けるというふうに、今ご検討いただいていると思います。これも本当に、ぜひともお願いしたいところではあるのですが、そちらの検討状況をお伺いできればと思います。

○立川総務課長 ホームページと、また成人した皆さんに通知を差し上げたところでございますが、今後、今回、実地で開催できなかったということに関して、区としては何らかの形で皆さんにお集まり

いただきたいということで、コロナ禍が収まりつつあるとは言えないのですけれども、新年度、検討を進めてまいりたいと考えております。

○松本委員 私も地方の出身なので思うのですけれども、地方によっては、成人式自体を、成人の日ではなくて、例えばゴールデンウィークやお盆などにやるような地方もございます。今回は、お盆の期間に近いところでいったら、オリンピック・パラリンピックの時期にあたるのですけれども、これはオリンピック・パラリンピック、どちらかというところ東京都が本来は主体で、区がどこまで関わるのかというのはあると思っていて、私はやはり、オリンピック・パラリンピックに区が全面的に乗っかっていくよりも、東京都が主体となるべきで、まさに区民の新成人、それから、今回、ある意味、新型コロナウイルス感染症の影響で被害を被っているという状況ですから、こちらをぜひとも優先していただきたい、重視していただきたいと思うところです。その中で、やはりコロナ禍においては、東京都も若い人たちの外出自粛をとにかくいろんなところで強調しており、やはり若い世代の人たちにはかなり負担がいつていると思うのです。その中で、まさに新成人、成人式の式典が、なかなか会場ではできないというところがありましたので、一番もう本当に被害を被っているのではないかと思います。

そこで、これから区の将来あるいは日本の将来を担う新成人に対して、我々も、式典はちゃんと会場ではできなかったけれども、皆さんのことを本当に大切に思っているのだという意味で、例えば、プレミアム商品券に近い形で、新成人に応援クーポン、応援の商品券を出すということも考えられるのではないかと思います。これは実際に南国市は、5,000円程度かと思えますけれども、出しているという事例があるそうです。最後、ご答弁をお願いできればと思います。

○立川総務課長 新成人に対してどんなことができるかということにつきましては、今後とも検討していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、65ページの歩行喫煙防止推進経費と、99ページの教材教具等経費の中の学校ICT活用経費についてお伺いいたします。

まず、学校ICT活用経費のことをお聞きします。12億8,258万円余の減額ということで、去年の2回目の補正予算で計上されました、GIGAスクール構想の実現に向けたICT機器の予算が減額されたと聞いておりますが、この減額になりました経緯を教えてくださいませんか。

○篠田学務課長 学校ICT推進経費の減額理由でございます。こちら、GIGAスクール構想が、新年度に入りまして、国のほうから、年度内にやるということで、5月に補正予算を組ませていただきまして、15億円ほどの補正予算を組ませていただいたところでございます。当初は、できるだけ早く、子どもたちに機器を配布したいという思いもございましたので、機器のリース料や通信料等につきましては12月分から3月分までという形で予算を計上させていただいたところでございますけれども、実際には、なかなか機器等の入手が非常に難しく、実際の配備が2月中となり、正式に運用が始まったのは3月からということで、リース料や通信料が、4か月分だったものが1か月分になったということ。また、通信料等が、当初想定していたものよりも安い金額で契約することができたり、機器本体も安く手に入ったということがございまして、こういった形で減額になったものでございます。

○小芝委員 コロナ禍の中で、GIGAスクール構想の早期導入によりまして、大変目まぐるしい1年だったと思います。走りながら考えるという新しい1年であった中で、ICT教育推進校の取組から、GIGAスクール構想における課題などについてお聞きしたいと思います。

これまで、まず確認ですが、推進校で配布されていましたがタブレット端末の通信の形態と、また、そ

の端末が持ち運びが許されていたものかどうかだったか、お伺いいたします。

○篠田学務課長 ICT教育推進校における端末は、これまで、いわゆるWindowsのタブレットを配備してございました。基本的には学校で使うことがメインだったのですけれども、例えば持ち帰って宿題等でも使えるような形で運用してきたものでございます。

○小芝委員 自治体によっては、今後のGIGAスクール構想で配布されましたタブレット端末がWi-Fi機能のみで、外では、Wi-Fiが届かないところではネットにつながらない端末を配る自治体もある一方で、品川区では、GIGAスクール構想の中で配布された端末はLTEを導入しているということで、家庭のネット環境に差を設けることなく、どこでもネットにつなげるという利点がある一方で、今度は、児童・生徒がこの端末を通じましてどこまでインターネットのサイトを閲覧できるのが課題になってくると思います。セキュリティ対策のフィルタリングソフトが要因となって、家庭学習で調べ物をするときに、端末では閲覧できないものもあり、結局は自分のスマートフォン等で調べているという事例も、他区の事例で聞いております。フィルタリングを設けることで、かえって家庭学習の弊害になってしまっては本末転倒であります。

先般の一般質問で取り上げました主権者教育の中で、情報の取捨選択をつける力という観点で質問した際には、フェイクニュースなどを見抜く力や、リテラシー、情報モラルを、発達段階に応じて教育しているという答弁を頂きましたので、なるべく、フィルターをあまり強く設けることなく、児童・生徒の学習意欲に沿ったタブレット端末の運用が展開されることを期待していますが、区のお考えをお聞かせ願います。

○篠田学務課長 機器のフィルタリングにつきましては、基本的には、やはり子どもたちがネットを使う中では、一定程度、フィルタリングをかけて制限する必要があるだろうと考えているところでございます。ただ、それも実際にこれから運用をしていく中で、学習に支障のないような形で対応してまいりたいと。最近も事例があったのですけれども、例えば修学旅行の調べ物をしたいといったときに、奈良・京都のお寺を検索しようとしたときに、つながらなかったと。なぜかという、フィルタリングで宗教というジャンルが入っていたことがあったということで、これはすぐに外して、検索ができるようにしたというようなことがございますので、そういった形で事例が積み上がっていけば、柔軟な対応もこれからも考えていきたいと考えているところでございます。

○小芝委員 今、閲覧するサイトの範囲についてお聞きしてございますが、今度は、端末でどの程度まで通信ができるのかというの、また今後の課題であると思います。その辺りの通信料の制限やチェックはどのようにされていくのか、お考えをお聞かせ願います。

○篠田学務課長 通信料のチェックでございます。基本的には、現在契約しているのが、1人当たり月に7ギガまでというデータ量での契約をしてございます。これは、1人ずつが7ギガしか使えないということではなくて、1人当たりでそれだけ、トータルで2万数千台の容量を設定しているということでございますので、使うお子さん、使わないお子さんが出てくれば、それぞれうまくシェアしながら使っていただけるのかと考えているところでございます。

ただ、例えば今回、先ほどのフィルタリングの話ともつながってくる部分ではあるのですけれども、例えば調べ物等で、YouTube等が見られないと困るというようなことがあるものですから、そういったところにもつながるようにはしているということで、場合によっては、お子さんたちが、そういったものばかり見てしまっ、1人が非常に利用量を多く使うといったことにつきましては、私どもも一人一人の記録はきちんと取って確認するということにしていますので、その辺、極端な使用量

等が見られれば、各学校を通じて、それぞれのお子さんの指導をしていただくというようなことで対応してまいりたいと考えているところでございます。

○小芝委員 走りながら考えていき、その都度、対策を講じていかなければならなくなるのではないかと考えていますので、その辺りは柔軟に、臨機応変に対応をお願いしたいと思います。

ICT教育の質問の最後になりますが、今後のGIGAスクール構想を実現するにあたりまして、品川区のこれまでのICT教育は、時代の先端を見据えた教育であったと思います。それで、来年度から本格的に始まりますGIGAスクール構想の中で、これまでのICT教育推進校が今後目指すものと、また、それ以外の学校が目指すものというのは、どのように捉えているのか。例えば、ICT教育推進校ではまた、さらなるICT化の推進に特化して進めていくのか。もしくは、ICT教育推進校ではなかった、それ以外の学校と均一なものにしていくのか。その方向性というものがあれば、教えていただければと思います。

○工藤指導課長 これまでのICT教育推進校の中では、やはり授業の中でも、例えば体育の授業の中で、器械運動をお互いに撮り合って、基礎フォームなどを確認しながら、また次の課題、自分の課題に取り組むなど、授業の中でも活用が進んでいるところがありました。また、家庭学習におきまして、トータル学習システムを使って、家庭学習の学びを充実させるという効果がございました。今後、1人1台タブレットの活用のところでは、全校がICT教育推進校という位置づけを持って、全てこれまでのICT教育推進校で得られた成果も含めながら、全ての学校で活用を図っていき、そういった意味では全ての授業、また全ての児童・生徒が、それぞれタブレットを使った学習の中で資質・能力を伸ばしていくような教育を推進していきたいと考えてございます。

○小芝委員 続きまして、65ページの歩行喫煙防止推進経費のことをお聞きします。

まずは、コンテナ型喫煙所設置が1,250万円余減額されたということで、その原因というのはもう、かねがねコンテナ型であると密になるため、喫煙所の整備が進まなかったと理解しておりますが、今後、そうはいいまして、設置するにあたりまして、例えば大井町駅西口にありますコンテナ型喫煙所では、周りに商業ビルや、また最近、ワンルームのマンションが増えております。そういったところに住む地域住民の方々への周知というものがされておるのかどうか、お伺いいたします。

○黨生活安全担当課長 感染が拡大する前でございましたが、大井町駅西口の城南信用金庫の前の喫煙所を移設してコンテナ型にすることにつきましては、町会長などに概要の説明を行わせていただいたところではありますが、今、委員からご指摘いただいた点は大変重要だと認識しております。今後、より具体的になった段階で、町会はもとより商店街に対する説明を行うとともに、近隣の皆様を対象にした説明会を開催するほか、説明会に出られない方もおられると思いますので、分かりやすいチラシなどを作成して配布して、しっかりと説明をして不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

○小芝委員 先ほどの木村けんご委員の公衆喫煙所に関する質問に対する答弁で、約3分の1ほど使用できない中で、コンテナ型喫煙所というのが設置されれば、喫煙者だけでなく、また非喫煙者からも、受動喫煙の心配、不安というのは、ある一定程度、取り除けるのではないのかと私は思っておるわけでございますが、実際、こういう状況ではございますが、コンテナ型喫煙所設置のめどというのは立っておるのでしょうか。お伺いいたします。

○黨生活安全担当課長 コンテナ型喫煙所につきましては、ご指摘もございましたように、コロナ禍の中におきまして3密を生みまして、感染リスクが高い旨の専門家のご指摘があるほか、実際に都内でも感染したケースがあると聞いておりますため、現在、一旦、立ち止まっているところでございまして、

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注目しつつ、感染拡大防止のための新技術というものにも着目しつつ、慎重に計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小芝委員 今、課長の答弁で新技術のことにも触れられておりましたが、例えば喫煙所の中に仕切りを置くなど、また、ある一定の人数が入れば自動的にブザーが鳴るといった仕組みも必要であるかとは考えます。そういったこともぜひお考えいただいて、コンテナ型喫煙所の設置を進めていただきたいと思います。

続きまして、今、区内では公衆喫煙所の数が3分の1ほどになっているということで、品川区役所も今現在、喫煙所が閉鎖されたままとなっていると思います。しかし、23区の区役所でも、屋外の喫煙所が再開されている自治体もある中で、区役所の中で喫煙所を再開するめどはあるのかどうか、お伺いいたします。

○東野経理課長 区役所の屋外喫煙所でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として現在閉鎖してございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の収束に合わせて再開したいと考えているところでございまして、現在のところ、閉鎖は続けていきたいと考えております。

○小芝委員 3密を防ぐ喫煙所ということで、これはたしかニュース等でも報道されたかと思うのですが、大崎駅の南口にある、加熱たばこ用の喫煙所には、地面に何か、アートといいますか、絵が描かれていて、自然に地図の上を踏まないようにすると密防止につながるということで、大変画期的な面白い取組であると思いましたので、そういったこともぜひとも検討していただければ、例えば庁舎の敷地内の喫煙所の中で、そういった密防止の取組を考えていただければと思いますが、ご所見をお伺いできればと思います。

○東野経理課長 現在、庁舎にある喫煙コーナー、喫煙所でございますが、四方を囲われているような状態でございます。かなり狭いような状況でございますので、そういったアートの的なものを描くようなスペースもないというような状況でございます。今後の対策につきましては、考えていきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、91ページの不燃化10年プロジェクト、それから77ページの子どもすこやか医療費助成事業、もし時間があれば、97ページの、クラブ・部活動等経費と、移動教室経費について伺いたいと思います。

初めに不燃化10年プロジェクトなのですが、今からちょうど10年前、3・11の東日本大震災が起こって、やはり災害対策に本当に力を入れなくてはいけない。特に東京都という都市部、密集地域においては、木密地域の解消、不燃化。本当に危険性度が高いので、しっかり進めていかなくてはならないということで、木密10年プロジェクトを東京都は立ち上げて、当時の品川区は、やはりかなり危険度が高くて、木密地域もたしか、私の記憶が正しければ、東京都内で一番広大な木密地域の面積が広がっていると。このような指摘もあったりして、大変にこの危険を解消していくということが、私自身も大きな地域の政治課題と捉えてまいりました。

10年がたちまして、1つの区切りを迎えたわけですが、今回、補正で、除却助成が6,600万円、住替え支援が1,100万円、不燃構造化支援助成が1億4,000万円の増額補正となっております。この増額となった理由についてと、あと、特にこの10年間を経ての成果、不燃領域率や、あと東京都が火災危険度や上位100町丁目などというものをよく発表しておりますけれども、直近で言うと平成29年の第8回の発表が最新なのかと思いますが、その中では、上位50町丁

目には、豊町四丁目から五丁目、六丁目が入っておりますが、この10年の間で大きく改善した部分があるかと思うので、その成果についてお伺いしたい、お話しいただきたいと思います。

○佐藤木密整備推進課長 今ほどお尋ねいただきました不燃化10年プロジェクトについてお答えいたします。

まず、今回の補正予算の内容でございますけれども、今回、除却助成、住替え支援、不燃構造化支援助成、各助成につきまして、2億1,700万円の補正予算の計上をさせていただきました。今回は想定以上に助成申請の件数が多かったということとして、多くなった理由といたしましては、委員に先ほどご紹介いただきましたけれども、これまでの区取組、地域への働きかけによりまして、制度の周知が進んだというのが1点。もう一点は、令和2年までの制度であったということで、いわゆる駆け込み需要があったのではないかと考えております。

また、2点目ですけれども、これまでの成果についてですけれども、不燃化10年プロジェクトにつきましては、区では平成25年度から助成に取り組んでおりまして、都と区が連携して実施しております。成果といたしましては、市街地の燃えにくさを表す不燃領域率は、地域によって違いがありますが、10%程度改善した地域もございます。ただ、依然として、目標とします不燃領域率70%には達していないという状況もございますので、令和3年度以降5年間、事業が延伸されたということでございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○塚本委員 今、ちょっとお話、答弁の中にもございましたけれども、この10年プロジェクトということが、まだ今後も必要であろうということで、これは議会からも、私も含めてですけれども、延長というような要望もありました。そういうものを受けて5年間の延長ということで、これまで指定地区として認定されていた9地区にプラス、3地区が新しく追加となって、全部で12地区になるのですか、5年間の延長と、新規でプラス3地区ということになりました。

そこで、まず1つ目なのですが、新しく加わった3地区は、西品川一丁目と西中延三丁目と大井二丁目ということで、特に、最初にお伺いしたいのは、西品川一丁目というのは、これまで木密連担地域改善事業が行われてきました。令和3年度からは不燃化10年プロジェクトの地区にということですので、移行にあたって、この2つの事業の関係というところで、継続性といったところで何か特筆するようなことがあるのか。あれば教えていただきたいと思います。

○佐藤木密整備推進課長 今ご指摘いただきました、新しく追加する3地区のうちの西品川一丁目についてです。こちらの地域につきましては、地域全体でいきますと、いわゆる不燃領域率については、あまり低くないという評価になるのですけれども、北側に再開発地域、南側にしながわ中央公園と、大きな、不燃化といいますか、空地がございますので、その影響を受けまして、地域全体としては数値が高いという状況です。

しかし、地域内に目を移しますと、局地的に密集度が高い、危険な地域もありまして、木密連担地域改善事業ということで東京都の補助を受けまして、防災まちづくりの事業を行うとともに、不燃化特区と同様に、補助を要求してきたという経緯がございます。

今回につきましては、こうした区の働きかけもありまして、新しく追加される地域の一つとなったこと、あと、防災まちづくりにつきましては、地区計画の導入等も視野に入れまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○塚本委員 新しく加わった3つの地域は、令和3年度からスタートして5年間、一応、区切られているわけです。ほかの9地区は、これまでの10年プラス5年ということで、そういう意味では短期

間の中で不燃化を進めていくということになるわけなので、そこについて特に力を入れるというか、新しく加わった3地区も、他の9地区と同様に成果が出るように取組を強めていただきたいという思いでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、子どもすこやか医療費助成事業ですけれども、2億5,000万円余の減額ということで、どのような状況で減額になっているのか、医者に通うことが少なかったということだと思いますけれども、そういった件数等が分かればということと、なぜそのようなことになったのか、新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、どういう原因で減額という状況になったかを教えてください。

○三ツ橋子育て応援課長 子どもすこやか医療費助成事業の減額補正の要因でございます。こちらに関しましては、緊急事態宣言を受けて、一番の要因としては、受診件数が大分減ったことが要因と考えられます。こちらは、前年度と比較しますと、89万件から54万件に減って、35万件もの医療機関の受診件数が減ったことが一番大きな原因だと思われています。

また、扶助費に関しまして、4月から11月までの支出額の実績値を前年度と比較しますと、マイナス20%も減っておりますので、一番そこが大きいと思っております。こちらに関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、手指消毒やマスクなどでインフルエンザが蔓延していないという一般的な情報もございまして、それに伴って受診の件数も控えられているのではないかと考えております。

○塚本委員 もう時間がなくなってしまったのですが、令和3年度に向けて、こういった形で、この減を見て、令和3年度はどのような予算を組むかということがあるわけですが、区民の皆様子どもすこやか医療費助成事業、しっかりとサービスが行き届くようにということをお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、65ページ、歩行喫煙防止推進経費を質問します。大分、質問の答えを聞いてしまったので、なるべくかぶらないように質問したいと思っております。

まず、歩行喫煙防止推進経費、マイナス1,415万5,000円。これは先ほど、コンテナ型等喫煙所や、あくつ委員への答弁で、物品のうちわのマイナス経費とお聞きしましたが、オリンピック・パラリンピックの臨時喫煙所も入っているのでしょうか。

○黛生活安全担当課長 委員ご指摘のとおり、オリンピック開催時のホッケー会場へのラストマイル上でございますが、ここにコンテナ型の臨時喫煙所を設置する予定でございました。しかしながら、ご案内のとおり東京2020大会が延期になったため、この事業を中止させていただき、補正予算に計上させていただいたということでございます。

○松澤委員 2020年4月1日より、受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法が全面施行されました。品川区でも施策方針の中で、健康づくりについて、受動喫煙による健康への悪影響を防止すると、区長よりお言葉がありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中、タバコを吸う人の環境状態が大きく変化したことになります。先ほどあくつ委員からもありましたが、喫煙所難民という問題も大きく取り上げられています。私も昨年度、受動喫煙の問題を取り上げ、まちの喫煙所の状況を質問し、副流煙の出ないコンテナ型の喫煙所の設置・拡充などを訴えてきました。品川区では、たしか今年度、コンテナ型を設置するという話でしたけれども、先ほどの答弁だと、3密になるということで、多分、事業が停止されているというお話だったと思います。コンテナ型の喫煙所は、来年やるならば、多分予算を組むと思うのですが、来年、コロナ禍で今、事業がストップという話ですけれ

ども、これは新型コロナウイルス感染症が収まったら、コンテナ型の喫煙所は設置するという形でよろしいでしょうか。

○黨生活安全担当課長 委員ご指摘のとおりでございまして、令和２年度中に設置予定であったコンテナ型の喫煙所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一時、計画を中断しているところでございまして、このため令和３年度に計上させていただいておりますコンテナ型の喫煙所の設置に関する予算につきましては、改めまして令和２年度の計画を仕切り直したのになります。来年度の計画についても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながらということになりますが、新しい技術の導入なども検討して、計画を進めてまいりたいと考えております。

○松澤委員 ちょうど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と緊急事態宣言、自粛要請というのは時期が重なりまして、喫煙者を含む多くの人は、外出せず、飲食店にも行かない状況が続いていました。こうした中、ほとんどの飲食店は、規模を問わず、改正健康増進法に伴う受動喫煙防止の対策をする余裕があまりなかったのかと思っています。一方、喫煙が新型コロナウイルス感染や重症化のリスクの要因というのも共有されたことで、課長がおっしゃるとおり、３密を避けるため、喫煙所が閉鎖されました。先ほどお聞きしましたが、指定喫煙所９か所のうち３か所閉鎖しています。やはり閉鎖されると、その周りにポイ捨てをする、またマンションの間を抜けて喫煙するという問題も多く発生しております。指定喫煙所が閉鎖しているところと、閉鎖していないところ、その違いを教えてください。

○黨生活安全担当課長 現在、区内にございます９か所の指定喫煙所の中で、パーテーション等の受動喫煙防止のための設備が未導入なところ、さらに、利用者と直近を通行する人の間に十分な距離を保つことのできないような喫煙所がございます。こうした喫煙所につきましては、現在も閉鎖を継続させていただいているところでございまして、具体的には、本村橋脇の喫煙所、そして大井町駅東口の喫煙所、大井町駅の城南信用金庫前の喫煙所でございます。

○松澤委員 喫煙所の中でも、やはり開けておくと副流煙問題が発生するところは禁止されているということです。ありがとうございます。

先ほど小芝委員からもありましたが、喫煙所によっては、密を避けるために、人数を制限していただいとか、やはり人の立つ位置を工夫して開放している喫煙所もあるのですけれども、品川区としてそのようなやり方をするお考えはないのでしょうか。

○黨生活安全担当課長 昨年の８月でございますが、大崎駅西口の線路脇の喫煙所で、こちらはこれまで最も苦情の多い喫煙所でしたが、加熱式たばこ専用の喫煙所としてリニューアルをした際に、立体的に見えるトリックアートのシートを活用して、利用者が自然と距離を保てるような工夫をさせていただいたところ、これは一定の効果が認められているところでございます。今後、こうした工夫を、他の喫煙所に応用してまいりたいと考えているところでございます。

○松澤委員 私も大崎駅の喫煙所を見に行っただけですけれども、やはりすごく感動しました。自然と本当に距離が取れるようになっていて、とてもいい取組だと、本当に思いました。

所管が違うのですけれども、先ほど、品川区の喫煙所は、新型コロナウイルス感染症の一定の収束があれば開けるというお話でしたけれども、公園にも喫煙所があります。ちょっと所管が違うのですけれども、公園課はどういうふうに思っているのか教えてください。

○高梨公園課長 公園における喫煙所・灰皿の状況でございますが、昨年４月２１日より順次、公園については全ての喫煙所・灰皿を使用中止にしておるところでございます。現在も中止してございます。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を今後鑑みて、撤去していくのか、再開するのかといったところ

については、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○松澤委員 コロナ禍という状況ですが、やはり全ての喫煙所が工夫して、早く利用できて、受動喫煙防止を継続するように予防したいと思っております。

こうした中、喫煙所難民問題もデータで明らかとなっております。2020年5月あたりから、喫煙所という検索ワードがどんどん増えていることが分かります。これはやはり、喫煙とたばこ規制に関するほかの検索ワードとは違った動きになっていまして、ネットで喫煙所の場所を検索する人が大変多いことが推測されます。原則、屋内喫煙防止となった店舗を施設において、あくつ委員からも先ほどありました、店舗の前に灰皿を置いてたばこを吸ってもらうというお店も大分多くなっていて、大変懸念されております。こうした喫煙所問題において、品川区は民間公共喫煙所助成というものを立ち上げていますが、この助成の内容はどんなものなのか、説明していただけますか。

○黨生活安全担当課長 昨今の現状、状況の中で、喫煙所を新たに設置するというのが、用地の確保などの問題で、大変困難になりつつあるところでございます。そこで、民間の事業者に対しまして、一般に無料開放することなどを、一定の条件の下に喫煙所の設置、それから喫煙所の維持・管理経費でございしますが、この一部を補助することで、喫煙所の整備促進を図ってまいりたいという目的のための制度でございします。令和3年4月を目途に、要綱を定め運用を始めてまいりたいと考えているところでございます。細部については現在、調整中となっておりますが、なるべく早くこちらの運用を始められるように準備を進めてまいります。

○松澤委員 とてもすばらしい取組だと思います。コンビニなども店舗前の灰皿が撤去されて、モラルの問題ですが、やはりポイ捨て、路上喫煙を多く目にします。そういう問題を解決する一助になる取組だと大変期待しております。

これからの計画だと思いますけれども、周知する方法の一つで、商店街、地域と連携するのも1つかと思いますけれども、最後にお考えだけお願いいたします。

○黨生活安全担当課長 委員からのご指摘、非常に参考になりました。まちの方々にも私どものほうから声をかけさせていただいて、こちらに応募していただくように、しっかりと取り組んでまいります。

○渡部委員長 次に、くには委員。

○くには委員 本日は、66ページの文化観光費の都市型観光プラン推進事業、85ページの商店街活性化事業費の商店街国際化推進事業について伺います。また、時間があれば、51ページのとうきょうママパパ応援事業補助金についても伺います。

まず、都市型観光プラン推進事業全般についてです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、文化観光事業においても多くの事業が中止・見直しをすることとなりました。イベント等による密を避けるため、また人流抑制の観点から、特に観光の分野においては、東京2020大会が延期となったこともあり、外国人観光客の誘致は厳しい状況にあります。令和2年度、都市型観光プラン推進事業では、様々な事業において、合計7,000万円余の減額補正となっておりますけれども、令和3年度に延期した事業、規模や運営方法を見直して実施した事業、中止した事業、それぞれあると思いますけれども、こちらの主な事業をお聞かせください。

○古巻文化観光課長 今回の補正予算に関連しまして、事業の状況でございしますけれども、予算書でご説明させていただければ、まず観光資源整備事業の水辺活用等広域観光連携事業につきましては、規模の見直し等を行って減額をしたりしていますし、また、その下のイルミネーションについては、目黒川のイルミネーションが中止になっておりますが、そのほかのものについては、大井町、それから西小

山駅については、若干、時間等の短縮はございましたけれども、予定どおり実施させていただいているという形でございます。あと、しながわ観光フェアでありますといったイベント関係につきましては、基本的には規模を縮小した形で行うということで、なるべく行うような形を取っております。また、外国人観光客誘致事業については、インバウンドがほとんどない状況ですので、これについては、オリンピック・パラリンピックを契機としたというようなことがございますので、オリンピック・パラリンピックの延期を踏まえまして、基本的には中止したという形でございます。オリンピック・パラリンピックに関しましては、来年度に延期になっておりますので、関係の事業につきましては、来年度にまた延期していきたいと考えておりますし、また、できなかったものにつきましても、来年度についてはなるべく予算化していくような状況、許される範囲で予算化をしているような状況でございます。

○くにば委員 今ご答弁がありました中で、外国人観光客誘致事業の中の、Web媒体等を活用した情報発信があると思うのですが、こちらに関しても同様に延期したということで、これは将来的なインバウンド目的での品川区の長期目標として継続できたかと思うのですが、これに関して中止した理由を先ほどおっしゃいましたが、令和3年度の実施予定等をお聞かせください。

○古巻文化観光課長 Web媒体等を活用した情報発信でございます。これは、例えば外国人の著名なブログの作者や動画の作者といった方々に、SNS等を通じて品川区の情報発信をしていただこうといった内容でございますが、情報発信をするという状況において、特に東京2020大会への誘致ということでは、なかなかその事業目的が達成できないのかというところで、中止しているところです。ただ、先ほど委員のご指摘もあるとおり、継続的なそういった周知事業というのは必要な部分はございますので、来年度につきましては、今年度の規模ほどではない部分もございますけれども、できるだけそういったことを継続して、将来のインバウンド需要につなげていきたいと考えております。

○くにば委員 それでは次に、85ページの商店街国際化推進事業についてお伺いします。こちらは1,560万円の減額補正となっておりますけれども、こちらの詳細についてお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街国際化推進事業でございますが、こちらも訪日外国人の増加を受けまして、商店街が実施する多言語等の情報提供、それからイベント実施などにつきまして、商店街の国際化を推進するというところで、支援する目的で実施しておりまして、令和2年度につきましては、東京2020大会に向けてということで事業構築をさせていただいたところでございます。残念ながら東京2020大会が延期という形になりましたので、令和2年度につきましては、全て減という形でさせていただいたところでございます。

○くにば委員 令和3年度の予算では1,050万円の計上となっております、これは規模縮小や事業内容の見直しによる予算縮小なのか、令和3年度の実施予定についてお聞かせください。

○遠藤商業・ものづくり課長 今年度が1,560万円で、来年度が1,050万円となっている部分ですが、500万円ほど、いわゆる東京2020大会のライセンス商品の購入費を予定しておりましたが、こちらにつきましては、その後の調査で、こちらを使つてのいわゆる商業目的での利用がちょっと難しいということがわかりまして、令和3年度では落とさせていただいたということでございます。

○くにば委員 東京2020大会に関しては、実施がまだ、分からない状況ではあると私は考えておるのですが、引き続き、特に外国人観光客誘致に関して慎重に見極めつつも、実施していただきたいと思います。

次に、外国人観光客誘致に対しての方針についてお伺いします。昨日のWHOの発表で、世界の新型

コロナウイルス新規感染者数が、先週 7 週間ぶりに増加に転じたと明らかにしました。また、年末までに新型コロナが終息するとの考えは、時期尚早かつ非現実的との見方も示しました。日本においては、昨年 11 月からの第 3 波の感染急拡大については、2 月半ばから新規感染者数が減少に転じておりますけれども、緊急事態宣言解除によって、リバウンドも懸念されております。目下、新型コロナワクチン接種のスケジュールも、先進国の中では遅れを取っている状況下で、日本でも、ワクチン接種希望者全てがワクチン接種を完了することは、オリンピック開催前には不可能とも言われています。私はオリンピック開催については、政府が示しております、感染拡大状況を考慮せずオリンピックを開催する方針には反対の立場です。新型コロナウイルス感染拡大のリバウンドを回避するためにも、政府の GOTO 関連事業の早期再開には反対でありますし、新型コロナウイルス変異株の国内での蔓延を防止するためにも、重要な水際対策となる外国人入国制限の解除には反対の立場です。品川区として、外国人観光客誘致事業を推進するのか、それともまだ保留もしくは中止するのか。個々に事業実施のための事前準備に要する期間もありますので、判断は非常に難しいかと思いますが、文化観光課、商業・ものづくり課、それぞれの観点から見解をお聞かせください。

○古巻文化観光課長 外国人観光客誘致の件でございますけれども、世界中の感染状況がまだまだ落ち着かない状況であると思います。また、今後の情勢についても不透明な部分が多い状況でございます。ワクチンの供給量も、なかなかまだ、日本は特に遅れている部分がございますので、状況を見極めながら判断せざるを得ないと考えているところでございます。

ただ、そうはいっても、先々、外国人観光客の需要がある程度戻ってくるということも見据えて、そういった意味では細々とという形にはなろうかと思っておりますけれども、様々、試行錯誤になってしまうと思っておりますけれども、続けていきたい部分はございます。ただ、100%、昨年度みたいな形でウエルカムな状況というのは、なかなかまだ難しいのかというようなところはありますので、慎重にそこは進めていきたいと考えております。

○遠藤商業・ものづくり課長 こちらの商店街国際化推進事業、平成 27 年から外国人が増えるということで、ずっとやってきたところでございます。いろいろ、近くの段階では感染症の蔓延等ございますけれども、いずれは外国人の方が増えるのは、どんどん増えて観光客としていらっしゃることは間違いないところでございますので、商店街の意見を聞きながら、こちらを進めていければと考えているところでございます。

○くにば委員 目下の感染状況で、アクセルとブレーキを踏んだりしている状況だと、なかなか日本全体においても新型コロナウイルス感染症の感染が収まらないと考えますので、そこに関しては慎重に見極めて、新型コロナウイルス感染症の感染防止というのを優先に考えていただければと思います。

最後に、とうきょうママパパ応援事業補助金については、時間がないので民生費の款で触れたいと思います。以上です。

○渡部委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、70 ページ、民生費、85 ページ、産業経済費に関わって、コロナ禍での生活困窮者支援、区の家賃支援給付金の拡充についてと、93 ページの戸越公園駅周辺地区再開発事業に関わって、戸越小学校を公園にする計画について伺います。

新型コロナウイルス感染症についてですが、コロナ禍で生活が困窮している区民への区独自支援や支援の拡充を求めて質問します。国内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発見されてから 1 年以上が過ぎ、長時間の自粛要請が続く中で、住民生活が深刻化しています。飲食店などの方はお店を閉店した

り、従業員はそれに伴い、解雇されたりと、再就職をしても、また店の経営が悪化し、解雇されるということも起こっています。そもそもコロナ前から就職活動をしていた人はさらに求人が少なくなり、深刻な就職難になっています。今後の見通しが立たない状況です。

困窮者への支援として、社会福祉協議会を通して行っている、緊急小口資金と総合支援資金、その延長、それぞれの2月末までの貸付実績数とその金額を伺います。また、総合支援資金の再貸付も、2月19日から3月末まで申請できるようになっていますので、その実績数と金額を伺います。総合支援資金を借りている方に、再申請が可能になったことを周知すべきですが、いかがでしょうか。また、住居確保給付金も3か月の再申請が可能となりました。申請期限が3月末となっていますので、急いで周知することが必要です。以前に住居確保給付金を受けた方に連絡を取って、生活状況を聞きながら、再申請が可能になったことを周知すべきですが、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 社会福祉協議会が行っている緊急小口資金・総合支援資金についてのお尋ねでございます。基本的には品川区社会福祉協議会が実施されているもので、区としては2月末の数値として報告・情報提供を受けているということになりますが、小口資金につきましては4,178件、8億3,406万円、総合支援資金につきましては3,172件、16億688万円、延長分が1,809件、9億2,168万円、合計して4,981件、25億2,856万円という報告・情報提供を受けております。

再延長につきましては、今のところ集計が整っていないという話を、情報提供を受けております。

それと、あとは再申請の周知についてですが、緊急小口資金および総合支援資金につきましては、社会福祉協議会が適切に判断されると考えております。

住居確保給付金につきましては、これまで受給された方に対して適切に、また困窮された際には暮らし・しごと応援センターにご相談いただくよう、徹底して案内しておりますので、またご相談いただけるものと考えております。

○のだて委員 貸付金の合計額等が、3つを全部足して25億円ということでしょうか。そこがよく分からなかったなので、伺いたいと思います。

それで、案内のほうは社会福祉協議会が判断してやるということですが、ぜひ周知を、行き渡るようにやっていただきたいと思います。区からもぜひそうした要請を要望していただきたいと思います。

住居確保給付金のほうも、案内はしているということですか。ぜひ、そこもしっかりと、やはり長期間にわたってコロナ禍の影響が続いておりますので、案内が行くようにしていただきたいと思います。

その中で、多くの方が利用している実態がもう明らかになりました。深刻な状況が続いているからこそ、総合支援資金や住居確保給付金の再支給が行われました。しかし、既に生活が苦しくなっている中で返済の見通しも立たないため、結局は返さなければならない貸付を借りることをためらう区民も多くいます。安心して申請できるよう、緊急小口資金・総合支援資金の延長・再延長の資金の返済免除の実施を国に求めるべきです。いかがでしょうか。また、国が実施するまでは、社会福祉協議会を通して貸付けている人を対象に、区独自に給付に転換する制度をつくることを求めますが、いかがでしょう。

○櫻木生活福祉課長 先ほど申し上げました件数につきましては、25億2,856万円というのは、総合支援資金の貸付分および延長分の合計の金額となります。

それと、住居確保給付金の延長の周知につきましては、終了したタイミングでご案内してはいるのですが、これまでの状況を見ながら判断していきたいと思います。

あと、緊急小口資金および総合支援資金について給付をということでございますが、これは、国もしくは社会福祉協議会が適切に判断されると思っております。

○のだて委員 ぜひ周知はしっかりやっていただきたいのと、返済免除について、ぜひ区として求めているのです。やはり、そうした要望をすることで、国も実施する根拠を得て、区民である生活困窮者を支援することにつながります。品川区として国に求めることが、生活困窮者への支援の後押しになるとは思わないのか、伺います。

○櫻木生活福祉課長 返済免除の件でございますが、緊急小口資金については、住民税非課税世帯については一定の免除があるという旨が徹底されていると聞いております。また、総合支援資金につきましても、ただいま検討中ということでございますので、その辺り、社会福祉協議会の判断を注視してまいりたいと思っております。

○のだて委員 検討しているということですが、ぜひ区としてそれを後押しするためにも要望していただきたいと思います。

中小企業への支援も急務です。品川区は区の家賃支援給付金を実施し、2月26日で締め切りました。区の家賃支援給付金の申請数と給付件数、助成額を伺います。今回、7億2,000万円の予算が組まれています、9,000万円しか使われていません。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当と、区は説明しています。これを、コロナの影響で苦境に立たされている区民の支援に活用していただきたいと思います。例えば、家賃支援給付金をさらに増額し、国と同じ6か月支給に延長することを求めます。また、先ほど提案しました、緊急貸付金の給付への転換制度なども含めて、余った財源を活用していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金の執行状況でございます。2月26日までに助成が決定したという形になりますが、2,742件、1億2,255万円が決定しているところでございます。また、今後の家賃支援給付金の追加の給付につきましては、現段階では考えておりません。

○のだて委員 財源があるのですから、ぜひそれを使ってやっていただきたいと思います。

次に、第4回定例会で取り上げさせていただいた、戸越公園駅周辺の再開発のために戸越小学校を公園にする計画について伺います。この計画に反対すべきだと質問し、区は、計画はまちづくり協議会が検討している案の一つと答弁しました。質問をした後に、戸越公園駅周辺まちづくり協議会から文書を頂きまして、当協議会が戸越小学校をなくす計画をしているという事実はありませんと記載されていました。区は案の一つと答弁していますが、計画はなくなったという認識でしょうか。何か説明を受けているのか、伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長 委員の今ご指摘のありました、戸越公園駅の近くにあります戸越小学校の件でございますが、まちづくり協議会は、当初から戸越公園と文庫の森を一体化するというところで、地域資源を活用し、来訪者を増やし、商店街を回遊することで地域の活性化に努めたいと聞いてございます。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時23分休憩

○午後3時40分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。こんの委員。

○こんの委員 私からは、４１ページ、生活困窮者支援費、９５ページ、防災訓練経費、９７ページ、就学援助、９９ページ、学校便所改修、１０３ページ、職員給与費の中の通勤手当についてお伺いしたいと思います。順不同で質問させていただきます。

まず防災訓練経費ですけれども、防災訓練経費に関連して、昨年１２月１３日に実施いたしました区内一斉防災訓練についてお尋ねしたいと思います。コロナ禍での訓練だったために、例年の訓練とは、規模を縮小して、区内小・中学校など１１か所の区民避難所では、町会の方が中心となって訓練を実施したと記憶しております。また、町内においては、ケーブルテレビ品川の臨時スタジオから生放送での緊急放送訓練を実施したと記憶しておりまして、私も自宅でケーブルテレビを拝聴させていただきました。

そこで、緊急放送訓練の実施についてお伺いしたいと思います。当日は、大澤広報広聴課長が口頭で防災情報を話しているシーンのみだったと記憶しておりますが、放送の狙い、放送の内容や放送の仕方などについて、どのようなお考えで実施されたのか、その辺をお伺いしたいのと、実施後の緊急放送のあり方について総括などされたのであれば、どんなことが、そこでの課題として挙がったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大森災害対策担当課長 区内一斉訓練の本部訓練の中で、今回、広報広聴課からも提案がありまして、ケーブルテレビ品川、それからＦＭしながわ、これらの周知等も含めて、区民によく内容を知っていただくという目的を持ちまして、今回初めて本部訓練の中で、同時一斉の割り込み訓練という形で取り組んだものです。あわせて、区民の方に内容についてしっかり認識していただくという広報効果等も狙いまして、ケーブルテレビ品川とラジオを見て聴いていただいた方に、参加者プレゼントに応募していただいているという取組もさせていただいたところでございます。

総括でございますけれども、災害時には住民の方に、ケーブルテレビ、それからＦＭしながわで、災害情報を区として発信する、それを知っていただくということは、非常に大切なことだと区としても認識しておりますので、引き続き区民の方に、これらの情報伝達の方法について、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

○こんの委員 区民の方に見て知って聴いていただく、災害時のときには区から発信をしていくという狙いでされたということです。

それで、そうしたことは分かったのですが、私は見ていて、また区民の方からも、二、三、お声を頂きましたけれども、発信をするのであれば、見せ方や、また発信の仕方など、もう少し工夫が必要ではなかったかと考えているところです。例えば、耳で聞くだけだと話が流れてしまう傾向があります。また、聴覚障害の方にも情報が伝わるようにする。いわゆるケーブルテレビは、健常者も障害者も見ていただく、そういう機会と捉えていくなれば、ただ口頭で説明をするだけではなくて、字幕をつける。そうしたことの対応も考えていくことが必要ではないかと思えますし、また今回、庁舎内で生放送したというところでもありますので、例えば大澤広報広聴課長の話にかぶせて、今回は初めてですので、災害対策本部の様子を生中継というか、どんな感じで災害対策本部が行われているのか、あるいは区民避難所で受け入れの様子を映してみるなど、ライブ放送、あるいは映像でも構いません。そうしたこともあわせてされると、もっと区民の方に、やはり最初ですから、そうしたことも必要ではなかったのかと思えます。そうした件について、災害時または緊急時ですから、別のやり方があるかと思えますけれども、そうしたことも訓練のときには必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○大澤広報広聴課長 防災訓練時の臨時スタジオの設置は、まず災害があったときに、区民の方に区

長から直接呼びかける必要があるときに臨時スタジオを設置しますので、それがきちんとできるかどうかということを検証するために、まずは臨時スタジオを設置したものでございます。いろいろ課題はあると思いますので、今後、より分かりやすい放送について検討してまいりたいと思っております。

○こんの委員 今後、検討するということで認識いただいて、ありがとうございます。発信のあり方は非常に大事だと思いました。今回初めてそれをされるということでしたので、どのように発信されるのか、私も見せていただき、また区民の方から、繰り返しになりますが、「見せ方として、もう少し工夫が必要だね」という意見がありましたので、お伝えさせていただきました。

また、放送設備についてですけれども、災害情報を含む重要なインフラとして、これまでも放送業者が強化の取組を進めてきたという経緯はあるそうですが、依然として自然災害による放送停止事故、いわゆる通信が途絶えてしまう。こうしたことがあるというところで、地上系、衛星系、有線放送も、停電や断線に起因する、そうしたことが起きやすいと言われてもおります。昨年の台風第15号・第19号では、特にこれは千葉ですけれども、停電によってケーブルテレビが停止して視聴不可能となったことを考えると、品川区においては、災害時における放送の確保・あり方について、ケーブルテレビとの連携等、そうした対応はどのようにされているのか、最後にお聞きします。

○大澤広報広聴課長 災害時は、ケーブルテレビ品川、FMしながわ、ともに防災協定を結んでおりますので、どんなときにも区の情報を優先して放送していただけるということになっております。

○こんの委員 災害時のときに情報が、必ず皆さんのところに、いろんな媒体を使って届けられるような、万全な体制をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次は、就学援助についてお伺いしたいと思います。当初予算よりも5,603万7,000円の減額補正となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校になった時期、給食費、あるいは教育活動の変更といったことで、様々、援助金が執行されなかったのかと予想しておりますが、まず減額補正になった状況についてお聞きしたいと思います。

○篠田学務課長 就学援助費の減額の理由でございます。基本的には、今、委員のご指摘があったとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で学校の行事が様々できなかったということで、一番大きいのは、移動教室というか、修学旅行です。こちらがほとんどできていないというようなことが、一番大きな理由となっております。

○こんの委員 次は申請受付について伺いたいと思いますけれども、令和2年度のものを参考にしますと、一応、年度初めの4月末日までに申請をすると、締切りが設定されていて、それ以降は、翌年2月1日まで随時、受付可能となっております。今年度の受付終了はもうしていると認識しているのですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減して、家計が急変したというご家庭が多くあったのではないかと予測しているわけですが、そうした家庭への対応についてお尋ねしたいと思います。

4月末の締切り以降の利用者数や、また今年度、随時申請、それは前年の実績と比べてどれぐらい増えているのか、減っているのか、その状況。また申請要件には、前年度の所得に基づくものとなっておりますけれども、コロナ禍の対応として、直近の収入状況といったもので考えていく柔軟な対応も必要かと考えるわけですが、どのような対応をされているのか、現状をお聞かせください。

○篠田学務課長 就学援助の申請に関するお尋ねでございます。

まず、今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症で学校が休校になったということもございまして、例年ですと、4月30日は年度当初の締切りなのですが、今年度に関しましては5月

末まで受付を延ばしたといった状況がございます。

申請の件数ですけれども、こちらに関しましては、今のところ、例年と大きな変化はないといったところでございます。ただ、委員のご指摘があったとおり、直近での収入が激減された方は、例年よりも大体2倍から3倍ぐらいの数の申請が出てきているというような形で、こちらの方に関しましては、基本的に前年度の所得が一応基本にはなるのですが、直近の3か月の所得の状況等を見て、激減している状況があるということが分かれば、前年度の所得にとらわれることなく、認定は行っているような状況がございます。

○こんの委員 直近3か月の所得で判断をしてくださっているということが確認できました。ありがとうございます。

次に新入学の児童・生徒、その用品について、入学前に前倒して支給している学校というのは、全国の小学校で7割、中学校では8割という現状があるそうです。そこをもっと広げようと、国では自治体に検討を促していくということもあるわけなのですが、品川区においては、この申請について、生活保護世帯以外の方、いわゆるこれから1年生に上がられるご家庭へのご案内や申請時期、支給時期などはどのようにされていますでしょうか。

○篠田学務課長 新入学学用品費のご案内についてでございます。

まず、新1年生の方へのご案内は、例年9月に、新入学のためのパンフレットを各ご家庭にお送りしているのですが、その中にご案内と一緒に同封して送らせていただいております。

それに基づきまして、申請の受付は、10月1日から末日までの1か月間で申請をお受けいたしまして、その後、私どもで認定の作業をさせていただいて、支給に関しましては2月の末までに支給するという形で対応しているところでございます。

○こんの委員 早い段階でのお知らせと、また支給の体制を取ってくださっているということが確認できました。ありがとうございます。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響もかなり、ご家庭ではあるのではないかと、この先も、そうしたご家庭もあるのではないかと考えたときに、そうしたご家庭に寄り添う体制を、引き続きお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。次は、学校便所改修に関連して、学校における感染症対策をお尋ねしたいと思います。昨年の秋頃、トイレのメーカーのTOTOの講演会で話を聴く機会がありまして、そこでTOTOの方が言っていたのは、学校の中で、特に感染症対策が必要と思われるトイレや洗面所では、細かいことですが、極力、非接触となる対応が必要だと。例えば石けんは網に入れた固形石けんよりも、ポンプ式のソープ、こうした非接触型の石けんが望ましいということも聞きました。今、現状、学校では、ポンプ式の学校、網に固形石けんを入れて対応している学校と、どんな状況でしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 委員のご指摘のとおり、ポンプ式に替える学校はとて多くございます。ただ、手洗いの徹底ということでございますので、まず、ばい菌を取るということで、今の石けんを活用しているところもございますが、適宜、消毒液等も使いながら、衛生に努めております。

○こんの委員 変異種も出てきて、これは若い方にもうつりやすい、あるいは学校のクラスター対策ということも、変異種に関しては非常に気になるころでもありますので、どうか、固形石けんがまだ学校に残っているところは、それを使い切ってからでも結構ですので、ポンプ式に順次、替えていくような考え方をお願いしたいと思います。要望で終わります。

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、全般的な補正に関してですが、特に国、それから東京都の支出金について聞きま

す。

まず、令和2年度は補正が6回あったということで、今年度のコロナ禍では、従来の補正のあり方ではなかったのではないかと思います。特に、国や東京都の影響というのは多くあって、補正予算のタイミングはどうだったのだろうか。苦慮された点はあるのか。あと専決処分というのいろいろありました。それをした理由、何か決まりがあるのだろうかということをお聞きしたいと思います。そして、当初予算と比べてプラスになったものやマイナスになったものがありますけれども、大ざっぱで結構です。どのぐらいの影響があったのかということをお聞きしたいと思います。そして、予定されたイベントがほとんどなくなりました。この影響はどのぐらいあったのか、件数と額がざっと分かればお願いしたいと思います。そして、オリンピック・パラリンピックに関わる経費は1年先送りという形になったので、これは令和3年度の予算に入ってくるかと思いますが、そのままになるのか、見直しを図って再度計上されていく状況なのか、マイナスという形で考えられているのかも聞きます。それで、マイナス要因では、国支出だと土木費が結構マイナスされているのです。都の支出金は、民生費、まちづくり計画、防災生活圏促進推進事業、避難所、避難道路機能強化事業というのがあって、これらは、それぞれの国や東京都の予算が削られると、当然、品川区の事業が展開できないということになるので、大きな影響があるのではないかと思います、その影響について聞きます。

そして2つ目は、63ページの基金積立金です。財政調整基金ほか、81億円、あと公共施設整備基金が、310億円、これは見込みでありますけれども、これは、どのような仕組みで積み上がってくるのでしょうか。財政調整基金は、割と自由の利くお財布ですよ。都の基金だと思います。だったら、極端な話、全額、財政調整基金に積み上げてしまったほうがいいのではないかと思います、その仕組みが分からないので教えてください。

もう一つは、38ページの特別区民税。これは午前中もありました。見込額が増となっております。収納率も高いということなのだと思いますけれども、無理に徴収していませんよねということです。納入額というのは、前年度の実績から算出されて徴収されると思うのです。でも、今年は経済状況は決してよくない。よいとは思えない状況です。現状把握はどのようにされているのでしょうか。教えてください。

○品川財政課長 まず、今年度、最終補正も含めると、計7回にわたって補正予算を上げてございます。当初、5月、緊急事態宣言等の中で、やはり急遽、予算化しなければいけない部分等がございまして、臨時会等も開かせていただきまして、早急に補正予算を確保して、区の事業としては十分な展開ができたのではないかと考えてございます。その中で、1年間トータルしますと、大きいところとしては、委員からご質問がありました、例えば工事関係費の部分といったところが、大体、マイナス21億円ぐらい減額補正をさせていただいております。大きいところとしては、この最終補正で出ているというような状況でございます。

それから、やはりイベント等は、どうしても中止せざるを得ない部分がかなり多かったかと思います。このイベント部分に関しましても、大体ですけれども5億円ぐらい、減額補正をさせていただいております。あと、金額的に、今回もマイナス額が大きいというような見え方がしているのですが、大きくは土地の購入のため予算化していた部分が、なかなか交渉等により買えなかった部分等もございまして、こういったところも金額的には大きく影響しているところでございます。

それから、各事業、いろいろございますが、今年度、行えなかった部分について、やはり緊急性等がある部分については来年度予算に予算化しておりまして、対応していこうというような考えで、来年度、進めてまいりたいと思っております。

それから、基金につきましては、今回、財政調整基金、それから公共施設整備基金等に、積ませていただいております。きっちりとした仕組みとか考え方というよりも、今年度、しながわ活力応援給付金の実施にあたり財政調整基金を活用させていただきました。そういった部分で、来年度に向けてというところでの積み増し額でございます。それから、短期的に積んでいかななくてはいけない部分としては財政調整基金かと思っております。やはり、短期的に見るところ、それから長期的に見るところもあります。長期的な部分としては、公共施設整備基金のほうを積み増しをしている。簡単に言うと、そのような考え方でやってございます。

○伊東税務課長 区民税の部分でございますけれども、先ほどもちょっとお話ししたとおり、令和元年当時には納税義務者が増になったということと、その当時の経済状況も比較的よかったという状況で、それに対して、結果、増の補正を行わせていただいたというところでございます。

無理な徴収というような話が、今、出ましたけれども、そういうことではなくて、通常の、今回は新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予という特例もできたところで、その申請も若干出ていたところではございますけれども、想定していた収納率よりは、良く推移してきているという状況でございますので、結果的に増の補正になったというところでございます。現状で言えば、確かに新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい状況があるのですけれども、皆様の納税意識の高いというところでは、しっかり納税していただいているというようなところだと思っております。

○西本委員 特別区民税なのですが、ある結構若い方、30代なのでしょうか、意見交換をしたときに、非常に給料が下がって困ったという話が出ました。そのときに、督促状が来ると、もうびくびくしているという話をしておりました。前向きにちゃんと納税をするという形のお気持ちを持っているのですけれども、その方がおっしゃっていたのは、給付金で、去年も10万円給付など、品川区も応援給付金がありましたけれども、それをやるぐらいだったら減税してくれと。そのほうが早いのではないかな。そのほうがありがたいというようなことも言うておりました。でも、現実、そうだと思うのです。取られるよりも、もともと払わなくてはいけないものがあって、それで後でいろいろあったとしても、やはりそれは、払うものがなければ、やはり、何というか、幾ら後でもらったとしてもというお気持ちがあるのだろーと思います。なので、若い方々の生活実態というのをしっかり見ていかないと、結局、給付金などして、それで大丈夫でしょう、いいでしょうということではないのです。実際にお金がなかったら、税金も払えないという形であるので、その方々の相談であったり、なかなか数がどのぐらいいるかわかりませんが、ぜひ、そういう実態を把握していただくような仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、ご意見を頂きたいと思います。

それから、特に東京都の予算なのですけれども、結構いろいろな支援金が出てきて、需要が出てきたのですが、あまり使い切れていないのではないかなというのがあって、その辺の関係性がどうなっているのか、今後の考え方を教えてください。

○伊東税務課長 若い方で大変な方というところでございますけれども、当然ながら、品川区としては、徴収猶予の告知もしているところですし、それとともに、当然、相談があれば、その人の状況に応じて、徴収猶予もしくは分割等々、相談に応じて、無理のない納付ということをお願いをしているという状況でございます。

○品川財政課長 支援金については、効率よく活用していきたいと考えております。

○渡部委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 53ページ、密集住宅市街地整備促進事業補助金、67ページ、鉄道会社と連携

した情報発信事業から質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、密集住宅市街地整備促進事業、これは先ほど塚本委員からもありましたが、不燃化特区について質問させていただきたいと思います。質問が重ならないようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これは先ほども、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトが、令和2年度を期限としていた制度が5年間延伸されるということから、新たな地域が加わったということです。また新たに来年度から進めていかれる中で、新規に3地区が加わって事業推進をしていくということなのですけれども、先ほどもご説明があったとおり、西品川一丁目、大井二丁目、西中延三丁目の3地区が、新たに加わったということです。これは、私の在住している隣の町会が西中延三丁目なのですけれども、区が新たにこの3地区を加えるにあたり、どういう選定をしたのかどうかということ、まず1つ、お聞きしたいと思います。

○佐藤木密整備推進課長 木密地域不燃化10年プロジェクトの新規の3地区の選定についてご質問を頂きました。

令和2年度までの事業だったのですが、令和3年度以降、事業が継続するということを受けまして、東京都と協議をしまいいりました。今回、これまでやってきました地域につきましては、引き続き取組が必要ということで、継続を訴えらるとともに、さらに、それに続いて必要性があるということで3地区について選定し、東京都と協議を行いました。それぞれ、不燃領域率や、都が実施しています地域危険度測定調査の結果を踏まえまして、都と協議を行って認められたということでございます。

○高橋（伸）委員 それで、今後のスケジュール感なのですけれども、3月に要綱が改正されて、4月から新制度が開始されるということで、これは、新しく加わった3地区について、区政協力委員の方や地域への説明、どのように周知しているのかをお知らせいただきたいと思います。

○佐藤木密整備推進課長 新しい地域も含めました制度の周知についてです。

昨年11月に東京都と協議が整いまして、建設委員会に報告させていただきました。その後、12月に、広報しながら、および統合ポスター、チラシ等で地域に対して周知を図るとともに、該当する町会長のところには個別にお話をさせていただいております。また、3月21日号の広報しながらにおきまして、制度自体の周知とあわせまして、再度、地域のお知らせをするということとともに、3月下旬にかけて、新しい令和3年度のパフレットを対象地域に対して個別に配布するということを予定しております。新年度に入りましても、引き続き周知に努め、制度の推進を図ってまいります。

○高橋（伸）委員 ぜひ今後も周知に努めていただき、不燃化事業に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、67ページ、鉄道会社と連携した情報発信事業です。これは、マイナス補正で570万円余が計上されています。これは具体的に、インバウンドがなくなったのがマイナスになった一番の要因だと思うのですけれども、ほかに何か要因、詳しくではなくても構わないので、大体教えていただければと思います。

○古巻文化観光課長 鉄道会社と連携した情報発信の関係でございますけれども、今般、やはり東京2020大会の延期に伴う関連事業、具体的に申し上げますと東京モノレールの車内に広告を出すとか、東京モノレールの羽田空港駅に広告を出す。それから、大井競馬場前駅、大井ホッケー競技場の最寄り駅になりますけれども、そちらに観光パンフレット等を置く場所をつくったのですけれども、オリンピック・パラリンピック期間中に、そこにプラスして人を配置して、案内をしていただくということ

ろがあったのですけれども、人の配置を取りやめたことによりまして、今回、この額の減額補正をさせていただく形の内容になってございます。

○高橋（伸）委員　それで、今、鉄道会社と連携して情報発信をやっていると思うのですが、今現在、1月15日から3月14日まで、主催が品川区、運営がしながわ観光協会で、「シナモロールと裏メニューのうわさ」という事業を今もやっていると思います。今年はオンラインですが、いろいろ宝探しをして、まち歩きをしていくという取組を、今やっていただいていると思うのですけれども、ホームページを見ると、参加者の声で、かなり易しかった、オンラインだったので30分ほどで終わってしまった、次回は実際に歩いていけるように早く終息を願っておりますなど、こういう書き込みというか声があります。東急電鉄のホームなどにも掲示がしてあって、いろいろ周知が伝わっていると思うのですが、分かる範囲で構わないので、今、現在どのぐらいのアクセスといいますか、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○古巻文化観光課長　私のところに届いている報告によりますと、2月末現在ぐらいで約5,700名の方が参加されているというふうな報告を受けているのですけれども、目標を5,000名としておりましたので、ほぼ目標を達成できているような状況と認識しております。

○高橋（伸）委員　では、目標が5,000名ということで、3月14日まで、まだあと2週間弱ぐらいありますよね。ということは、結構、盛況に、今後もこれは皆さん、区民の方を含め、いろいろと、オンラインで宝探しをやっていくと思います。ぜひとも今後も継続してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。ありがとうございました。

○渡部委員長　次に、湯澤委員。

○湯澤委員　私からは、69ページの個人番号カード経費、時間があれば63ページの新年賀詞交歓会経費を伺いたいと思います。

まず、個人番号カード経費につきまして、昨年の第1回緊急事態宣言のときには、マイナンバー取得やパスワードの再設定を求める区民で、戸籍住民課に業務が集中してしまい、課長自ら庁舎前で誘導されているのを見て、区民のために限られた人数で大変努力されているのだと感じておりました。あれから10か月ほどたちましたけれども、戸籍住民課は今なおすごく混雑してしまっていて、感染対策においても大丈夫かと感じることもあります。そこで質問なのですけれども、現在、窓口が混雑しているのは、マイナンバーカード取得によるものが要因なのでしょうか。ある区民の方からは、マイナンバーカードを10月に申し込んだけれども、役所から通知が来たのは年明けだったというお話も伺いました。申込みから発行までに要する時間は、1回目の緊急事態宣言時と今と比べてどうであるのか。また、この方のように数か月かかってしまうのは、国からの通知に時間がかかっているのか、それとも区役所にデータが来てからの作業によるものが原因なのかを教えてくださいたいと思います。

○木村戸籍住民課長　窓口の混雑の原因でございます。

現在は、どちらかといいますと、引っ越しの方の異動届や証明書の発行というところで、いわゆる繁忙期に入ってきたというところがございますけれども、マイナンバーにつきましては、予約制の導入を昨年11月から行いまして、いわゆるロビーの3密の状態は解消できているというところがございます。発行に期間がかかっているというところがございますけれども、やはり一昨年に比べて5倍の申請数があり、そちらに対しまして、申請された方への通知がなかなか発送できていないというところ。それから、窓口の交付件数にやはり毎日、限界がございまして、1日200件程度なのですけれども、やはり、

どっとは出せないというような状況もございます。今は、そういう状況でございます。

○湯澤委員 マイナンバーカードの取得の待機時間は現在のほうが長いということですが、これは、政府が普及率を上げるために行っているマイナポイント制度の導入が大きいかと思います。いずれにしても、今なおカード取得に三、四か月かかったり、また窓口に人が密集してしまうということは、よい状況ではないと思います。窓口で職員に対して、「いつまで待たせるんだ」というような叱責をしている方も見ることもあります。職員の方の精神的・肉体的苦痛によるストレスといったものも心配されます。仕事量の増加を補うために、職員を増やしたり、また他の課から応援を受けて、マイナンバーカードの処理は行っている状況であるようですけれども、職員の長時間勤務や労働負担は軽減されているのでしょうか。また、コロナ関連以外にも通常業務があるとは思いますが、現在の人員体制で十分に賄えているか。さらなるマンパワーが必要ではないのか。また、カード受け取りには、現在、第二庁舎に特別会場を設置しておりますが、申請も、感染リスクを少しでも軽減させるために、申請会場を地域センターなどで行う予定はないのかお知らせください。

○木村戸籍住民課長 職員の状況でございます。毎日、超過勤務というような形で対応はしておるところでございますが、人員につきましては、今までも、地域センターの職員でございますとか、課内でございますとか、応援というような形で運用をしてまいりましたが、実際はマンパワーが、まさに足りない状況ではございます。そこで、4月以降からでございますけれども、会計年度任用職員を大幅増員いたしまして、マイナンバー発行のいわゆる組織という形も整えまして、体制強化して対応していこうかというところを考えておるところでございます。

それから、区役所以外の窓口の拡大でございますけれども、7月下旬に移転を予定しております荏原第一地域センターでの取扱いについて、まず行うというところ。それから、その他の施設についての拡大も、今、検討中でございます。

○湯澤委員 国は、2022年度末までに普及率を100%と、かなり高い目標を掲げておりますが、総務省によりますと、今年2月時点のカード普及率は、全国平均が25.2%、特別区で30.2%、品川区で27.1%であると公表がありました。品川区は特別区の平均よりは若干少ないのかとも思いますが、現在、何か月分かたまっているものもあるかと思うのですが、処理が終わったときの普及率がどのくらいあるのか、お知らせいただきたいと思います。また、品川区だけでなく各自治体で、普及率を上げるために、かなり苦労されていると思いますが、自治体によっては独自のマイナポイントの付与を行って、登録事業者で買物を行うとポイントがつくという事業を行っているところもあります。品川区においても、こういった自治体独自のポイントの創設により、区内登録事業者も潤うという、一石二鳥であると思いますが、こういった企画も含め、今後、普及率を上げるような施策があればお知らせください。また、区として普及率をいつまでにどれぐらい上げるかという目標・ビジョンがあれば、教えてください。

○木村戸籍住民課長 現在の滞留分が解消されたといたしますと、約5ポイント上がるということで考えております。

それから、実際の独自ポイントほか普及率を上げる対策でございますけれども、現在まだこちらのほうは、具体的に検討には入っておりませんが、今後も情報収集をしながら、どういうやり方があるか、引き続き考えてまいりたいと思います。

それから、2年後までに国民全員へというところでございますので、計画としては、それに乗っかって発行していくというところではございますが、先ほどご説明したとおり、まだまだという部分もござ

いますので、特別区の主管課長会といたしましても、国のほうに、いわゆる発行そのものの抜本的な考え方であるとか運用の見直しをしないと、なかなかそこまで全員へというところは難しいので、考えてくださいという要望を出しておるところでございます。

○湯澤委員 普及率を上げる話ばかりしてしまいましたけれども、やはり大切なのは、今後も一律の給付金などが発生したときに、これまでと同じような混乱や、数か月待ちといったようにならないような体制づくり、それから業務にあたる職員の労働環境が大変重要であると思いますので、足りないものや補うものがあれば、しっかりと洗い出しをしていただき、盤石な体制の下、普及率を上げていただきたいと思います。

次に、新年賀詞交歓会について1点だけお伺いさせていただきたいと思います。どうしても新型コロナウイルス感染症がありますので、今回の中止はやむを得なかったと思うのですが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息しても、ウィズコロナの時代でありますので、飲食をなしにしたり、または総合体育館のような大きな会場に変更するなどして開催をしていくべきだと思っておりますが、現在、どのようにお考えがあるのかをお知らせください。

○立川総務課長 新年賀詞交歓会の開催方法につきましては、様々ご提案がなされているところでございます。今後のあり方につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況、また周辺自治体の動向等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

○湯澤委員 来年は開催できるように、ぜひ準備をしていただきたいと思いますので、できる限りの準備をしていただければと思います。以上です。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 私からは、最終補正全体の特徴についてと、84ページ、産業経済費より、持続化給付金について伺いたいと思います。

今回の最終補正の歳出を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業が中止となった、また減額となったものが中心だと思います。先ほどから令和2年度の補正予算が議論で上っておりますが、これまで何回かコロナ補正がありましたけれども、この最終補正では、新規追加のコロナ対策は、医療機関などへの支援金ぐらいでありまして、定期的な検査や、中小企業や住民への支援などは盛り込まれておりません。なぜこのような補正にしたのか、伺いたいと思います。

○品川財政課長 まず新規の事業でございますが、コロナ対策ということで、最終補正で、原則、上げるとなりますと、3月末までの執行で物事を進めなければいけないというところがございます。さすがに、例えば新規の項目を上げたりして準備等をやったとしても、なかなか3月までに予算執行が全部終わるかというところを考えますと、この時期に補正予算で新たなものを上げるということが非常に難しいところがございます。そういった部分も考慮しまして、当初予算のほうに回すとか、そのような政策を打ったというところがございます。

○中塚委員 3月末までなので、新たな事業を組んでも執行が難しいというご説明だったと思います。おっしゃるとおり、この最終補正は3月末までの予算です。つまりは、新型コロナウイルス感染症感染第3波を経験し、今後リバウンドするのか、それとも抑制に成功するのか、そうした重要な1か月になると私は思っております。さらには、ここで抑制に失敗し、またリバウンドすれば、住民や事業所の経営は一層厳しくなる。それだけに、コロナ対策を見ても重要な3月だと思います。この状況下でなければ、例えば通常の最終補正というのも考え方としてはあるかもしれませんが、このコロナ禍ではそういう考え方も持つべきだと思いますけれども、改めてお考えを伺いたいと思います。

同時に、中小企業ですけれども、大井町駅周辺を見ても、大分、空きテナントが増えてきました。お店の廃業の案内もよく見かけます。今回の本会議では、複数の会派から、持続化給付金などの再支給を国に求めている、区の支援策も実施してほしいと説明がありましたが、部長の答弁は、国へ要望する考えはないと。その理由は、国が決めることだからという答弁を繰り返しております。今回のコロナ禍の下、第1回定例会の本会議で複数の会派から、持続化給付金の再給付など国に求めるべきだと提案があったことを、品川区はどのように受け止めているのか。改めて、国にしっかり対策、財源を求めるべきだと思いますが、持続化給付金についていかがでしょうか。

○品川財政課長 まさに今、緊急事態宣言の中、急遽の対応というところは非常に求められているという部分はあるかと思います。今年度、最初の補正予算の中で予備費を、通常3億円なのですが、4億円増やしまして7億円という形で、今年度、予備費を計上しております。こういった部分も活用しまして、3月までの対応については、やっていきたいと思っております。

○遠藤商業・ものづくり課長 持続化給付金を国に求める件でございます。持続化給付金につきましては、国のほうで一定、いろいろな支払方法や、あるいは緊急性などを考えて、事業構築されたものかと思っております。現在のところ、区としては特に要望等する考えはございません。

○中塚委員 予備費を積み増して7億円あるというご説明でしたが、ぜひとも定期的なPCR検査や、事業所や区民への直接支援を強めていただきたいと要望したいと思います。

そして、中小企業の持続化給付金のほうですけれども、本会議同様、国に求める考えはないということです。あまりにも、私たちの暮らしを支えている地域経済に目が向いていない表れだと、私は思います。多くの中小企業が経営悪化に直面し、廃業すれば従業員の雇用が失われるという深刻な事態に対して、複数から国にしっかり求めるべきだという意見がありました。この状況をどのように受け止めているのか改めて伺いたいと思います。私は、事業所の経営と住民の暮らしを守ることは、国の責任であると同時に地方自治体の役割であると思うし、コロナ危機の下では、国にしっかりと求めていくという姿勢がとても重要だと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○遠藤商業・ものづくり課長 持続化給付金の国への延長等の要望でございますが、先ほどもご答弁したとおり、国に要望する考えはございません。私どもといたしましては、品川区でやらせていただいております融資あっ旋の充実や、あるいは雇用関係につきましては雇用環境安定化事業助成金などを通じまして、地域の経済を守っていくという考えでございます。

○中塚委員 地域の経済を守りたいとおっしゃいますが、国に要望する姿勢もない。また、今おっしゃった融資あっ旋も、事業所にとっては先の見通しのない中、新たな借金をすることはとてもハードルが高いことも既に指摘させていただいております。ぜひ、区内事業者の経営の状況にしっかりと目を向けていただきたいと思います。

最後に、一般会計補正予算について反対意見を述べたいと思います。区はこれまで、検査や医療機関、事業者への支援を盛り込んだコロナ補正を示してきましたが、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で年度内に実施できなかった事業の減額が中心で、直ちに必要なコロナ対策、リバウンドさせないための定期的な検査や、幅広いエッセンシャルワーカーへのPCR検査などが盛り込まれておりません。また、医療機関をはじめ、中小企業、事業所への支援もあまりにも不十分です。医療従事者からワクチン接種が始まりましたが、供給量などスケジュールについての見通しは立たず、また感染抑止の見通しも立っておりません。ワクチン接種とあわせて、検査拡充で無症状陽性者からの感染拡大を封じ込めるなど感染症対策の基本取組を、ワクチンと同時並行に進めることが終息への道だと思います。さ

らなる検査の拡充で感染を抑え込む姿勢を求めたいと思います。

そして同時に、中小企業への緊急支援が求められていると思います。持続化給付金など、必要な支援を国に対してしっかり求めること。そして、区も独自に対策を行うべきだと思います。今回の最終補正で、91億円も積立基金を積み増しておりますが、こうしたお金は、PCR検査や中小企業の支援など、コロナ対策に直ちに充てるよう求めて、一般会計補正予算への反対意見としたいと思います。

以上です。

○渡部委員長 次に、若林委員。

○若林委員 63ページの基金積立金等につきましては、何点かまとめて。

まず、今回、減額された中で自主財源が多くあります。この自主財源の分と、それから大きく区民税が、収入が増えたというところで、この2つが、いわゆる基金積立金、それから翌年度への繰越金というところに積み上がっていつているのか、基本的な確認をさせていただきたいと思います。

もう一つ、繰越金の関係ですけれども、新型コロナウイルス感染症によって、様々な事業が止まったり、また、なかなか十分にできなかった。ご答弁でもあったように、来年度しっかりと、大事な事業については引き続き事業を行うというご答弁が繰り返されております。そうすると、来年度行う、そういった様々な事業のものは、例えば財政調整基金に積まないで、一旦、繰越金のほうに入れて、翌年度のいわゆる事業として、何でしょう、単年度なのですけれども、事業としては引き続き複数年でしっかりと手当てをしていくということの意味でいうと、繰越金に一旦積んだほうが、流れが見やすいのかと考えたのですが、この辺についてご見解を伺います。

そうすると、繰越金は今回20億円余、補正予算で積まれて、例えば財政調整基金の何十億円というものが繰越金になると、見た目が、何でしょうか、区民への説明として、そんなに余っているのという見方もあるので、その辺の感覚もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、71ページの在宅高齢者支援事業の、避難行動要支援者個別計画作成は、当初予算に900万円、予算立てがされて、今回の補正で780万円の減額ということになりましたので、これについての、まずご説明を頂きたいのが1つ。

それから、これまでのご説明の中では、いわゆるケアマネージャーのお力を借りて個別の計画を立てていこうというところで、高齢者等、避難行動要支援者の取組が進んでいる町会には、ケアマネージャーが補完する形で絡んでいく。それから進んでいない町会、こちらのほうが多いのかと捉えておりますけれども、こういうところについては全面的にケアマネージャーがバックアップして、個別計画を作成していく。このように認識している中で、いずれにしても、町会、防災区民組織が、こういった避難行動要支援者の方の個別計画をつくることになるという認識でよろしいのかどうかの確認です。

そうしますと、特に進んでいない町会、たくさんあると思いますけれども、この町会自身の個別計画の作成の意識が非常に重要になってくると思うのですが、この辺については、どのように町会、防災区民組織にお話を通されているのか、また理解が進んでいるのかを確認させていただきたいと思います。

それから、95ページの、がけ・擁壁安全化支援事業の改修工事助成では、当初予算で助成については3,000万円余計上されていて、今回2,200万円の減額補正ですが、これについての実績を含めた説明をお聞きしておきたいと思います。それから、実績の中では、これまでアドバイザーが多々派遣されて、現地に赴いて、またオーナー、所有者などとお話をしながら、がけ・擁壁の維持管理や改修についての課題をまずは認識していくというところから始まるのですけれども、3年たって、なかなか実績が上がってこない、改修工事には至っていないという実態がございます。そこで、一層力強く取り組

んでいただきたいという思いも含めて、区内に、アドバイザーや区から見て、ここは本当に危険度が高い。早急に、またなるべく早く、手を入れなければというところが、実際にどのぐらいあると把握されているのか。これについてのお話を伺っておきたいと思います。また、来年度の予算を見ましても、同程度の予算立てがされていますので、来年度についての力強い取組のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、141ページの後期高齢者歯科健診事業については、今年度、対象年齢が一段拡充されて、対象者も増えてというところなのですが、残念ながら、当初予算で2,265万円余の予算立てのところ、今回593万円の減額補正となったということで、これについてのご説明をお聞きしておきたいと思います。それから、2019年度は受診率が12.1%というご答弁を頂いておりますが、今年度の受診率はこれまでどのようになっているか、お聞きしておきたいと思います。

○品川財政課長 一般的に基金から、今年度の補正予算の件の部分でございますが、基本的には、今回、基金に積ませていただいている部分については、区民税が増額している部分、それから、それぞれの予算化していたものの執行がなかなか難しかった部分、こういった部分の金額を、確かに基金として積ませていただいております。

委員からご質問がありましたように、繰越金にすればという考えもあるかとは思いますが、やはり今年度、財政調整基金を見ると、活用を大分、行ってきたというところがございます。こういった部分で、まずは財政調整基金の積み増しをしてというところは、やはり大きな部分かと思えます。

いろいろと考え方はありますが、やはり、もう今年度の見込みの中で、しっかりとスケジュール感を引き直して、来年度予算にしっかりとやっていこうというような考え方というところが大きなところかとは思ってございます。来年度、今まで令和2年度になかなか執行できなかった分等ございますので、来年度もスケジュール感をしっかり持って対応していきたいと思っております。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、避難行動要支援者個別計画作成についてお答えいたします。今年度、災害時に自ら避難することが難しい方に対して個別に避難計画をつくっていこうということで予算を頂いておりましたが、まず、これはケアマネージャーたちと一緒に計画をつくっていくというものでございますけれども、新型コロナウイルス感染症を受けまして、なかなかしっかりと打合せの場を持つことが難しいということもございまして、今回、減額補正という形で提案を出させていただいたものでございます。しかし、来年度の当初予算におきましても同じように計上させていただいて、引き続き、こちらはしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○中島防災課長 防災区民組織との関係でございます。やはり避難行動要支援者の支援に関しましては地域の共助が重要なことから、平成28年度から支援の補助をしております。今後も福祉部と連携いたしまして、しっかりと地域の意識啓発に努めてまいりたいと思います。

○長尾建築課長 がけ・擁壁安全化支援事業につきましては、本年度、助成申請が2件出てまいりました。今年度、工事を完了するのは1件の見込みとなっております。今年度、補正予算をかけましたが、その2件を除く工事費助成を減額させていただいたところです。

アドバイザー派遣につきましては、今年度も10件程度出てきておりまして、所有者の方、居住者の方といろいろお話をしてきております。次年度につきましても、これまでの取組を継承して、さらに耐震、がけの安全化を図ってまいりたいと思っております。

○池田国保医療年金課長 私からは、後期高齢者医療の歯科健診の減額についてのご説明をさせていただきます。こちらにつきましても、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けまして、高

齢者の方がなかなか受診できなかったということで、今回は減額補正をお願いしたところでございます。来年度につきましては、対象年齢も拡大するような形で頑張りたいと思います。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 歳入、58ページの諸収入、受託事業収入で、土木費受託収入、それから、106ページ、債務負担行為、ちょっと順番があれになりますが、時間があれば90ページ、土木費の都市計画費をお願いします。

まず、土木費受託収入ですが、4億7,620万円の減額です。これらは、排水施設建設費収入と下水道管改修整備費収入の減額です。これは、歳出のほう、具体的に土木費を見ますと、排水施設建設事業、それから下水道改修事業がそれぞれ減額になっております。このマイナスの補正については、第二戸越幹線のほうは、具体的な報告が建設委員会であったと伺っていますが、この減額について簡単にご説明をお願いします。それから、老朽化対策事業、下水道改修事業のほうもお願いします。

○松本河川下水道課長 排水施設建設事業および下水道改修事業の減額についてご説明をさせていただきたいと思います。第二戸越幹線の上流部シールド工事の減額補正につきましては、工事の変更に伴い、工事を延長しましたことから、令和2年度に計画していた施工実績が上がらなかったことによる減額でございます。

老朽化対策事業の減額補正につきましては、契約不調に伴い、工事規模を縮小して再発注をしたため、その差額分が減額となっております。

○高橋（し）委員 第二戸越幹線のほうは、そういった工事に支障が出たということで、かなり影響が出ているとお聞きしています。ただ、この両方の減収よりも、下水道のほうですが、特に減額分については、9,500万円とありますけれども、もともとは6億円以上の予算を組んでいましたけれども、こういったことで事業が行われなかったということで、元請と下請という言い方が適切かあるのですけれども、区内の事業者たちにお仕事が出回ってくると思うのですが、そういった影響、本来区内の事業者たちが行うことができた事業が、こういった減額によって仕事が回らなかったのではないかと心配があるのですが、その点はいかがでしょう。

○松本河川下水道課長 老朽化対策事業につきましては、大体、年間3件の再構築工事ということで発注してございます。今年度も、そのうち1件が契約不調となりましたが、工事を取りやめるということではなく、その年度でできる工事の規模を縮小して再発注しており、業者の影響をできるだけ少なくするような努力をさせていただいているところでございます。いずれにしても、この老朽化対策事業につきましては、区民の生活を支える重要な事業でございますので、コロナ禍ではありますが、引き続き必要な工事を適切に発注していきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 不調に終わったけれども、工事の工期などを変更して、またその事業を行っていただいたということでもあります。そうすると、その元請のほうから区内の中小企業たちにそういったお仕事が出ているかどうかということは、区としてはどれぐらい把握できているか。また、その中で元請に、区内中小事業者にお仕事をということ、区としてどれぐらいの、何というんですか、強さというか、そういうものでご指導をされているのでしょうか。下請いじめではないでしょうけれども、コロナ禍の中で区内中小企業の方々のお仕事が減らないようにすることがとても大事だと思うのですが、その辺りはいかがでしょう。

○松本河川下水道課長 工事の発注につきましては仕様書の特記で、下請業者につきましては区内業者を極力使うことということで定めております。ですが、状況によっては、区内業者にできない仕事も

ありますので、そのところは把握できてございませんが、できるだけ区内業者を使うようなことで、仕様書の特記の中で記載させていただいているところでございます。

○高橋（し）委員 そういった指導をしていただいているということで、先ほど、地域の経済を守りたいと、ほかの課長のご答弁がありましたけれども、コロナ禍の中で区内事業者へのこういった形での経済支援を今後ともしっかりとお願いしたいと思います。その点は要望をお願いします。

次に、106ページの債務負担行為ですが、今の地域の経済を守りたいと関係があるのですが、債務負担行為が、平成30年度は14件で19億円余、平成31年度は19件で14億円余、令和2年度10件で5億円余です。債務負担行為の補正は、数が減って行って、かつ金額も減ってきております。まず、債務負担行為、ゼロ債だと思うのですが、その意義と、このように金額が減ってきてしまっているということは、先ほどの区内の中小企業たちの、いわゆる経済を回すというところに大きな影響があると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○品川財政課長 債務負担行為の部分でございます。年々少し負担行為が減っているというところでございますが、これは、工事のスケジュール的な部分等もございまして、そういった中での結果かと思えます。また、コロナ禍によって工事もいろいろ見直しが入ると思いますので、区内企業を助けるためにも、こういった工事を積極的に行っていきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 国土交通省のホームページでも、こういった債務負担行為、いわゆるゼロ債で多くの仕事を、工期の平準化も含め、そして新年度からすぐに事業ができるようにということで、積極的に推進しているといった部分もあり、自治体で何%ぐらい債務負担行為が行われているかということも、グラフ等で詳しく説明されています。今ご答弁いただきましたけれども、今後も債務負担行為で、こういった形で4月からすぐということ、仕事の着工が可能になるというようなことを、さらに、ちょっと金額が減っているところで、いろいろな工事の事情があると思うのですけれども、その点についてもう一度、区内事業者向けという大きな意義を持っておりますので、その点の配慮についてはいかがでしょうか。

○品川財政課長 コロナ禍によって区内事業所も大きく影響を受けているところがあるかと思えます。また来年度に向けて、区内事業者の、ある種、仕事を多くしていくという意味での工事発注等も考えながら、全体の流れ等もありますので、そういった部分も総合的に考えながら進めていきたいと思っております。

○高橋（し）委員 ぜひそのように増やして行ってというか、一定の支援をきちっとしていただきたいと思います。ありがとうございます。

時間があれですが、90ページの都市計画費、八潮地区の将来像検討経費、予算では890万円余だったのですが、440万円の減額補正。来年度予算のことですが、来年度予算には計上されておられません。計画どおりになかなか進まなかったのでしょうか。今後の八潮地区の将来像についての方向性と、あとマスタープラン等の改定がもしあればお答えください。

○鈴木都市計画課長 八潮地区のまちづくりの検討経費でございますが、今年度、過去、アンケートを行ってございます。そうしたアンケート結果の説明や、あるいは地域の方々、事業者の方々等から意見を頂きながら、まちづくりガイドラインというまとめを、今年度、予定してございました。その中で、年が変わって懇談会の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、その懇談会ができなかったということで、委託費の減となっております。

来年度、予算要求をしてございませんが、一定程度、たたき案を、今年度の委託で取りまとめており

ます。そうした形で、職員を中心として、地域の方に意見を頂きながら、来年度、まちづくりガイドラインを取りまとめたという予定でございます。

それから、マスタープランのお話もございましたが、その上位計画のマスタープラン、10年、中間期にあたりますので、マスタープランを取りまとめていきたいというところを、今、考えてございます。

○高橋（し）委員 八潮地区の方々も大変、まちづくりについては期待されておりますので、ぜひその支援をよろしくお願いいたします。以上です。

○渡部委員長 関連。安藤委員。

○安藤委員 今のところで、八潮地区の将来像検討経費の計上が来年度はないということですが、今の課長の答弁ですと、新型コロナウイルス感染症で、本来やろうとしていた懇談会ができなかったのだけれども、一定程度、今年度の委託の中で、たたき台がまとまったので、新年度でガイドラインをつくりたいということですが、懇談会をやらずに新しいガイドラインをつくるということなののでしょうか。それは、やはり住民参加という点では、ちょっとよろしくないのではないかと思います。その辺の考えを伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長 再度ご説明させていただきますが、地域の課題や、あるいはアンケート結果について、将来的な建て替えに合わせたまちづくりガイドラインというよりも、今現在も事業者あるいは町会の方々、区も、歩道の拡幅などといった様々なまちづくりを進めてございます。そうした中で、一定程度、今、様々な主体が進めているまちづくりの方向性を、ガイドラインとして取りまとめていきたいというところでございます。

当然ながら、ガイドライン策定にあたっては、今現在、今年度もワークショップをしながら、意見を頂きながら取りまとめていきたいという予定でございましたので、新型コロナウイルス感染症で遅れた分を、来年度しっかりワークショップという形で検討を進めて、ガイドラインを作成していきたいというところでございます。

○安藤委員 まちづくりは、やはり住民が主体でなくてはいけないと思います。今年度は新型コロナウイルス感染症の関係でできなかったということです。ワークショップという話もありますけれども、今年度できなかった、住民の意見を取り入れるということ、ぜひしっかり新年度ではやっていった上で、どういうまちづくりの方針を決めるかということ、初めての土俵に、入り口になると。少なくとも最低限の条件だと思いますので、その辺はしっかりと住民参加を貫いていただきたいと思います。以上です。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 ページ67の地域資源活性化事業補助と、ページ68、スポーツ推進費とオリンピック・パラリンピック準備費について伺います。

まず地域資源活性化事業補助ですが、これは、事業自体が地域に根づいたイベントになるような、様々な団体が主催する、観光資源を活かした新たなイベントを対象に、4年間の継続的支援を行う助成制度ということで、今現在、新規事業の募集はしていないということでもあります。

改めて、新規事業は募集していないということで、これは以前も決算特別委員会でごったのですが、今度、来年の事業としては、今まで継続してやっているイベントに対しての予算は入っているのかという確認と、事業として、残り年数の考え方について教えてください。例えば、今開始して1年目なら、2年、例えば新型コロナウイルス感染症でできなかった状況があるとしたら、次はまた2年目としてできるのか、2年過ぎてしまったので4年目になってしまうのか、改めてそこも教えていただきたい

と思います。また、前回の質問のときに、各種団体にしっかり周知していきますということだったので、どのようなお知らせをしたのか教えてください。

次に、68ページのスポーツ推進費とオリンピック・パラリンピック準備費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業の実施が難しくなったり、延期になったり中止になったりして、こうした減額補正になっているのだと思いますが、その確認をさせてください。自粛期間中も含めて、実施状況について、どのようになったか教えてください。その中で、オンラインで事業が実施されているようなところも数多く見られましたが、オンラインでの実施についても、どのようなものがあつたのか、参加状況や実施状況を教えていただければと思います。

○古巻文化観光課長 まず、地域資源活性化事業補助に関してでございます。今年度は、今、委員からもご案内のあつたとおりでございますけれども、新型コロナウイルス対策、感染症の拡大によりまして、なかなか地域の事業も予定どおりにできないというような状況が続いておりまして、補助金対象の事業につきましても、中止になってしまったものが半数以上となっていて、まだ未定のものもございすけれども、実施できているもののほうが少ないという状況でございます。そういった状況を踏まえまして、本来ですと通減ということで、5分の1ずつ通減していくような形でございますが、中止を選択せざるを得なかった事業につきましては、来年度につきましては補助金の通減は据置きまして、中止ということではできなかったものについては、引き続き、また年数の延長という形になりますけれども、そういった扱いをさせていただきたいと考えておりまして、個別にそういった中止のお話を頂いた地域の団体の方については、個別にお知らせをさせていただいている。そういった状況でございます。

○中元スポーツ推進課長 私から、地域スポーツの実施状況に関わる部分をお答えさせていただきます。こちら、今回減額補正させていただきましたものは、主に障害者スポーツチャレンジデーで、やはりなかなか代替事業は難しく、新型コロナウイルス感染症の状況なので、今回は中止とさせていただいたもので、減額をさせていただきました。

また、品川区スポーツ推進計画策定等でございますが、これは、スポーツ推進計画とスポーツ施設長寿命化計画、区民スポーツ振興事業調査と、3つの計画の中で、そのうちのできなかったもの、見送ったものが、区民スポーツ振興事業調査検討で、こちらは令和3年度に予算を再計上させていただくものでございます。

また、学校施設の開放業務は、学校開放が休止や時間短縮してございましたので、シルバー人材センターへの委託の時間等の減額でございます。

また、最後の区民スポーツ大会も、会場にやはり大勢の方が集まるので、今年度につきましては見送らせていただいたもので、減額補正をさせていただきました。

一方、ただ、こちらの減額補正しているもの以外で、3月末の春休みの時期に予定しております親子でジュニアスポーツフェスタという、リアルな運動のイベントがあつたのですが、こちらは、親子で様々な種類のスポーツを体験していただくというものを、オンラインに切り替えさせていただきまして、オンラインイベントとして、おうちでも参加できる形で、こちらは定員300名ということで、6つのコンテンツを用意してございます。単に体づくりというだけでなく、東京2020大会を盛り上げるという意味合いで、親子でダンス教室で、品川区3競技応援キャラクターと一緒に踊ろうとか、あと観光大使のシナモロールのショーが、全然、今、地域イベントでできなくなっているところもありますので、キッズダンスということで、品川観光大使のシナモロールと踊ろうという番組も用意しているものでございます。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 オリンピック・パラリンピック準備課の補正予算についてご説明申し上げます。こちらは、新型コロナウイルス感染症が収まった段階でできるであろうという、予算を残していたものの中で、やはりできなかった、もしくは規模を小さくしてやったので減額したというものを計上しております。

そのほか、事業については、オンラインでできるものは幾つか開催したり、ハイブリッド型でリアルとオンラインと並行でやったものなどがございます。1年前どうしようか会議や、オンラインホッケー教室、その他、ブラインドサッカーの出前体験教室などもオンラインで実施したところでございます。

○大倉委員 地域資源活性化事業補助のほうですが、分かりました。ありがとうございます。据置きということで、今、活用している事業の中には、2年などが中止で過ぎているようなところも含まれていて、告知するだけでも、先ほどもちょっとお話でありましたが、費用がかかってきて、やはりこれをしっかり地域に根づかせていくというところでは、こうした費用が結構負担だったりするのかと思っております。そうした経費負担について、少し応援できないのか、支援できないかと思っているのですが、その辺のいろんな告知をしたり、「中止です。来年もよろしくお願いします」みたいな形で、そのイベントが地域に根づくというためには、しっかりお知らせをして周知していくということが大事かと思っていますので、そうした支援について教えてください。

スポーツ推進費とオリンピック・パラリンピック準備費ですが、オンラインでも実施することができるものもあったし、実際、中止になったものもあると思います。ご説明の中では、オンラインとかとのハイブリッド型もあって、非常にいろいろなやり方ができるのだというところではございますが、こうしたオンラインイベント等に、もともとは多分、実際は現地でやるというところで計画していたけれども、オンラインイベントに実際は転換できたというようなところの工夫とか、そうした課題について、契約の関係もあるというようなお話も伺っておりますが、実際にできたもの、オンラインで実施したもの、できなかったもの等の課題について教えてください。

○古巻文化観光課長 まず地域資源活性化事業補助の関係でございますけれども、周知と、また準備経費等、支出せざるを得なかった部分というのは当然出てくるのかと思います。際限なくということはなかなか難しいですし、ちょっと状況に応じてという形になりますので、その辺りは個別にご相談に応じながら、柔軟な対応ができればとは考えております。

○中元スポーツ推進課長 地域スポーツのほうでは、当初からこれほど感染拡大の状況が長引くという想定が、昨年の予算要求段階ではできておりませんでしたので、やはりリアルイベントの形で用意していたものは、なかなか切替えが難しかったというところがございます。ただ、やはりその中で、3月のイベントにつきましては、この間、様々検討時間もございましたし、庁内の企画調整課などに、従来はリアルイベントだったけれどもオンラインでやらせていただきたいということを庁内調整させていただきまして、また契約では経理課にも調整を取らせていただきまして、今回切り替えることができました。今後もこのような形で庁内で連携を取らせていただいて、切替えをスムーズにやっていければと、また当初の段階から想定して予算要求もしたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 リアルでやるものと全く同じにはできないと思うのです。ただ、何を求めるかというところで、区民に多くのものを伝えることを考えながら、いろいろな手段を使って、オリンピックのことについて啓発していきたいと思っているところでございます。

○大倉委員 ぜひ柔軟に対応していただければと思います。東京2020大会なのですが、中止になるか、また延期になるかどうか分からないので、その辺も見据えてしっかり検討していただければと思

います。

○渡部委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 65ページ、オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助についてお聞きます。

新型コロナウイルス感染症は世界的大流行、いわゆるパンデミックの最中にあります。直近の調査では、世界では1億1,400万人の感染者、治療中の方は3,600万人、死亡者は264万人になり、まだ増え続けています。このほかに、報告されていない人数を含めると、異常な状況に現在はあると思います。また、国内では43万3,500人の感染者、死亡者は8,000人に迫っています。これに伴って世界的に医療崩壊が起きていて、死亡者、感染者は毎日増えています。新型コロナウイルス感染症の影響は甚大です。

そこで、お聞きます。商業・ものづくり課にお聞きます。商店街を歩いていると、閉店の貼り紙が目立つようになりました。まち工場も閉まっています。商店、製造業、サービス業も経営難に見えますが、区内産業の現状をどう把握していますか。教えてください。

そして次に、税務課と雇用確保支援事業についてお聞きたいと思います。区民生活については、今、失業率がすごく高くなっている。そして、雇用環境も悪いと聞いておりますが、現状をどのように把握しておられますか。教えてください。

○品川財政課長 現状の区内景気というところのお話かとは思いますが、中小企業の景況調査等を見ますと、やはり非常に厳しい状況であると。リーマンショック時とそう変わらないというところの状況等でございます。区としては、令和2年度、中小企業等の支援等を通じてやってまいりました。引き続き、こういった制度を続けてやっていきたいと思ってございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 区内の商店街への影響というような話でよろしいでしょうか。

○須貝委員 今、区民生活についてどうですかという、それをどのように把握されているか。要は、今、我々が聞いているのは、失業率が高くなっている。それから雇用環境も悪いというお話です。区民生活についてどのように把握しておられるか教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 大変失礼いたしました。区内の状況につきましては、私どものほうで中小企業の景況調査などをやっているところで、依然としてよくないような状況が続いているということは認識しております。また、今日ちょうど国のほうで完全失業率なども出てきたような形で、少しはよくなっているという話はあるのですが、一方で、また2月のいわゆる緊急事態宣言などもありましたので、その辺について、まだ引き続き厳しいのかと認識しているところでございます。

○須貝委員 今お話があったように、区民生活、そして区内産業、本当に大変な状況、崖っ縁に迫り詰められていると思います。このような状況の中、まちの中は機運醸成どころか、国民の気持ちは消沈しています。そこで、オリンピック・パラリンピック準備課にお聞きますが、このような時期に東京2020大会は行うべきなのでしょうか。まちの中がこれだけ暗くなっている中で、世界ではいまだに代表選手が決まっていない種目が4割以上あり、日本でも同様だと聞いております。そして、試合ができない。選考会を開けない。練習もできないありさまで。選手の練習環境は、新型コロナウイルス感染症の影響で不平等、不公平の状況にあるので、これではフェアプレーな競技をすることができません。このような状況で東京2020大会をすることは間違っていないですか。ちょっとご見解をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 世界で初めてのオリンピックとパラリンピックの延期ということで、今年行う予定になっております。内閣府、それから東京都、大会組織委員会を中心に、

どうやって安全に、皆様が安心して大会が開けるかというところで、今現在検討しているところですので、私どももそれに従いまして推進していくものでございます。

○須貝委員 世界中で、これだけ多くの犠牲者が出ている最中です。そして今、世界中で、皆さんはオリンピック・パラリンピックどころではないです。それぞれ生きるために、やはり生活のために必死にやっている。こんな状況で、啓発事業とありますけれど、今は、やはりここは勇気を持って、東京2020大会は延期して、今年はやめて、そういうことを東京都にしっかり言わなくてはならないと私は思います。

これは子どもたちにも何と言うのでしょうか。もう、これだけみんなが、世界中が大変な状況にある中で、「オリンピック・パラリンピックをやります。みんな集まってください」、そういうものでしょうか。まして、スポーツをやる人が、いまだに代表が決まっていない。その中で、何で無理やりやらなくてはならないのでしょうか。みんなが楽しく、そしてスポーツを喜びながらプレーして、互いに競い合う。それが本来のオリンピックではないのでしょうか。そして、人類の大半の方が、新型コロナウイルス感染症の抗体である免疫を持っていない。そういう中で、無観客であるにしても、世界中から、選手とスタッフが日本に来るわけですね。それが、約2万人の方が来られる。2万人の方が来たら、やはり国内でも検査が必要ですから、そこに関わる医者、そして看護師、多くの方が、やはり今、先ほど、安全にやるためにいろいろ検討しているというお話ですが、どう見てもスタッフは足りないわけです。それでも、何が何でもやる。それはちょっとおかしくないですか。もう一度ご見解をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 メディア等に出ています世論調査等でも、やはり80%から90%の方が、大会の開催はどうなのだというふうなご意見をお持ちというのは、私も重々承知しているところでございます。しかしながら、スポーツというものは、人々に生きる力を与えるものでございます。ここで諦めるのではなくて、どうやって安全・安心な大会として開けるかというのを考えるのが、今、国の使命であると考えておりますし、私どももそれに従って、区民の皆さんが安全に楽しく、大会に向かって協力ができるような体制をつくっていくというのが、今やることだと考えております。

○須貝委員 ご存じのように、施設や病院で、新型コロナウイルス感染症で亡くなられている方もいます。その方たちを、自分の身内、親も、それからお子さんの立場になっても、見送れないのです。それすらできない。火葬されて終わった後、お預かりするという格好です。そんな状況です。それが、今もう終わったなら分かります。もう完全に終息して、皆さんが平穏な暮らしをしているというなら分かります。でも、違うではないですか。そして、いつうつるか分からない。感染するか分からない。このような状況で、果たしてやっていいのでしょうか。私は今日、子ども未来部、そして教育委員会の方にも見解をお聞きしたい。子どもたちにどうやってこれを説明するのですか。世界で毎日毎日人が死んでいます。毎日毎日人に感染しています。でもオリンピックをやるんです。そんなことが通るんですか。そんな教育を、教育委員会も子ども未来部も子ども育成課も、そういうふうにこれやっていいんだということなのですか。その辺のご見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 小学校、中学校、義務教育学校におきましては、オリンピック・パラリンピック教育ということで、様々これまでも学習を積んできたところでございます。また、東京2020大会につきましては、そのアクションのうち、見るという体験ができるということでの位置づけではございます。行われる場合には、安心・安全がもちろん第一でございますが、その中で、大事な見るというアクションを行うというところで準備を進めているところでございます。これまでも行ってきたオリンピック・

パラリンピック教育は、大会後もレガシーとして残っていくものでございますので、そういった理念、大事な部分は、引き続き教育としてしっかり行っていきたいと考えてございます。

○廣田子ども育成課長 今年度も、できる限りで東京2020大会をやるという想定で、オリンピックの選手、出たことがある選手に来ていただいて、卓球を習ったりという活動をしておりまして、子どもたちは、東京2020大会ができる・できないにかかわらず、オリンピックに出る選手たちのマインドを引き継いで、今、頑張っているところなので、そちらは応援していきたいと思っております。

○須貝委員 選手の皆さんが頑張っている。プレーしている方は頑張っている。それは分かります。私もスポーツをやっていた人間ですから、分かります。でも今、これだけの犠牲者が出ていて、その最中です。平然とやれるのですか。今、先ほど教育委員会の見解もありました。いや、レガシーだ、子どもたちに、見る教育が大事だ。そうではないのではないですか。では、もし身内の方が新型コロナウイルス感染症で亡くなっていたら、そういう気持ちになれますか。今、各所管の方々にお聞きいたしますけれど、身内の方が、もしこんなふうにお父さん、お母さんが亡くなっても、いや、関係ないですから、レガシーですから、いや、子どもに見る教育が大事だかという見解になるんですか。もう一度聞かせください。

○山崎文化スポーツ振興部長 経済対策のお話なども伺いまして、今、品川区をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策は重要事項でございます。それと同時に、オリンピックの関係も、そうしたコロナ対策を十分に施した上で、一丸となって開催に向けて準備・検討しているということでございます。それから、様々そこにまつわる付加価値として、教育上、子どもの価値、そうしたものも含めて、やはり一体となっていく責務は品川区もありますので、それに向けて頑張っていく所存でございます。

○須貝委員 今、品川区は独立した自治体を目指して、たしか歩んでいると私は聞いております。その中で、やはり上の方が、都が間違った判断をしているなら、今は取りあえずやめて、そして延期して、またやりましょうということを、しっかりとそこに教えなくてはいけないと私は思います。何が何でもやるんだ。危険を何とか回避。だって、新型コロナウイルス感染症が、世界中で流行しているのです。それで今、日本に変異ウイルスまで入って来ている。こんな状況下で、誰が見ても危険なのに、やる。いや、収まればやる。だって、ワクチンを打っても、なくなるのですから、それでもやるのですか。そういうことでも関係なく、今、部長はやるとおっしゃっていましたが、私は、都にきちんと、今回はやめて、順延して、先々やるということを、私は都にしっかりと行っていただきたいと思います。終わります。

○渡部委員長 次に、石田ひろ委員。

○石田（ち）委員 112ページの国民健康保険、そして132ページの後期高齢者医療、そして148ページの介護保険について伺いたいと思います。

今、新型コロナウイルス感染の拡大によって、区民生活は未曾有の危機に襲われているという下での、令和2年度の最終補正予算ということですが、やはりそれぞれの保険料負担は軽減こそしていくべきだと思いますし、さらに新型コロナウイルス感染症に対応した保険料の減免などの対策は充実こそしていくべきという観点から質問したいと思います。

まず、国民健康保険と後期高齢者医療の保険料のコロナ減免です。新型コロナウイルス感染症で減収になった方への減免、コロナ減免について、品川区で減免した件数と、減免に使われた額を伺いたい。それぞれ教えてください。それで、この減免に使われた額は、どこから支出されているものなのか伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長 保険料のコロナ減免についてでございますけれども、後期高齢者医療のほうでございますけれども、77人の方が該当いたしまして、保険料といたしましては、およそ1,000万円ほどになります。国民健康保険のほうは1,622世帯になりまして、保険料については、およそ4億円ほどが減額免除の対象となりまして、こちらは国からの交付金で、全て戻ってくる予定になってございます。

○石田（ち）委員 すみません。あと、介護保険のほうも、減免件数と額を教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 今年度、介護保険につきましては減免ということで、今年6月から実施させていただいております。年度内いっぱい、やらせていただく予定となっております。

件数、金額につきましては、一旦保留とさせていただきます。

○石田（ち）委員 国民健康保険と後期高齢者医療、そして介護保険はそれぞれ減免がされているわけですが、区としておおよその想定数は持っていたのでしょうか。持っていたとしたら、その想定に対して実施数はどうだったのか。思ったより多いとか少ないとか想定内だったとか、そういったところを教えてくださいのと、あと、また国民健康保険と後期高齢者医療と介護保険ですが、それぞれの令和2年度の滞納者数、そして差押え数、それから国民健康保険や後期高齢者医療のところでは滞納処分の執行停止。こうした数、件数、そして収納率も、それぞれ教えていただきたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 先ほどのご質問にお答えいたします。今年度、12月末時点でございますけれども、申請を380件頂いております。このうち要件に当てはまる方が344件ということで、対応させていただいているところでございます。

○池田国保医療年金課長 まずコロナ減免についての数字でございますけれども、23区でも国民健康保険の減免については、4億円、5億円というような額になっていまして、ほぼ想定した範囲内での減額という形になっていると思っております。

それから、滞納者についてでございますけれども、後期高齢者医療のほう、今年がおおよそ1,600人ほどの滞納者がございまして、国民健康保険のほうは1万1,400世帯ほどございます。

それから、差押えについてでございますけれども、後期高齢者医療のほうについては差押えはゼロでございまして、国民健康保険につきましては、今年度は131件ほど、差押え、交付要求等の処分を行っているところでございます。

あと収納率でございますけれども、これは現年度分で申し上げますと、1月現在では現年度67.62%となっております。現年度としては若干、昨年よりは上がっているというところでございます。

あと、滞納繰越分についてでございますけれども、こちらは昨年より若干落ちているという状況で、細かな数字はまた後で報告させていただきます。

○石田（ち）委員 あと、国民健康保険と後期高齢者医療の傷病手当も支給が実施されたと思うのですが、その件数と額も教えてください。

○池田国保医療年金課長 傷病手当金でございますけれども、後期高齢者医療のほうは、東京都後期高齢者医療広域連合でやっているのですが、一応、品川区では1人、傷病手当金は、後期高齢者の該当の方はお一人で、15万2,000円ほど支給したということになっています。

それと、あと国民健康保険につきましては12人の方に傷病手当金を支給させていただきまして、合計がおおよそ100万円ほどという形になっています。

○石田（ち）委員　やはり新型コロナウイルス感染症で多くの方が、減免や傷病手当といった支援策を利用しているということだと思うのですけれども、この保険料の減免や、傷病手当もそうですけれども、今年の3月31日が対象期限ということになっていると思うのです。これは延長するべきだと思うのですけれども、全く新型コロナウイルス感染症も終息する状況ではないですし、また広がるかもしれないという状況ですから、やはり延長していくということを求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長　先ほど答弁が漏れておりました滞納繰越分の収納率でございますけれども、26.3%でございます。

それから傷病手当金とコロナ減免についてでございますけれども、傷病手当金につきましては、国から文書で、6月末まで延長するというようなことで、今、通知がきたところでございます。またコロナ減免につきましても、国のほうで少し検討するというようなことが、この間、新聞報道では載っておりますところでございます。

○石田（ち）委員　ぜひ区としても、延長というか、減免と傷病手当というところに出していただきたいと思いますし、だと思えますという状況なら、区のほうでしていただきたいと思います。

それで、国民健康保険と後期高齢者医療のほうも延滞金を取り始めたと。国民健康保険は高く払えないという声がもうずっと続いていますし、後期高齢者医療は昨年、特例軽減の廃止で、とてつもない値上げがされてきたわけです。そして、この新型コロナウイルス感染症ですから、保険料は、私はもうそもそも引下げこそすべきだと思うのです。そういう中で、国民健康保険も後期高齢者医療も、滞納者に対して延滞金を取るということをしてきたわけですが、令和2年の延滞金徴収の件数と額を教えてください。

○池田国保医療年金課長　国民健康保険料の延滞金についてでございますけれども、こちらは、徴収済みの延滞金につきましては70件ほどで、未徴収の延滞金は248件ほどございまして、金額的には104万8,000円でございます。今回は補正で、当初の金額よりも延滞金の額が少ないということで、マイナスの補正をお願いしているところでございます。

○石田（ち）委員　私たちは、延滞金も取るべきではない。延滞金を課して、驚かせて払わせるみたいな対策だということで、やるべきではないということを求めてきましたけれども、これで収納率が、ぐんと上がっているという状況ではないと思いますので、コロナ禍ですから、さらなる負担を住民に押しつけるのはやめるべきだと思います。

それで、介護保険のほうなのですが、今までも、そして今回の一般質問でも、共産党は介護労働者の処遇改善を求めてきました。このコロナ禍でさらに介護従事者の労働の重要性の認識が広がる中、処遇改善の一つとして家賃助成を求めました。区の答弁としては、家賃助成については、既に区内社会福祉法人に対して住宅を貸与する事業を実施しているという答弁でした。これはどれぐらいあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長　家賃補助に関するお尋ねでございます。現在、区では、区内の高齢者施設に従事する法人に向けて、実際に貸与するという事業を行っているところでございます。こちらにつきましては、今、例えば1つ、戸越台特別養護老人ホームの中にも1つ入っているのですが、こちらにつきましては、現在、工事中ということもありますので、一旦、休止させていただいているところでございます。実績につきましては、今お調べしますので、少々お待ちください。

○石田（ち）委員　予算書に、社会福祉法人に8件と2件と書かれているのですけれども、そのことで

すか。10戸程度という認識でいいでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 その理解で結構です。

○石田（ち）委員 社会福祉法人も、2つの法人名しか出ていない。その上に10戸しかないという。介護従事者へのPCR検査のところでも、7,000人という数字が午前中にも出てきました。7,000人いる従事者に対して、わずか10戸で、家賃助成の事業をやっていますというのは、幾ら何でも少な過ぎる。処遇改善には全くつながらないのではないかと思うのですけれども、やはり家賃助成をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 家賃助成事業につきましては、東京都でも、一定の要件がございますが、各種事業を行っております。私どもは、必要に応じて、各施設、事業所に対して、そちらの制度も案内をしているところでございます。

○石田（ち）委員 やはり、コロナ禍で重要性がさらに認識が広がる介護従事者です。しかも人材が集まらないという状況ですので、そうした処遇改善を抜本的に進めて、しかも、そうした従事者の地位も上げていく。そういったことを進めていかないことには、人材も確保できないし、これからさらに必要になる介護サービスを受ける利用者にも影響が出てくると思います。ですので、家賃助成はぜひしていただきたいと思います。

最後に、態度表明をしたいと思います。国民健康保険は毎年値上げで、高過ぎて払えません。そして後期高齢者医療も、昨年、特例軽減が廃止されて、とてつもない値上げがされました。さらに、新型コロナウイルス感染症で区民生活は未曾有の危機にある中、保険料軽減こそすべきですが、軽減措置は3月いっぱい終了と。そして介護保険は、コロナ禍で介護労働者の重要性が改めて認識される中で、抜本的な処遇改善が求められているのに、全く不十分です。よって、令和2年度補正予算の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に反対の態度を表明して終わります。

○渡部委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 64ページ、地域活動費、それに付随して補正予算についての考え方を伺いたいのが1点。それと85ページ、商店街国際化、この2点について伺います。

先ほど来、各委員から、コロナ禍ということで、非常事態宣言下の中での、予算特別委員会でありますが、その中で、まず効率的に時間を短くしながらやるのが、私は、コロナ禍、非常事態宣言の中、必要であると考えます。それをまず念頭に置きながら、質問を1つずつ進めていきたいと思いますが、64ページの地域活動費、これは、区民の皆さんと区の結節点であります事業がめじろ押しにありますが、ここは、先ほど来お話しがありまして、コロナ禍によって、マイナス補正がされております。先ほど来、質問をすると必ず、新型コロナウイルス感染症の影響でということで、決まり切った文句に今回なっているわけですが、これら事業のマイナス補正、全部マイナスになってしまいましたけれど、感想を聞かせてください。

○川島地域活動課長 地域振興事業の最終補正の全般の感想というところでございます。

6億2,500万円余が差引き不用額の見込みというところで、3億3,500万円余、減額補正したということですが、こちらは、通常、活発にイベント等が行われるようであれば申請されるであろう補助申請がなかった部分、それから、大きな工事でも必要性が低いと思われる部分については先送りした。そういったものの積み重ねで、こういう形の減額補正を出させていただいたものでございます。ずっと出てきていると言われておりますけれども、これもコロナ禍の影響であると、感想を持っているところでございます。

○大沢委員 コロナ禍の影響ということで、先ほど来の理事者の皆さんのご答弁、コロナ禍によってマイナス補正、減額補正になりましたということ。この中で、過去2年を見ると、これは増額補正になっています。これは増額ということですから、事業に対する前向きな姿勢、前向きな流れの中での補正予算だと思いますが、今回についてはマイナスの補正。これは、コロナ禍ということで後ろ向きな補正予算になってしまっていますけれども、これについての先ほど来のお話をいろいろ伺っていて、話の流れというか、私は意義が見いだせないのですけれども、それについて私の意義が見いだせないことについての感想も、課長から聞きたいと。

○品川財政課長 今回の補正予算は、総額でマイナス補正ということで出しております。委員から先ほどお話があったところで、もう繰り返すという言葉そのまま言わざるを得ないところはあるのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の関係によるというところが、もう正直なところ、大きいところで、そこの中での総額という形で出してみると、やはりマイナスになってしまったところはあるかとは思います。

やはり世の中の流れというか、そういうところが令和2年度は大きく変わっていったというところがあります。そういう中で、区として対応していったところで結果として、このように執行残が出て、トータル的にはマイナス補正という形にはなっていました。やはり流れというところもあったかというところが、1つ感想としてはあります。

○大沢委員 マイナス補正については、いろいろ先ほど来、区の台所のやりくり等々の事情も十分に理解はしておりますけれども、本当に予算特別委員会の補正予算の審議にあたって、受けるのは議会なので、議会の話という部分と執行部の話ということは分けさせていただきながら、お話をさせていただきますけれども、補正は本当に必要だったのかどうか、ちょっと私は疑問に感じざるを得ないのですけれども、その部分はどういうふうにお考えですか。

○品川財政課長 最終補正としてはマイナスという形で出しておりますが、今まで、この最終補正を抜いて6回、補正を行ってきたところでは、当然プラス補正という形で出しております。必要がなかったのではというご質問に対しては、これは当然必要があったということで。これは、必要があるからこそ補正予算を上げているというところがございます。これだけ、令和2年度、大きく考え方等も変わって、企業等もテレワークというような新たな発想が出ている中で、やはりそういう新たな流れに対して、行政も予算を投じていかなければいけないということはございますので、そういう意味では、補正予算は必要であったということでは思っております。

○大沢委員 新たな流れの文言が聞きたくて、今、質問させていただいたのですけれども、この審議の仕方、議会と執行部ということで、審議のやり方、このマイナス補正について、そしてまた非常事態宣言下の中で、いろいろとやる工夫、創意工夫が、私は必要であったのではないかと思います。これについては答弁は結構です。今日も朝10時から、今もう18時を回ろうとしております。この非常事態宣言下の中、この進め方は、私はいかながなものかと思っていながら、こういう質問をさせていただきました。

次に、商店街の国際化に移らせていただきますけれども、品川区の商店街の国際化に関して、商業・ものづくり課の冊子、平成28年ですか、調べたところによると、ほぼ資料が、東京都と国の資料になっていて、区独自で調べたのは、ホテルにいるインバウンドの方、あと、まちなか、非常に少ないサンプリングの中で結論を出しているというような表記があったのですけれども、そこについてお答えいただきたい。

○遠藤商業・ものづくり課長 国際化の部分でございますが、この期間、平成27年度から実施させていただきまして、当初、商店街おもてなし店PR事業などですと、例えばいわゆる調査隊などが各商店街などを巡りまして、数としては270近いところが、そういう形で対応できるということで、ホームページなどでご紹介させていただいているところでございます。

○大沢委員 商店街の中の一番の悩みは、言葉が違うので外国の方とお話ができない。これが一番の悩みになっているということは、報告書に載っているからお分かりだと思いますが、ただ私は思うのですけれども、よく立石の商店街、そして新小岩のルミエール商店街、あと下北沢でしょうか、たまに行くのですけれども、これは、私のいるかつての武蔵小山をほうふつさせるような、思い出するような商店街でありまして、ここのところと何が違うかという、やはりグローバル化というのは、1つの商店街に対する空き店舗、要はお客様をそちらのグローバル化された土地に引っ張っていつてしまうわけですから、みんなそういうところの1つの要因があると思うのですけれども、そこについてどのように捉えられて、どのようにお考えになられて、どのように処していくか教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 グローバル化といったときに、商店街におきましては、1つは観光等で訪れる方がいるのかという部分と、あとは実際に住んでいらっしゃる方への対応といたしますか、ふだん使うというところの2種類あるのかと思っていますところでございます。ですので、商店街によって、それぞれお客様の層なども違ってくるところがございますので、現在、商店街エリアサポーター事業なども導入させていただいているところでございますので、そういう面で各商店街に合った支援策などを使うような形でできればと考えているところでございます。

○大沢委員 先ほどの平成28年の報告書でも、やはり品川区を訪れるインバウンドというのは、ホテルの、ビジネス目的の方が多いと。そして観光目的の方は非常に少ないということです、本気でインバウンドをつかまえるのであれば、まさに今、充電する、あるいは準備をするのにはいい期間だと思いますので、そこらのところ、先ほど冒頭に申し上げましたように、サンプリングの対象をもっと広げていただいて、区内在住者も数万人いるわけですから、そういうところ、あるいは品川区国際友好協会の方々、あるいは他の広告媒体とか、一般企業の群れのようなものも捉えながら分析をして、しっかりとしたインバウンド対策を取っていただきたいと思いますし、真の商店街の国際化とは何ぞやと、これは難しい問題かもしれないのですけれども、そこに対応する、実のある商店街の国際化、さっき言ったように、言葉が話せるようになるのが一番、目に見えて分かる方法ですけれども、そこらに向けた取組を一層加速していただきたいのですけれども、どのように思われますか。

○遠藤商業・ものづくり課長 商店街にとって、外国人の方も大事なお客様の一人だと思っております。それぞれ商店街に合った部分で、いろいろな形で研究させていただいて取り組めればと考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 84ページの産業経済費、87ページの駅周辺等放置自転車対策事業。

84ページの産業経済費ですが、先ほど来出ております家賃支援給付金、約6億円近くマイナスという、使われなかったというところが、84ページには載ってこないのですが、それはなぜなのか。どこか別のところに出ているのか。これからどのような処理をされるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから放置自転車は、前回の決算特別委員会とき、下神明駅の駐輪場に、水たまりができるということで、今日みたいな雨の日がありますと、翌日、二、三日後、水たまりが奥のほうにできてしまう

ということで、この間ちょっと通ったら直っていたような気がしたので、その辺の取組状況を教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金が減額補正をしていないというようなお尋ねかと思います。家賃支援給付金につきましては、補正予算で、11月2日から実際に申請等を受け付けさせていただいたところございまして、一方でこちらは今回、補正予算の内部での取りまとめといいますか、報告の部分が12月中というところがありまして、なかなかその段階では、執行がどうなるか見込めなかったところがありますので、今回は補正予算としては上程しなかったということでございます。

執行につきましては、やはり国のほうの申請が少ないところの影響もございまして、おおむね、今現在で件数としては大体40%ぐらいの申請をいただいております、金額としては20%ぐらいの申請というところでございます。まだもう少し時間がございまして、かなりの金額が残額として残るのかという認識ではおります。

○川口交通安全担当課長 下神明駅の自転車等駐車場の維持工事関係でございます。こちらは、委員がご指摘のとおり、一部に水がたまっておりまして、雨天時は非常に水たまりになりまして、ポート等が使えなかったのですけれども、こちらにつきましては、舗装のかさ上げを実施し、本年の2月18日に工事を完了しましたので、再開したところでございます。

○たけうち委員 すみません。ちょっと聞き方が悪いのかもしれないのですけれども、ここに載っていないという事情は分かりました。直近なのでということで。それで、今後どこかに載ってくるのか。たまたま、そのまま多分、何も載らずに、これは気づかなければこれに出てこないのだという話で終わるということですか。

それで、この事業についてはいろいろありましたけれども、先ほどもご報告いただいて、予算では7,200件ぐらいを想定していたのだけれども、残念ながら2,700件ぐらいで終わってしまっている。金額もかなり減っている。ここの読み違いというか、ここはなぜ、実際に予測したものよりも、これだけいかなかったのかというところが、それはそもそも多く想定して組んでいたのか、それとも周知が足りないのか、それとも皆さん、何でしょう。私などはちょっと感じたのは、これは仕組みとして、国に比べて東京都と品川区の金額が圧倒的に違うので、それでなかなかもう、これぐらいだったというので、面倒くさくて申請しなかったのか。どこに原因があるのかというのを、どういうふう考えているか。それに伴って、東京都の家賃支援給付金を、品川区のこの方々で申請された件数は、多分わざわざ東京都からお知らせはないと思うのですけれども、そういうのはつかめるのかどうか。それで、それに対して2,742件、東京都がどれぐらいあって、では品川区はこれぐらいなのか。そこからも、なぜなのかというのが読み取れると思うのですけれども、その努力をどのようにされているかというのを教えてください。

それから、下神明の駐輪場は、あした、あさって、もう一回見ていただいて、雨が降った後に、やったはいけど、また、たまっているなどということがあるかもしれないので、あした、あさってが大事だと思います。

それから、去年のその際に、あそこはご報告いただいて、品川区の中で一番、利用率が低いところで、いろいろな活用方法の一つとして、シェアサイクルなどいいのではないかと。これは断定はできないかと思うのですけれども、それについての、今後何か検討されていることがあれば教えてください。

○遠藤商業・ものづくり課長 家賃支援給付金の執行状況があまりよくないというところでございますが、1つは、こちら、国も都もそれほどよくないという状況がございまして。国のほうの悪かったとい

いますか、難しい部分といたしましては、1か月で50%の売上減、あるいは3か月続けての30%の売上減というハードルが少し高い部分があると見られています。それからもう一点は、やはり家賃なので、いわゆる賃貸借契約書がなければいけないようございまして、ところが結構、口約束に近いようなものであったりというところで、なかなか進まなかったと認識しております。

もう一点の、東京都で申請して品川区で申請していないようなケースでございしますが、なかなか判断することはできないところなのですが、逆に今回の品川区の家賃支援給付金、事前の予告も含めまして、戸別配布などかなり周知をさせていただいたところございまして、逆に、「東京都があったの」とか、あるいは「国のほうも知らなかった」というような意見、話も頂いたところございしますので、かなりの確率で、東京都の申請をされた方は品川区にも申し込まれたのかと考えているところございまして。

○稲田土木管理課長 下神明駅の駐輪場の件で、先般、決算特別委員会で委員からご提案、お話がありました、シェアサイクルのポートも造って有効利用したらどうかというお話についてです。

私どももその後、検討いたしました。シェアサイクルは周辺にポートがないというところが、まず1つあります。駐輪場を中心として東側に約400メートルほど行ったところに品川区役所のシェアポートがございまして、北側も西側も南側も、一番近いのが400メートル先の区役所のシェアポートだということで周辺にないということです。それから、利用駐輪場の利用率が、利用時間に余裕があるということで、この辺も並行してやっていくといいのではないかと、区でもある一定の利用はできるのではないかとということで、底地が東京都のものでございしますので、東京都と今、調整をやっております。

○たけうち委員 駐輪場のほうは、またぜひよろしくお願いします。

家賃支援のほうですけど、さっき、どこが原因かというので、国の状況をおっしゃっていただけけれど、国と東京都が均整が取れていれば、今言った家賃の契約書がどうのこうのなどという課題は、品川区の申請の場合はそんなに出不来はずなんです。ただ、今、周知は一生懸命やられたと。だから、そこを、我々も何が原因なのかというのはやはり、東京都に聞いてください。もし、教えてくれないのなら、しょうがないんだけど、東京都のほうに申請が出ている品川区からのものは何件あったのかと。それに対して何割が品川区に申し込んだのかという。

それで、ご答弁の中では、このスキームはこれで終わってしまうのだけれども、この間、本会議で新妻委員が質問したときに、区長からは、今、国のほうで、一時支援金のいろいろな取組をやっている中で、その動向を注視して検討していくというお話があったのですが、家賃支援給付に限らず、国と東京都がやっているものに対して、そこで足りないものは、家賃支援給付みたいに、そこに上乗せしていく。また、そこでやっていない業種があるならば、そこもしっかり見て、そこに対して区独自で何か支援ができないのかというところを、ぜひ検討してもらいたいのですが、ご答弁をお願いします。

○遠藤商業・ものづくり課長 今回の執行率があまりよくない部分につきまして、東京都と、いろいろこちらから伺って、しっかり検証していきたいと思っております。

また、今後の支援につきましても、様々なものが考えられるかと思います。現状では、広く使える新型コロナウイルス感染症対応特別助成などをさせていただいておりますが、そのものも含めまして、またいろいろ考えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡部委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、56ページ、基金繰入金と基金積立金、それから38ページ、特別区財政調整交付金、それから65ページ、区民保養所経費等について伺いたいと思っております。

まず、この補正予算でありますけれども、基金への積立てが約91億円ぐらい、繰入れの三角があっ

たりすると、これをプラスマイナスすると107億円ぐらい、これが出ている。結果としては、補正予算自体は9億5,000万円のマイナスということであります。では、これは前年度はどうだったのかと考えると、さっき私が言ったプラスマイナス107億円が、前年は積立てとか繰入、マイナスを考えれば117億円。だけど、全体では5億1,000万円のプラス。これは、プラスマイナスを考えると、去年のこの段階の補正と今回の補正は、あまり変わっていないということなんだ。逆にプラスではないかと思うぐらいの補正予算だと思っているんだけど、その考え方で合っているのかどうかというのをまず教えていただきたいのと、それから区長の英断もあって、しながわ活力応援給付金、それ以外にも様々な介護福祉サービス従業者へのPCR検査とか、コロナ対策に非常に迅速に動いていただいて、様々、柔軟な対応もしていただいて、やってきた。私は非常にその部分については評価しています。そう考えていくとなると、ここにも書いてあるけれど、財政調整基金、令和2年度末基金見込額、81億9,000万円余と書いてあるのだけれども、この見込みで、昨年、令和元年度の決算年度末は、1,027億円強の基金残高。その前の年は960億円ぐらいだった。そう考えると、これは出納閉鎖して決算段階になると、多分60億円とか70億円増えてくる。これは毎年のことだから、何となく増えてくると考えると、事業としては、コロナ対策などに使ってきたから、もちろん基金は減っているわけですが。だけれども、新型コロナウイルス感染症もあったから減っているのだけれども、基金は、1,027億円から、今の段階で見込みは幾らぐらいになると思っていられるのか。ここに見込額と出しているのだから、うまくいけば70億円、80億円、考え方として我々がプラスすればいいのだと。そういうことで、その見込みを教えていただきたいというのが1つ。

それから特別区財政調整交付金なのだけれども、ここで約9億円マイナスだということであります。法人住民税の国税化など、いろいろ話は出ているのだけど、これは、我々の政党でも今、都内で議論はしておりますけれども、都市計画交付金の都市計画税の話で、割合が7.3%で、8%ぐらいしか使っていない。これは、そこの割合に見合うようにしてくれと、私も何度もここでも言っているのだけれども、もう一点は、こういうときだから言うのは、事業所税だと思っています。これが約1,100億円ぐらいあるわけで、これが55.1%で考えると、品川区は中間的だから割り返すと、25億円ぐらいは品川区に入ってくるのだらうと。これは市町村民税なので強く言ってほしい。もちろん我々も言っていこうと思っていますけれども、ぜひ何かのときで、この事業所税にも都市計画税にも、国税化はもう何を言っても国が動いてくれないなら、東京都も新型コロナウイルス感染症でお金をたくさん使ってしまったかもしれないけれども、やはりこの辺は地方自治体として、訴えていくところは訴えていていただきたいと思っていますので、それを教えていただきたい。

それと、区民保養所なのだけれども、これは民間貸付方式にしてよかったと思っているのだけれども、例えばさっき、光林荘が1億4,880万円余、マイナスです。これは、大規模修繕をやらなかったという理解でいいのか。そこだけちょっと改めて聞きたい。これは、宿泊費助成が1,881万円余マイナスなんだけど、このマイナスは、行く人が減ったからということなんだけど、その1億4,880万円余のマイナスは、大規模修繕をやらなかったという理解でいいのか、それをまずちょっと教えていただきます。

○品川財政課長 基金と特別区財政調整交付金の件についてでございますが、まず基金のほうですけれども、先ほど委員からお話があったように、積立額が、前年に比べると、トータルとして、繰入等も含めて少なくはなっているというところがあるかと思います。前年と大きく変化がないのではというようにお尋ねがあったのですが、やはり歳入の面で、前年と大きく違っているところがやはりあるかと思

います。昨年度の最終補正は、区民税、それから特別区財政調整交付金とも、ともにプラスで補正をしているという動きがあります。これは当然、新型コロナウイルス感染症の流行がなかったというところの比較になるかと思います。それから、あと一方、歳出のほうなのですが、歳出の執行残のほうも、やはり前年のほうは全体として多分20億円ぐらい少ないのかと思っております。そういった、大きく前年度とは違う状況等もありますので、金額としては前年度プラスというような形で出しまして、今年度はマイナスというような形で出しているというような考え方でございます。

それから、積立金の見込額というところでございますけれども、現時点の最終補正で基金の積立額なのですが、おおむねですけれども、750億円程度とということになってございます。この後、決算がありまして、決算のところでどれぐらい執行残があるかというところで、また基金の額が変化はしてくるというようなところになってくるかと思います。それで、見込額は幾らだということは、なかなか難しいところはありますけれども、決算の中で、また新たに状況によって基金の額が変化してくるというようなことは、考えられるところでございます。

それから、特別区財政調整交付金のほうなのですが、法人住民税の国税化によって、非常に税が大きく取られましたので、ここでやはり非常にダメージを受けているというところはございます。こういう中で、国に対して、国税化については、23区、それから東京都と一体となって声を上げていきたいと考えております。

財政調整交渉の中の話になりますけれども、当然、都市計画交付金については、実際に自治体で、本当は普通の市区町村だと都市計画税は丸々使えるのですけれども、基本的には、区に回ってきているのは、25%しか回ってこないんです。75%は東京都の分という形になっています。実態に非常に見合っていないというところがございますので、こういった部分は、また引き続き財政調整交渉の中で、声を上げていきたいと思っております。それから、法人事業税につきましても、やはり財政調整交渉の中で声を上げて、やっていかなければいけないというような形で考えております。

いずれにしても、この2つの件、それから財政調整全体のことについては、やはり来年度の財政調整交渉の中で一つ一つやっていかなければいけないことではないかと考えております。

○川島地域活動課長 区民保養所についてのご質問でございますが、1点目の質問の1億7,000万円余の減額補正につきましては、光林荘の照明工事のLED化工事を先送りしたのになります。

○石田（秀）委員 では、今言った、見込みは750億円ぐらいだということなので、私は勝手に、大体830億円から850億円ぐらいかと思っておきます。そうすると、約200億円ぐらいは使ったのか、基金残高が減ったのかと思っておりますけれども、この辺はこの辺で、例えば学校は2校ずつ毎年改修していこうとか、シルバーセンター、そういうところも、保育園も、いろいろ今、改築しよう。この辺は、幾らコロナ禍だと言っても、やらなくてはならないことは必ずやっていくのだと、私は思っております。そういう意味では、やはり基金は積めるときに積んで、使うときにはしっかり使っていく。このメリハリは必ずつけていくべきであって、新型コロナウイルス感染症の問題も、やはり今、事業間でも格差は生まれているし、困っている方々もたくさんいらっしゃるということであれば、これはやはり、予備費でも私はいいと思っているけれども、柔軟に、これまでどおり素早い対応をしていただける。こういう考えを必ず持っていていただきたいと思っておりますので、ぜひこの点はよろしくお願いします。

特別区財政調整交付金は、お願いします。事業所税も、たまには我々も言いますが、これはやっていきましょう。取れる部分はやっていかないと、我々の税金ですから。

あと、保養所で、契約のところをちょっと聞きたい。例えば指定管理がここでは全く出てこないのだけど、契約という意味で、指定管理で、例えば指定管理の使用料を見込んでいるわけですね。それがマイナスではないですか。そうすると、補正で本来ならプラスしなくてははいけないですね。それが全く出ていない。ということは、多分これは決算か何かで出てくるのだろうけど、プラスをしなくてははいけない。だけど、プラスをするということは、事業をしなかったのだから、企業だって、雇用調整助成金などを、しっかりもらっていると思うのです。それで、こんなことがあると思っていないから、契約書上に、こういうときの対応をどうするなどという特記事項みたいなものはなかったと思うのです。だから、こういうときだからこそ、そういうところの契約条項の特記事項になってしまうけれども、そういうところの見直しは、手をつけたほうがいいと思っているので、そういう考えはおありなのか。あとは、今言ったように決算で、使用料等は負担しなくてははいけないというのが出てくる。雇用調整助成金もあるのだから、そういう交渉はどうなのか。そこだけは聞かせてください。

○川島地域活動課長 今、委員からお話でしたが、区民保養所は現在、委員もおっしゃっていましたが、民間貸付制度ということで、保養施設を民間事業者に貸付けて、当該事業者が運営主体となって保養施設の管理運営を行うもので、指定管理者制度の運用という形ではございませんので、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員 それは分かっているんだ。分かっている、そこは雇用調整助成金などで耐えているわけです。だけど、指定管理者はそうではない。特記事項にないので、利用料の分も、両方もらえてしまうわけです。だから、その辺の契約の特記事項を含めて、指定管理の部分も、そうやって見直すなどという考えだけ、最後に聞きたい。

○佐藤企画調整課長 新型コロナウイルス感染症に対応する指定管理の規定の関係でございます。今年度は、減収補填等も考えておりまして、その辺で、今年度は委員ご指摘のとおり、事業者との調整になりますけれども、来年度以降は、各種協定等にそういった文言を入れるように、今、調整をしているところでございます。

○渡部委員長 以上で、第1号議案から第4号議案までの令和2年度品川区各会計補正予算4件の質疑が全て終了いたしました。

これより採決に入ります。第1号議案、令和2年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計補正予算の4件を一括して採決いたします。

本件につきましては、起立により採決をいたします。本件につきまして賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立多数と認めます。ご着席願います。

よって、第1号議案、令和2年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日午前１０時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後６時０８分閉会

委 員 長 渡 部 茂